東北電原技第3号令和4年9月22日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東 北 電 力 株 式 会 社 取締役社長 社長執行役員 樋口 康二郎

設計及び工事計画変更認可申請書の一部補正について

令和4年6月30日付け東北電原技第2号をもって申請いたしました女川原子力発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請書について、別紙のとおり一部補正いたします。

本資料のうち、枠囲みの内容は、 商業機密の観点から公開できません。 別 紙

## 目 次

- 1. 補正項目
- 2. 補正を必要とする理由を記載した書類
- 3. 補正前後比較表
- 4. 補正内容を反映した書類

# 1. 補正項目

補正項目

補正項目は下表のとおり。

	補正項目	補正箇所
VI 添付書類		
VI-1-1-1-1	後電用原子炉設置変更許可申請書「本文 (五号)」	「3. 補正前後比較表」による。
5	この整合性	
VI-1-1-2-1-1	発電用原子炉施設に対する自然現象等による	追加する。「4. 補正内容を反映
	損傷の防止に関する基本方針	した書類」による。
VI-1-1-2-2-1	耐津波設計の基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-2-3	入力津波の設定	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-2-4	入力津波による津波防護対象設備への影響評	追加する。「4. 補正内容を反映
	価	した書類」による。
VI-1-1-2-2-5	津波防護に関する施設の設計方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-3-1	竜巻への配慮に関する基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-3-2	竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選	追加する。「4. 補正内容を反映
	定	した書類」による。
VI-1-1-2-3-3	竜巻防護に関する施設の設計方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-4-1	火山への配慮に関する基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-4-2	降下火砕物の影響を考慮する施設の選定	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-4-3	降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-5-1	外部火災への配慮に関する基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-5-2	外部火災の影響を考慮する施設の選定	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
VI-1-1-2-別添	1 屋外に設置されている重大事故等対処設備	追加する。「4. 補正内容を反映
	の抽出	した書類」による。

	補正項目		補正箇所
VI-1-1-3 取水口及		追加する。	「4. 補正内容を反映
		した書類」	による。
VI-1-1-4-1-2-1 原	<b>京子炉圧力容器</b>	追加する。	「4. 補正内容を反映
		した書類」	による。
VI-1-1-4-2-1-1 传	<b>使用済燃料プール(設計基準対象施設として</b>	追加する。	「4. 補正内容を反映
C	のみ第 1, 2 号機共用)	した書類」	による。
VI-1-1-4-2-2-2-1	燃料プール代替注水系 大容量送水ポン	追加する。	「4. 補正内容を反映
	プ(タイプI)	した書類」	による。
VI-1-1-4-2-2-3-2	燃料プールスプレイ系 主配管(スプレイ	追加する。	「4. 補正内容を反映
	ヘッダを含む。)(可搬型)	した書類」	による。
VI-1-1-4-2-2-3-3	可搬型ストレーナ	追加する。	「4. 補正内容を反映
		した書類」	による。
VI-1-1-4-3-5-2-2	復水貯蔵タンク	追加する。	「4. 補正内容を反映
		した書類」	による。
VI-1-1-4-3-6-3-1	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニッ	追加する。	「4. 補正内容を反映
	ト (熱交換器)	した書類」	による。
VI-1-1-4-3-6-3-2	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニッ	追加する。	「4. 補正内容を反映
	ト(ポンプ)	した書類」	による。
VI-1-1-4-3-6-3-3	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニッ	追加する。	「4. 補正内容を反映
	ト (ストレーナ)	した書類」	による。
VI-1-1-4-3-6-3-5	原子炉補機代替冷却水系 主配管 (可搬	追加する。	「4. 補正内容を反映
	型)	した書類」	による。
VI-1-1-4-7-1-1 原	<b> 原子炉格納容器</b>	追加する。	「4. 補正内容を反映
		した書類」	による。
VI-1-1-4-7-5-4-1	放射性物質拡散抑制系 大容量送水ポン	追加する。	「4. 補正内容を反映
	プ(タイプⅡ)	した書類」	による。
VI-1-1-4-7-5-4-2	放射性物質拡散抑制系 主配管(可搬型)	追加する。	「4. 補正内容を反映
		した書類」	による。
VI-1-1-4-7-7-1-5	原子炉格納容器フィルタベント系 主配	追加する。	「4. 補正内容を反映
	管(可搬型)	した書類」	による。
VI-1-1-4-8-4-1-1	大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タン	追加する。	「4. 補正内容を反映
	<b>ク</b> )	した書類」	による。
VI-1-1-4-8-4-1-2	大容量送水ポンプ (タイプⅡ) (燃料タン	追加する。	「4. 補正内容を反映
	<b>ク</b> )	した書類」	-
VI-1-1-4-8-4-1-3	原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニッ	,	「4. 補正内容を反映
	ト (燃料タンク)	した書類」	による。

補正項目	補正箇所
VI-1-1-4-8-4-1-4 タンクローリ	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
┃ ┃ VI-1-1-4-8-4-1-6 補機駆動用燃料設備 主配管(可搬型)	追加する。「4.補正内容を反映
TITITOTIO IIII/MAPAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAAA	した書類」による。
   VI−1−1−4−別添1 技術基準要求機器リスト	追加する。「4.補正内容を反映
The state of the s	した書類」による。
   VI-1-1-4-別添 2 設定根拠に関する説明書(別添)	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
┃ ┃VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条	追加する。「4. 補正内容を反映
件の下における健全性に関する説明書	した書類」による。
┃ ┃VI-1-1-6-別添 1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び	追加する。「4. 補正内容を反映
アクセスルート	した書類」による。
   VI-1-1-6-別添2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-1-3-2 燃料取扱設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵	追加する。「4.補正内容を反映
設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する	した書類」による。
説明書	
VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明	追加する。「4. 補正内容を反映
書	した書類」による。
VI-1-4-3 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポン	追加する。「4. 補正内容を反映
プの有効吸込水頭に関する説明書	した書類」による。
Ⅵ-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
   VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-1-8-4 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸	追加する。「4. 補正内容を反映
込水頭に関する説明書	した書類」による。
VI-1-9-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
IN 1 A Mr. 11 E	
VI-2-1-1 耐震設計の基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。

LA-7-7-E-1	
補正項目	補正箇所
VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-2-別添 3-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方	針 追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-2-別添 3-2 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア等	等に 追加する。「4. 補正内容を反映
おける入力地震動	した書類」による。
Ⅵ-2-別添 3-3 可搬型重大事故等対処設備のうち車両型	設備 追加する。「4. 補正内容を反映
の耐震計算書	した書類」による。
Ⅵ-2-別添 3-6 可搬型重大事故等対処設備の水平2方向2	及び 追加する。「4. 補正内容を反映
鉛直方向地震力の組合せに関する影響評値	価結 した書類」による。
果	
VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-3-1-6 重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-3-2-14 重大事故等クラス3機器の強度評価方法	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-3-3-2-2-2-1 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)の強度評価	書 追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-3-3-2-2-2-3 管(可搬型)の強度評価書(燃料プール	ル代 追加する。「4. 補正内容を反映
替注水系)	した書類」による。
VI-3-3-2-2-3-1-3 管(可搬型)の強度評価書(燃料プー/	ルス 追加する。「4. 補正内容を反映
プレイ系)	した書類」による。
VI-3-3-2-2-3-1-4 可搬型ストレーナの強度評価書	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
VI-3-3-3-6-3-1 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニュ	ット 追加する。「4. 補正内容を反映
(熱交換器)の強度評価書	した書類」による。
VI-3-3-3-6-3-2 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニュ	ット 追加する。「4. 補正内容を反映
(ポンプ)の強度評価書	した書類」による。
VI-3-3-3-6-3-3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニュ	ット 追加する。「4. 補正内容を反映
(ストレーナ)の強度評価書	した書類」による。
VI-3-3-3-6-3-4-3 管(可搬型)の強度評価書(原子炉補材	機代 追加する。「4. 補正内容を反映
替冷却水系)	した書類」による。
VI-3-3-6-2-8-2-1 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の強度語	評価 追加する。「4. 補正内容を反映
書	した書類」による。

補正項目	補正箇所			
VI-3-3-6-2-8-2-2 管(可搬型)の強度評価書(放射性物質拡	追加する。「4. 補正内容を反映			
散抑制系)	した書類」による。			
Ⅵ-3-3-6-2-10-1-3-3 管(可搬型)の強度評価書(原子炉格納	追加する。「4. 補正内容を反映			
容器フィルタベント系)	した書類」による。			
VI-3-3-7-3-1-1 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)(燃料タンク)	追加する。「4. 補正内容を反映			
の強度評価書	した書類」による。			
VI-3-3-7-3-1-2 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)	追加する。「4. 補正内容を反映			
の強度評価書	した書類」による。			
VI-3-3-7-3-1-3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	追加する。「4. 補正内容を反映			
(燃料タンク)の強度評価書	した書類」による。			
VI-3-3-7-3-1-4 タンクローリの強度評価書	追加する。「4. 補正内容を反映			
	した書類」による。			
VI-3-3-7-3-1-5 管(可搬型)の強度評価書(燃料設備)	追加する。「4. 補正内容を反映			
	した書類」による。			
第 3-2-1-1-1 図 【設計基準対象施設】燃料プール冷却浄化系	追加する。「4. 補正内容を反映			
系統図	した書類」による。			
第 3-2-1-1-2 図 【重大事故等対処設備】燃料プール冷却浄化	追加する。「4. 補正内容を反映			
系系統図	した書類」による。			
第 3-2-2-1-1 図 【設計基準対象施設】燃料プール代替注水系	追加する。「4. 補正内容を反映			
系統図(1/2)	した書類」による。			
第 3-2-2-1-2 図 【設計基準対象施設】燃料プール代替注水系	追加する。「4. 補正内容を反映			
系統図(2/2) 可搬	した書類」による。			
第 3-2-2-1-3 図 【重大事故等対処設備】燃料プール代替注水	追加する。「4. 補正内容を反映			
系系統図(1/2)	した書類」による。			
第 3-2-2-1-4 図 【重大事故等対処設備】燃料プール代替注水	追加する。「4. 補正内容を反映			
系系統図(2/2)可搬	した書類」による。			
第 3-2-2-1 図 大容量送水ポンプ(タイプ I)構造図	追加する。「4. 補正内容を反映			
	した書類」による。			
第 3-2-2-3-2 図 燃料プール代替注水系 機器の配置を明示し	追加する。「4. 補正内容を反映			
た図面(その2)	した書類」による。			
第 3-2-2-3-3 図 燃料プール代替注水系 機器の配置を明示し	追加する。「4. 補正内容を反映			
た図面(その3)	した書類」による。			
第 3-2-2-3-4 図 燃料プール代替注水系 機器の配置を明示し	追加する。「4. 補正内容を反映			
た図面(その4)	した書類」による。			
第 3-2-2-4-12 図 燃料プール代替注水系 主配管の配置を明	追加する。「4. 補正内容を反映			
示した図面(その12)	した書類」による。			

	44-7-7E FI	7: ** 44
the control of the co	補正項目	補正箇所
第 3-2-3-1-1 図	【設計基準対象施設】燃料プールスプレイ系	追加する。「4. 補正内容を反映
	系統図(1/2)	した書類」による。
第 3-2-3-1-2 図	【設計基準対象施設】燃料プールスプレイ系	追加する。「4. 補正内容を反映
	系統図(2/2)可搬	した書類」による。
第 3-2-3-1-3 図	【重大事故等対処設備】燃料プールスプレイ	追加する。「4. 補正内容を反映
	系系統図(1/2)	した書類」による。
第 3-2-3-1-4 図	【重大事故等対処設備】燃料プールスプレイ	追加する。「4. 補正内容を反映
	系系統図(2/2)可搬	した書類」による。
第 3-2-3-2-1 図	可搬型ストレーナ構造図	追加する。「4. 補正内容を反映
		した書類」による。
第 3-2-3-3-2 図	燃料プールスプレイ系 機器の配置を明示し	追加する。「4. 補正内容を反映
	た図面(その2)	した書類」による。
第 3-2-3-3-3 図	燃料プールスプレイ系 機器の配置を明示し	追加する。「4. 補正内容を反映
	た図面 (その3)	した書類」による。
第 3-2-3-3-4 図	燃料プールスプレイ系 機器の配置を明示し	追加する。「4. 補正内容を反映
	た図面 (その4)	した書類」による。
第 3-2-3-4-10 図	図 燃料プールスプレイ系 主配管の配置を明	追加する。「4. 補正内容を反映
	示した図面(その10)	した書類」による。
第 3-2-4-1-1 図	【設計基準対象施設】放射性物質拡散抑制系	追加する。「4. 補正内容を反映
	系統図	した書類」による。
第 3-2-4-1-2 図	【重大事故等対処設備】放射性物質拡散抑制	追加する。「4. 補正内容を反映
	系系統図	した書類」による。
第 4-3-2-1-4 図	【設計基準対象施設】原子炉格納容器フィル	追加する。「4. 補正内容を反映
	タベント系系統図(4/4)可搬	した書類」による。
第 4-3-2-1-8 図	【重大事故等対処設備】原子炉格納容器フィ	追加する。「4. 補正内容を反映
	ルタベント系系統図(4/4)可搬	した書類」による。
第 4-4-5-1-6 図	【設計基準対象施設】低圧代替注水系系統図	追加する。「4. 補正内容を反映
	(6/6) 可搬	した書類」による。
第 4-4-5-1-12 図	【重大事故等対処設備】低圧代替注水系系統	追加する。「4. 補正内容を反映
	図 (6/6) 可搬	した書類」による。
第 4-4-5-4-7 図	低圧代替注水系 機器の配置を明示した図面	追加する。「4. 補正内容を反映
	(その7)	した書類」による。
第 4-4-9-1-2 図	【設計基準対象施設】代替水源移送系系統図	  追加する。「4.補正内容を反映
	(2/3) 可搬	した書類」による。
第 4-4-9-1-3 図	【設計基準対象施設】代替水源移送系系統図	追加する。「4. 補正内容を反映
	(3/3) 可搬	した書類」による。

補正項目	補正箇所				
第 4-4-9-1-5 図 【重大事故等対処設備】代替水源移送系系統	追加する。「4. 補正内容を反映				
図 (2/3) 可搬	した書類」による。				
第 4-4-9-1-6 図 【重大事故等対処設備】代替水源移送系系統	追加する。「4. 補正内容を反映				
図 (3/3) 可搬	した書類」による。				
第 4-6-3-1-5 図 【設計基準対象施設】原子炉補機代替冷却水	追加する。「4. 補正内容を反映				
系系統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第 4-6-3-1-10 図 【重大事故等対処設備】原子炉補機代替冷却	追加する。「4. 補正内容を反映				
水系系統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第 4-6-3-2-1 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	追加する。「4. 補正内容を反映				
(熱交換器)構造図(その1)	した書類」による。				
第 4-6-3-2-2 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	追加する。「4. 補正内容を反映				
(熱交換器)構造図(その2)	した書類」による。				
第 4-6-3-2-3 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	追加する。「4. 補正内容を反映				
(ポンプ)構造図	した書類」による。				
第 4-6-3-2-4 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	追加する。「4. 補正内容を反映				
(ストレーナ)構造図	した書類」による。				
第 4-6-3-4-27 図 原子炉補機代替冷却水系 主配管の配置を	追加する。「4. 補正内容を反映				
明示した図面(その27)	した書類」による。				
第8-3-2-2-1-5 図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器下部	追加する。「4. 補正内容を反映				
注水系系統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第8-3-2-2-1-10図 【重大事故等対処設備】原子炉格納容器下	追加する。「4. 補正内容を反映				
部注水系系統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第8-3-2-2-2-8図 原子炉格納容器下部注水系 機器の配置を	追加する。「4. 補正内容を反映				
明示した図面(その8)	した書類」による。				
第8-3-2-3-1-5図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器代替	追加する。「4. 補正内容を反映				
スプレイ冷却系系統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第8-3-2-3-1-10 図 【重大事故等対処設備】原子炉格納容器代	追加する。「4. 補正内容を反映				
替スプレイ冷却系系統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第8-3-2-3-2-6図 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系 機器	追加する。「4. 補正内容を反映				
の配置を明示した図面 (その6)	した書類」による。				
第8-3-2-6-1-5 図 【設計基準対象施設】低圧代替注水系系統	追加する。「4. 補正内容を反映				
図(5/5)可搬	した書類」による。				
第 8-3-2-6-1-10 図 【重大事故等対処設備】低圧代替注水系系	追加する。「4. 補正内容を反映				
統図(5/5)可搬	した書類」による。				
第 8-3-3-4-1-1 図 【設計基準対象施設】放射性物質拡散抑制	追加する。「4. 補正内容を反映				
系系統図	した書類」による。				

補正項目	補正箇所
第8-3-3-4-1-2図 【重大事故等対処設備】放射性物質拡散抑	追加する。「4. 補正内容を反映
制系系統図	した書類」による。
第 8-3-3-4-2-1 図 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)構造図	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
第8-3-3-4-4-1図 放射性物質拡散抑制系 主配管の配置を明	追加する。「4. 補正内容を反映
示した図面(その1)	した書類」による。
第8-3-3-5-1-1 図 【設計基準対象施設】放射性物質拡散抑制	追加する。「4. 補正内容を反映
系(航空機燃料火災への泡消火)系統図	した書類」による。
第8-3-3-5-1-2図 【重大事故等対処設備】放射性物質拡散抑	追加する。「4. 補正内容を反映
制系(航空機燃料火災への泡消火)系統図	した書類」による。
第8-3-3-7-1-4図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器フィ	追加する。「4. 補正内容を反映
ルタベント系系統図(4/4)可搬	した書類」による。
第8-3-3-7-1-8図 【重大事故等対処設備】原子炉格納容器フ	追加する。「4. 補正内容を反映
イルタベント系系統図(4/4)可搬	した書類」による。
第8-3-5-1-1-4図 【設計基準対象施設】原子炉格納容器フィ	追加する。「4. 補正内容を反映
ルタベント系系統図(4/4)可搬	した書類」による。
第8-3-5-1-1-8図 【重大事故等対処設備】原子炉格納容器フ	追加する。「4. 補正内容を反映
イルタベント系系統図(4/4)可搬	した書類」による。
第 9-5-1-1-1 図 【設計基準対象施設】補機駆動用燃料設備系	追加する。「4. 補正内容を反映
統図(1/4)可搬	した書類」による。
第 9-5-1-1-5 図 【重大事故等対処設備】補機駆動用燃料設備	追加する。「4. 補正内容を反映
系統図(1/4)可搬	した書類」による。
第 9-5-1-2-1 図 大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)構	追加する。「4. 補正内容を反映
造図	した書類」による。
第 9-5-1-2-2 図 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)構	追加する。「4. 補正内容を反映
造図	した書類」による。
第 9-5-1-2-3 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット	追加する。「4. 補正内容を反映
(燃料タンク)構造図	した書類」による。
第 9-5-1-2-4 図 タンクローリ構造図	追加する。「4. 補正内容を反映
	した書類」による。
第 9-5-1-3-5 図 補機駆動用燃料設備 機器の配置を明示した	追加する。「4. 補正内容を反映
図面 (その5)	した書類」による。

### 2. 補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

令和4年6月30日付け東北電原技第2号にて申請した設計及び工事計画変更認可申請書について、一部の添付書類の記載の適正化及び必要な添付書類の追加を行うため補正する。

3. 補正前後比較表

変更前	変更後	備考
1. 概要     本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するもので る。  2. 基本方針     設置変更許可申請書との計画が女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (以下「設置変更可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整件により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」(以下「本文(五号)という。)と設計及び工事の計画のうち「基本設計分針」及び「機器等の仕様に関する記載事項(以下「要自表」という。)といっ。)といった示す。     また、設置変更許可申請書「結付書類人」(以下「部付書類人」という。)のうち本文(五号)に係る設備設計を記載している箇所については、本文(五号)の関連情報として記載する。     なお、設置変更許可申請書に抵無するものでないため、本資料には記載しない。  3. 記載の基本事項 (1) 説明書の記載的は、本文(五号)に記載するのでないため、本資料には記載しない。  3. 記載の基本事項 (2) 説明書の記載時は、本文(五号)に記載する順とする。 (3) 本文(五号)と設計及び工事の計画が表示で、記載する場合には破壊のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画本文(五号)と設計及び工事の計画を文化で明する。記載等が異なる場合には破壊のアンダーラインを引いた所について、同等の記載箇所には実験、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引いた所について、同等の記載箇所には実験、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引い方所について、同等の記載箇所には実験、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引い方所について、同等の記載箇所には実験、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引い方所について、同等の記載箇所には実験、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引い方所について、同等の記載箇所には実験、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引いました。	の9第3項第3号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。  2. 基本方針 設計及び工事の計画が女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書 (以下「設置変更許可申請書という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更計可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文 (五号)」(以下「本文 (五号)」という。)と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「毎日表」という。)について示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」(以下「添付書類八」という。)のうち本文 (五号)に係る設備設計を記載している箇所については、本文 (五号)の開連情報として記載する。 なお、本設計及び工事計画変更認可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画において評細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵他するものでないため、本資料に記記載しない。  3. 記載の基本事項 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文 (五号))」、「設置変更許可申請書(本文 (五号) に記載する場合に、設計及び工事の計画 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の組織は、本文 (五号) に記載する順とする。 (3) 本文 (五号)と設計及び工事の計画の記載が同等の監解がには、実務のアンダーラインで明示する。 (4) 添付書類八については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実務、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実務、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実務、記載が異なる箇所には破験のアンダーラインを引いて明示する。	記載の適正化
1	1	

変 更 前		変 更 後		備考
** ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		本 2 版 2		
置 合 作 変 正分)の項がおいて 変 正分)の可なおい の所等は、以下のとおり 整合している。 整理変更が中部語(たいる) を関変更新中部語(たいる) を関変更新中部語(たいる) を関数変更新中部語(たいる) を関数変更新中部語(たいる) を関数変更新中部語(たいる) を関数変更新中部語(たいる) を関数変更新中部語(たいる) を関数変更新・中部の計画 を関数変更新・中部の計画 を関数変更新・中部の形 を関数変更新・中部の形 を関数変更新・中部の形 を関数を表示している。 ある。		整合性 校園変更的中華部係 文 (上分) 1 年間におい で、記書表び上事の計画の の19時は、記下のとおり 整合している。 を置更更新中華報節(本 交 (エ号))の一部は を (エー語)を (日子) 1 年 (日子)		記載の適正化
部分表の工事の計画 は当事項 計事態態系表記20 (東日表) 12.4年最前分類電影及び中央制度が外班子が存在機能 14.4年最初 14.4年最初 14.4年最初 15.4年最初 16.4年最初 16.4年最初 16.4年最初 16.4年最初 16.4年最初 16.4年最初 16.4年表別 16.4年までは 16.4年までは 16.4年までは 16.4年までは 16.4年まで 16.4年を 16.4年を 16.4年まで 16.4年を 16.4年まで 16.4年まで 16.4年を	I	(24) 及び工事の計画 抗母等項 計物能源系統提記)(第日表) (24) 中央制度液化器及び中央制度液分原子中停止機能 中央制度液化器及びてまに通称する器を放びに運転度その (24) 自動 (25) とないのでは、 (24) とないのでは、 (24) とないので (24) とないのでは、 (24) とないのでは、 (24) とないので (24) とないのでは、 (24) とないのでは、 (24) では、 (24) で	Ī	
の回来支針可申請者(部付書類へ) 部当事间 (第7年の回来分) (二十六条 (44数) (44数) (440)		(明子学問題な利 (		
正 免疫制度 (本文 (上分)) 正 免疫制度 (本文 (上分)) 正 免疫制度 (本文 (上分)) 正 免疫制度 (中分)		発展後期的中陸等(大文(三号))      工 発展用子中及びその利素地数の位置。 希腊及び設備     国 政策用子中及び手の機合     (1) 本党地の東京機合     (2) その他の東京機合     (3) その他の東京機合     和 取り計画等域に (1) 服業構造 (2) 開業機合に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。 設計基準対象地設     (4) 中央制御窓     (4) 中央制御窓     (4) 中央制御窓     (5) 中央市工学中庭の出版文化を設計を行う。    成年上午場合に、    第四日の市場文化を設定の関係会立のの整理制工学が合立。    第四日の市場では    成年上午場合に、    多田間子中の施設の開催文化を行う。    の市庫をそのかの整理制工学が含む。    金田間子中の施設の指導文化を関係を介める    の市場を入る上が合こ。    名田間子中の第四日の市場を入る上が合立。    金田間子中の第四日の市場で入る上が合立。    金田間子中の第四日の市場である。    金田間子中の第四日の市場である。    金田間子中の第四日の市場である。    金田間子中の第四日本の市場では、    金田間子中の第四日本の市場では、    金田間子の上の第四日本の市場では、    金田間子の第四日本の市場を対して、    金田間子の第四日本の市場を対して、    金田間子の上の第四日本の上の市場である。    金田間子の上の市場を対して、    金田間子の上の市場を対して、    金田間子の上の市場を対して、    金田間子の上の市場を対して、    金田間子の上の市場を対して、    金田間子の上の市場を対して、    金田間子の上の中の上の中の上の中の上の中の上の中の上の中の上の中の上の中の上の中の上の		
OS Æ— M-1-1-1- B0		O2 E-0 M-1-1-1-1 R2		

【Ⅵ-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】 <b>変 更 前 変 更 後</b>				
1. 第200年度報刊 集合を利用 前名を通 1. 第200年度報刊 集合を設す方針)  1. 第200年度報刊 集合を設す方針)  1. 第200年度報刊 集合を設す方針)  1. 第200年度報刊 集合を設す方針)  2. 第20年度報刊 (1.1. 数分割 表別 (1.1. 年本) (1.1. 年の) (1.0. 年	(新春の秋水形) (株女性力)	備考記載の適正化		
(1) を登載を表示が中的機能 ((おけを着の人) 前出者当 ((別金の中が表別 10) その他を集用所子がの別減程数 11 第金申号 11 2 20号 7月 11 20 20号 70 20 20 20号 70 20 20号 70 20号 70 20 20号 70	10. その他を電影所下がの財業協会 (1) 第四季年間 (1) 第四季日間 (1) 第	AD ORNAMINE		
(4c) 緊急時均能所 (4c) 緊急時均能所 (4c) (11) (4c)-(高型時均第而は、消電力スが重大電池 生に対してのたびに変更が無から行う要目に近げま 運じたり、流流電信の対能が力が第1、6年で、享全施 遅い変を機能が開びわれるよとがない変計とする。 そのために、資金ガス防縄に展る影響経過を実施する。	(ac) 航台等所所 (bc) 航台等所 (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c)			
O2 %— A-1-1-1 BO	O2 #—0 1-1-1-1 R2			

	発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】 変 更 後	備考
数合体 数優英文明中華等本 て、設計及以上等の計画 の内容は、以下のとおり 整件及以工事の計画の (501(41)-(3)よ、設置変 数計及し工事の計画の (501(41)-(3)よ、設置変 及計中主義となる。内 (501(41)-(3)よ、設置変 (501(41)-(3)よ、設置変 (501(41)-(3)よ、設置変 (501(41)-(3)よ、設置変 (501(41)-(3)よ、の 第12(41) (501(41)-(3)よ、の 第12(41) (501(41)-(3)よ、の (501(41)-(3)よの (501(41)-(3)よ	職 合体 家屋実験中華報告体 次 江東り ~ 4世におい で、設計及び工事の計画 の外針は 以下のとおり 整合している。 (10) (4) 一点 は 設置変 及計をび工事の計画の (10) (4) 一点 は 設置変 及計の申載の (5) (4) 一点 と を 表表現は異なられ。 4 等に指摘はないため難 合している。 数計及び工事の計画の を にいる。 数計及び工事の計画の を にいる。 数計及び工事の計画の を にいる。 数計及び工事の計画の を にいる。 数計及び工事の計画の を にいる。 数計及び工事の計画の を にいる。 数計及び工事の計画の を にいる。 数字を (10) (4) 一点 (10) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	記載の適正化
が計画がある。 が計画がある。 12. 中央制御が開発。 12. 中央制御が開発。 発生の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 発生性の事務。 の発生者が中央制御が出た。 の発生者が中央制御が出た。 の発生者が中央制御が出た。 の発生者が中央制御が出た。 の発生者が中央制御が出た。 の発生する他の発生の。 2. 生の他の発生であためてがは、 2. 生の他の発生であためてがは、 2. 生の性の発生であためてが、 2. 生の性の対し、 2. 生の性のが、 2. 生のが、 2. 生のが、	(2015年7月12年7日書 政治事項 計画開展を表別 「質目別 11.2 中央制御等機能及び中央制御等外原下が停止機能 12.3 中央制御等機能及び中央制御等外原下砂停止機能 13.4 中央制御等機能 中央制御等機能 中央制御等機能 中央制御等機能 中央制度が 13.5 中央制御等機能 13.6 中央制御等機能 13.6 中央制御等機能 13.6 中央制御等機能 13.6 中央制御等 13.6 中央制御等 13.6 中央制御等 13.6 中央制御等 13.6 中央制御等 13.6 中央制御等 13.6 中央制 13.6 中央制 13.6 中央制 13.6 中央制 13.6 中央制御等 13.6 中央制 13.6 中央制 13.	F
6.10 記算を発酵できた。 (1) 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6.10 部署を計りの発音(市行動な) 部当事項 6.10 部署第 6.10 部署第 6.10.1 通承 6.10.1 至 7.10.1	
<ul> <li>会務が展集性等の中的語言(本文(を号))</li> <li>へ 計算が外来地等の希益なが終業</li> <li>(4) 中央投資率</li> <li>(4) 中央投資率</li> <li>人中級シークーの会員を行う。</li> <li>(4) 中央投資率</li> <li>(5) (4) 「日本分別業長間に及ばす管理により。</li> <li>(5) (4) 「日本分別をようになるともので要性を関する</li> <li>(5) (4) 「日本分別をようになるとのの要性を</li> <li>(5) (4) 「日本分別をようになるとのの要性を</li> <li>(5) (4) 「日本分別を</li> <li>(5) (4) 「日本分別を</li> <li>(6) (4) 「日本分別を</li> <li>(6) (4) 「日本分別を</li> <li>(6) (4) 「日本分別を</li> <li>(7) 日本のののののののののを</li> <li>(7) 日本のののののののののののののののののののののののののののののを</li> <li>(7) 日本のののののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>		
O2 E- 41-1-1-1 E0	O2 E-1-1-1-1 R2	

	電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】 変 更 後	備考
(C) (M) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A		
整合性 及計及び工事の計画の (1501年) (2017年) (20	整合株 (101(4)-3] は、設置変 参野中帯器・体文(五 参) 101(13)-3] (101(	記載の適正化
旅行及び149-13階級の対応はないて民業議院に開業されて (1878年 242年 242年 242年 242年 242年 242年 242年 24	2011及び工事の計画 終出事項 (19) (1911年)	
を変変を発する情報者(本文 (工号)) そのために、(日)(4)-国情報が高路線に混乱影響評価 を主義する。 を立めて、(日)(4)-国情報が高路線に混乱影響評価 を支むに多数と始れませるの現れる。指数な学的で は代、計画状況等を描まる思定限及び可能指を作せる。 2.年、田に西及び「戦闘の有量ガスの環に混る影響評価 型金の 国立のことにより、運転員を結構できるの対策のなの有量が 工間ることにより、運転員を結構できるの対策が 工面ることにより、運転員を結構できるの対策が 工面をことにより、運転員を結構できるの対策が 工面をことにより、運転員を結構できる。 工面をことにより、運転員を結構できるの対策を 工面をことにより、運転員を結構できる。 工事館の構造を一とは、運転員の特別できるの有量が必要を 工事館の構造を一とは、運転員の特別ではないが重要を こ事館の構造を、「日」(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(日)(	設置表案料可申除書 (本文 LB)) (5)(4)(3)(2)(2)(2)(2)(3)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	
O2 E VI-1-1-1 RO	O2 E-1-1-1-1 B2	

	一設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】 <b>変 更 後</b>	備考
本い置り の変立とい 食	米の面の の気は少い の気は少な	
整合性 及後受別が同報告化 で、設計及び工事の計画の のが解は、以下のとお明 整合している。 要的している。 要的している。 要對「中報書」体文 (正 数計及び工事の計画の 「100(43-03)」。設置定 を計可申報書(本文 (正 4)) の (100(43-03)」整合している。 5。 5。 5。 5) で (100(43-03) を 100(43-03) を 5) で (100(43-03) を 5) で (100(43-03) を を を 対 (100(43-03) を (100(43-03) を (100(43-03	職 合 体 交 ( 工 を) ) 文 ( 工 を) ) ( 工 を) ( 工	記載の適正化
(	(新金庫が新形) (基本総計分割) 1. 第金庫が新形 (基本総計分割) 1. 1. 2 総計分割 (基本総計分割) 1. 1. 2 総計分割 (基本総計分割) 3. 2 総計の対象所 (基本総計分割) 4. 2 総計の対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	
	10. その他を提出所予がの附属地段 10. 年の他を提出所予がの附属地段 10.9.1 通常電影神等 10.9.1 通信電影神等 10.9.1 通信電影神等 (一中版) 監急時間所有量が必要大きが当上の出すが入れ に必要が出するでする。 一般に関係した。 10.9.1 2 設計分析 (一中版) (	
お屋を推断の中的路 (木文 (五号) ) ス その他の無限に予めの所属施設の構造及(容績 ) 型金師対解性は、作業者スが重化権と、と、 (201(日) ) 日 (201(日) ) 日 (201(日) ) (201(日) (201(日) ) (201(日) ) 単立指文われることがない容計とする。 そのために、 (201(日) - 201(年 ) (201(日) ) そのために、 (201(日) - 201(年 ) (201(日) - 201(日 ) (201(日 ) ) を分類する。 (201(日) - 201(日 ) (201(日 ) - 201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) - 201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201(日 ) ) ) (201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201(日 ) (201(日 ) ) (201(日 ) (201	及業定数可申酬者 (本文 (144))  文 今他心整相用字中心別議談の構造及び設備  (4) 影響時対策形 (124)  監急時対策形 (124) (124)  (5) 第四十年 (124) (124)  (6) 第四十年 (124) (124)  (7) 第四十年 (124) (124)  (8) 第四十年 (124) (124)  (9) 第四十年 (124) (124)  (131) (11-2) (124) (124) (124) (124)  (131) (11-2) (124) (124) (124) (124) (124)  (131) (11-2) (124)	
O2 %— 41-1-1-1 B0	OZ W1-1-1 RZ	

変 更 前		章 設直変更計可申請書「本义(五号)」との整合性 <b>】</b> 変 更 後	備考
関介体 無体がに配配であり。 整合している。 整合している。 要用では「会」を確定 更評明を持てて工 例)の何の(の)「一個を 例)の何の(の)「一個を 原合している。 整合している。		数合作 系体的に配慮しており、 (2014年) (2014年) (2	記載の適正化
語の事項 (1.7.) またのに記 (1.7.) またのに記 (2.7.) またのには、 (2.7.) を表がし、 (3.7.) が発化し、 (3.7.) が発化し、 (3.7.) が発化して (3.7.) が発化して (3.7.) があれる。 が発化 (3.7.) があれる。 が発化 (3.7.) があれる。 が発化 (4.7.) があれる。 が発化 (4.7.) があれる。 が発化 (5.7.) があれる。 が発化 (5.7.) があれる。 (5.7.) があれる。 (5.7.) があれる。 (5.7.) があれる。 (5.7.) があれる。 (5.7.) があれる。 (5.7.) があれる。 (5.7.	24	「有毒者 メスト (有事者 メスト (有事者 メスト (有事者 メスト (有事者 メスト (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	11世紀シン地工-11
		3等項 会主義な全計画 記号 (本義な全計画 記号) 「本書が入か (本義な合計画 記号 (本書がのと思考的 (大き) 「本書が入か (本書がのとなった) 主な合計画 (大き) (本書が入り (本書が入り) (本書が入り (本書) (本書が入り (本書) (本書が入り) (本書が入り (本書) (本書が入り (本書) (本書) (本書が入り (本書)	
有量ガス印度に係る影響的に関わっては、前量ガスが 大気中に多量に移出されるかの製みから、有能な物質を受し と、人の機能を発生しまれるかの製みから、有能な空物質と 当を着え、素地内別には全側が関係。 他外の定理状況 ました、電影がのには全側が発生して ました、電影を発展に対して含素がの関係を必定 を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		お客食用の物質を使用を表面が、 工業がの関係に保える事件が出るかっては、有差がより を発力に多差に体出されるかの場合から、有音化学特質の 発生性なる。素性が対して全型が高から変換が発展が にから無数がでは、表現が表現が高から変換が を関した重要なが重に対して有事がの理解を含む。 をにした重要なが重に対して有事がの理解を含む。 をにした重要ながある。 をにしては、関係が変が、一型を関したが重要が をにしては、関係が変が、一型を関したが変がし、一型を をにしているが重要が、一型を をにしているが重要が、一型を をにしているが重要が、一型を をにしているが重要が、一型を をにいるが一型を をにいるが一型を をにいるが一型を をにいるが一型を をにいるが一型を をにいるが一型を をにいるが一型を をにいるが一型を を を を を を を を を を を を を を	
有着タス防護に毎の影響評価に出たっては、有量ガスが 大党年で倉庫に使用されるかの最めから、有着化学物質の 大党年で倉庫に使用されるかの最めから、有着化学物質の とか、関連を及び開発に対象が発展がである。 に用いる野産を物は、保険の決定を指える野産権を設定して する。 に関連を及び開発に対しては、連携業員の発生の有益 が対象をの評価に乗しては、連携業員の発生の有益 が対象をの評価に乗しては、連携業員の発生の有益 が対象との経過率に乗じませまが、 を下回ることにより、連携業員を対象である設計とする。 を下回ることにより、連携業員を対象である設計とする。 次の評価は乗が作業が、対議のための判断条準値。 またり[13](4)-6]機構業を発達する。 またり[13](4)-6]機構業権を連携する。 またり[13](4)-6]機構業権を連携する。 く中等)		登職者大部職に信心影響評価に当たっては、背部ガスが 主な、間が限めて影響評価に当たっては、背部ガスが 主な、間が限めて影響が出するいの職力から、有事化学時間の とか、間が限めて影像のが事が大部隊に高も響評価 自動を取りて影像ので発力の影響を表すが に関からい場響に対しては、「「「「「「「」」」」 ・ 国が限めて影響に対しては、「「「」」」」 ・ 国が関かりで影響を下回ることにより、当該電腦を存储できる。 を対して作品を上により、当該電腦を登録できる。 を対して作品をよりにより、当該電腦を登録できる。 を対している。 をがしている。 をがしる。	
30 ж 1-1-1-1 ж − ж 20		oz ≋-⊕ ¼-⊦-1-1 RzE	

	変 更 前		変 更 後	備考
	及び大気拡散を計算し、中央制御室換気空調系の給気口における有毒ガス濃度 を計算する。		(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への放出率 及び大気拡散を計算し、中央制御室換気空調系の給気口における有毒ガス濃度 を計算する。	
	<ul> <li>4.1.2 評価事象の選定 固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。</li> <li>4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室換気空調系の給気口に到達する経路を選定する。 有毒ガス到達経路を選定する。</li> </ul>		<ul> <li>4.1.2 評価事象の選定 固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。</li> <li>4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室換気空調系の給気口に到達する経路を選定する。</li> <li>有毒ガス到達経路を選定する。</li> <li>有毒ガス到達経路を図4-1に示す。</li> </ul>	
O2 変一 VI-1-5-4(2) R 0	4.1.4 有毒ガス放出率の計算 固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質 が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定 し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。 この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。 具体的には、敷地外の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。 固定源の評価条件を表4-1に示す。 (1) 事象発生直前の状態 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。 (2) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。 4.1.5 大気拡散の評価 発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。 (1) 大気拡散部価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、ガウスプルームモデルを適用する。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり計算する。	O 2 &—① W-1-5-4(2) R 1	4.1.4 有毒ガス放出率の計算 固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質 が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定 し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。 この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。 具体的には、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされていることから、同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。 高圧ガス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時においても、配管破損の事例はあるものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないことを考慮すると、内容量が瞬時に全量放出される漏えい形態は考え難く、接続配管や接続機器からの継続的な漏えいによる放出を想定するのが現実的と考えられる。これを踏まえ、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に設定した上で、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された実効放出継続時間のうち最も短い1時間での放出を想定する。 本評価において使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上限値がある場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定される冷凍冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。 固定源の評価条件を表4-1に示す。 (1) 事象発生直前の状態 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。	記載の適正化 (原子 炉設置変更許可申請 書との記載の整合)
	4		4	

変 更 前	変 更 後	備考
及び大気拡散を計算し、中央制御室換気空調系の給気口における有毒ガス濃度 を計算する。 4.1.2 評価事象の選定 固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯	(2) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。	
蔵された有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。 4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 固定源から発生した有毒ガスについては、中央制御室換気空調系の給気口に到達する経路を選定する。 有毒ガス到達経路を図4-1に示す。	4.1.5 大気拡散の評価 発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。 (1) 大気拡散評価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの 計算は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示されたガウスプル ームモデルを適用して評価しており、地表面粗度や建屋巻き込みの影響を考慮し ない保守的な想定をしている。	記載の適正化(原子炉設置変更許可申記
4.1.4 有毒ガス放出率の計算 固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質 が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定 し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。 この際、運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。 具体的には、敷地外の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物質が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。 固定源の評価条件を表4-1に示す。 (1) 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。 (2) 評価の対象とする固定源 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。	日	書との記載の整合)
評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。  4.1.5 大気拡散の評価  発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。  (1) 大気拡散評価モデル 固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、ガウスブルームモデルを適用する。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに 次式のとおり計算する。	$T$ : 実効放出継続時間(h) $(x/Q)_i$ : 時刻における相対濃度 $(s/m^3)$ $a\delta_i$ : 時刻において風向が当該方位 $d$ にあるとき $a\delta_i$ =1 時刻において風向が当該方位 $d$ にないとき $a\delta_i$ =0 $\sigma_{yi}$ : 時刻における濃度分布の $y$ 方向の拡がりのパラメータ (m) $\sigma_{zi}$ : 時刻における濃度分布の $z$ 方向の拡がりのパラメータ (m) $U_i$ : 時刻における濃度分布の $z$ 方向の拡がりのパラメータ (m) $U_i$ : 時刻における風速 $(m/s)$ H : 放出源の有効高さ $(m)$	
4	5	

	変更前		変更後	備考
及び大 算する 4.1.2 評価事 固定演 貯蔵され 4.1.3 有毒力 固定派 る経路を	所敷地内の気象データを用いて,有毒ガスの放出源から大気中への放出率 大気拡散を計算し,緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度を計 5。		変更後  (3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への放出率及び大気拡散を計算し、緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。  4.1.2 評価事象の選定 固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全での容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。  4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 固定源から発生した有毒ガスについては、緊急時対策所の外気取入口に到達する経路を選定する。 有毒ガス到達経路を図4-1に示す。	備考
0 2 (2)1-8-6-1-IA J ※ 2 CO	ガス放出率の計算 原は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物 最流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想 大気中への有毒ガスの放出率を評価する。 際、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性、 態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。 的には、敷地外の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化 が1時間かけて全量放出されるものとして評価する。 原の評価条件を表4-1に示す。 後生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。 の対象とする固定源 ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。 の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。	O.2 <u>&amp;</u> —① VI-1-9-3-1(2) R.1	4.1.4 有毒ガス放出率の計算 固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。 この際、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定源の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。 具体的には、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされていることから、同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。  高圧ガス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時においても、配管破損の事例はあるものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないことを考慮すると、内容量が瞬時に全量放出される漏えい形態は考え難く、接続配管や接続機器からの継続的な漏えいによる放出を想定するのが現実的と考えられる。 これを踏まえ、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に設定した上で、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された実効放出継続時間のうち最も短い1時間での放出を想定する。 本評価において使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上限値がある場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定される冷凍冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。 固定源の評価条件を表4-1に示す。	記載の適正化 (原-炉設置変更許可申請書との記載の整合)

変 更 前	変 更 後	備考
(3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出認から大気中への放出率及び大気拡散を計算し、緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。  4.1.2 評価事象の選定 固定額では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量液出により発生する有毒ガスの放出を想定する。  4.1.3 有毒ガス到達経路の選定 固定額から発生した有毒ガスについては、緊急時対策所の外気取入口に到達する経路を選定する。 有毒ガス対連経路を図4-1に示す。  4.1.4 有毒ガス放出率の計算 固定額は、評価対象とする貯蔵容器全でが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。この際、指示要員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して、固定額の物性、保管状態、放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。 具体的には、敷地外の有毒化学物質については、容器に貯蔵されている有毒化学物質が1時間がけて全量放出されるものとして評価する。 固定額の評価条件を表4-1に示す。  (1) 事象発生直前の状態 事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。評価の対象とする固定額 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定額を対象とする。評価の対象とする敷地外の固定額を対象とする。評価の対象とする敷地外の固定額を対金とおう。 対象の対象とする数地外の固定額を対象とする。 対象の対象に有毒が大いた気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定額の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。  (1) 大気拡散部価・発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定額の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。  4.1.5 大気拡散の影価 発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定額の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。  4.1.7 大気拡散が調を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	(1) 事象発生成前の状態 事象発生成前の状態 事象発生成前の状態 事象発生成前の状態 事象発生成前の状態とする固定談 有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定額を対象とする。 評価の対象とする敷地外の固定額を図4-2に示す。  4.1.5 大気拡散の評価 発電所象地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定額の大気起散計算の評価条件を表4-2に示す。  (1) 大気拡散が値モデル 固定額から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、「発電削減子が監視の安全解析に関する気象指針」に示されたガウスプルームモデルを適用して評価しており、地表面租度や健量発き込みの影響を考慮しない操作的な程度をしている。 相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり計算する。  x/Q=1プ∑(□(x/Q) <sub>t</sub> ・aδ <sub>t</sub> (建量影響を考慮しない場合) (x/Q) <sub>t</sub> = 1	記載の適正化 (原子炉設置変更許可申請書との記載の整合)

	変更前		変 更 前				変 更 後	備ま
		別参9 解析業際	を実施する供給者に対する確認の視点			別表2 解析業習	5を実施する供給者に対する確認の視点	
	No.	確認項目	供給者に対する確認の視点		No.	確認項目	供給者に対する確認の視点	
	1 角	解析業務の計画	・解析業務の作業手順、解析結果の検証、業務報告書 の確認等について、計画(どの段階で、何を目的 に、どのような内容で、誰が実施するのか)を明確 にしていること。		1	解析業務の計画	・解析業務の作業手順、解析結果の検証、業務報告書 の確認等について、計画(どの段階で、何を目的 に、どのような内容で、誰が実施するのか)を明確 にしていること。	
	2 計算核	幾プログラムの検証	・計算機プログラムは、適正なものであることを事前 に検証し、計算機プログラム名称及びパージョンを リストへ登録していること。なお、パージョンアッ ブがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登 録していること。 ・登録されていない計算機プログラムを使用する場合 は、その都度検証を行うこと。		2	計算機プログラムの検証	・計算機プログラムは、適正なものであることを事前 に検証し、計算機プログラム名称及びバージョンを リストへ登録していること。また、パージョンアッ プがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登 録していること。 ・登録されていない計算機プログラムを使用する場合 は、その都度検証を行うこと。	記載の適正化
RO	3 人	力根拠の明確化	・解析業務計画書に基づき解析ごとに人力根拠を明確 にしていること。	1 R 1	3	入力根拠の明確化	・解析業務計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確 にしていること。	
VI-1-10-1	4 7	人力結果の確認	・計算機プログラムへの入力が正確に実施されたこと をエコーバック等により確認していること。	W-1-10-1	4	入力結果の確認	・計算機プログラムへの入力が正確に実施されたこと をエコーバック等により確認していること。	
<b>※</b>	5 角	解析結果の検証	・解析結果が解析業務計画書で定めたチェックシート 等により検証されていること。	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	5	解析結果の検証	・解析結果が解析業務計画書で定めたチェックシート 等により検証されていること。	
0 0 5	6 業	務報告書の確認	・計算機プログラムを用いた解析結果、汎用表計算ソフトウェアを用いた計算、又は手計算による解析・計算結果を、当社の指定する書式に加工、編集して業務報告書としてまとめていること。 ・作成された業務報告書が、解析業務計画書の内容を 演足していることを確認していること。	0 2 %	6	業務報告書の確認	・計算機プログラムを用いた解析結果、汎用表計算ソフトウェアを用いた計算、又は手計算による解析・計算結果を、当社の指定する書式に加工、編集して業務報告書としてまとめていること。 ・作成された業務報告書が、解析業務計画書の内容を	
	7 角军村	<b>近紫務の変更管理</b>	・解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化 し、解析業務の各段階においてその変更を反映して いること。		7	解析業務の変更管理	・解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化 し、解析業務の各段階においてその変更を反映して いること。	

4. 補正内容を反映した書類

#### 1. 概要

本資料は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが、法第43条の3 の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものであ る。

#### 2. 基本方針

設計及び工事の計画が女川原子力発電所発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを,設置変更許可申請書との整合性により示す。

設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」(以下「本文(五号)」 という。)と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」 (以下「要目表」という。)について示す。

また、設置変更許可申請書「添付書類八」(以下「添付書類八」という。)のうち本文(五号) に係る設備設計を記載している箇所については、本文(五号)の関連情報として記載する。

なお、本設計及び工事計画変更認可申請書の申請範囲のうち、詳細設計の進捗に伴う主配管(可 搬型)の個数の変更は、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、設計及び工事の計画にお いて詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものでないため、本資料には記載し ない。

#### 3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文(五号))」、「設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項」、「設計及び工事の計画 該当事項」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、本文(五号)に記載する順とする。
- (3) 本文(五号)と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が本文(五号)と整合していることを明示する。
- (4) 添付書類八については、上記(3)において設計及び工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
五 発電用原子炉及びその附属施設の位置,構造及び設備	(原子炉制御室等)	【計測制御系統施設】(要目表)	設置変更許可申請書(本		
ロ 発電用原子炉施設の一般構造	第二十六条	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	文(五号)) ロ項におい		
(3) その他の主要な構造	適合のための設計方針	(1) 中央制御室機能	て,設計及び工事の計画		
(i) 本発電用原子炉施設は,(1) 耐震構造,(2) 耐津	第3項第2号について	d. 居住性の確保	の内容は,以下のとおり		
波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行			整合している。		
う。					
a. 設計基準対象施設					
(u) 中央制御室					
<中略>	<中略>	<中略>			
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故	発電用原子炉の事故対策に必要な各種指示計並びに発	中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その	設計及び工事の計画の		
障その他の異常が発生した場合に、発電用原子炉の運転の	電用原子炉を安全に停止するために必要な安全保護系及	他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、原子	p(3)(i)a.(u)-①は,		
停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するため	び工学的安全施設関係の操作盤は、中央制御室に集中して	炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その	設置変更許可申請書(本		
の措置をとるため、従事者が支障なく中央制御室に入るこ	設ける。	他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽そ	文 (五号) ) の p(3)(i)		
とができるよう □(3)(i)a.(u)- ①にするとともに	中央制御室において火災が発生する可能性を抑えるよ	の他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火	a. (u)-①を具体的に記		
	うに,中央制御室内の主要ケーブル,制御盤は不燃性,難	災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下	載しており整合してい		
	燃性の材料を使用する。	火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置	る。		
	なお、通信機器等については実用上可能な限り不燃性、	を講じることにより、発電用原子炉の運転の停止その他の			
	難燃性の材料を使用する。	発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとる			
	万一事故が発生した際には、次のような対策により運転	<u>ため</u> の機能を有するとともに連絡する通路及び出入りす			
	員その他従事者が中央制御室に接近可能であり、中央制御	るための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ること			
	室内の運転員その他従事者に対し、過度の被ばくがないよ	ができるよう、 p(3)(i)a.(u)-① 多重性を有する設計とす			
	うに考慮し、中央制御室内にとどまり、事故対策に必要な	<u>5</u>			
	各種の操作を行うことができるように設計する。				
	(1) 想定される最も過酷な事故時においても,「核原料				
	物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規				
	定に基づく線量限度等を定める告示」に定められた緊急				
	作業に係る許容被ばく線量を十分下回るように遮蔽を				
	設ける。ここで想定される最も過酷な事故時としては、				
	原子炉冷却材喪失及び主蒸気管破断を対象とし、「原子				
	力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法に				
	ついて(内規)」(平成 21・07・27 原院第 1 号平成 21				
	年8月 12 日)」に定める想定事故相当のソースターム				
	を基とした数値、評価手法及び評価条件を使用して評価				
	<u>を行う。</u>				

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
(ac) 緊急時対策所	10. その他発電用原子炉の附属施設	【緊急時対策所】(基本設計方針)			
	10.9 緊急時対策所	1. 緊急時対策所			
	10.9.1 通常運転時等	1.1 緊急時対策所の設置等			
	10.9.1.1 概要	1.1.2 設計方針			
		(4) 緊急時対策所機能の確保			
<中略>	<中略>	d. 有毒ガスに対する防護措置			
緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため	緊急時対策所は有毒ガスが重大事故等に対処するため	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため	設計及び工事の計画の		
こ必要な指示を行う要員に及ぼす影響により, p(3)(i)a.	に必要な指示を行う要員に及ぼす影響により, 当該要員の	<u>に必要な指示を行う要員</u> (以下「指示要員」という。) <u>に</u>	□(3)(i)a.(ac)-①/t,		
	対処能力が著しく低下しないよう, 当該要員が緊急時対策	及ぼす影響により, p(3)(i)a.(ac)-①指示要員の対処能			
 安全機能が損なわれることがない設計とする。	所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行	力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれること	文 (五号) ) の p(3)(i)		
	うことができる設計とする。	がないよう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要	a. (ac)-①と同義であ		
		な指示及び操作を行うことができる設計とする。	り、整合している。		
		<中略>			
	10.9.1.2 設計方針				
	<中略>	d. 有毒ガスに対する防護措置			
	(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示	緊急時対策所は,有毒ガスが重大事故等に対処するため			
	を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力	<u>に必要な指示を行う要員</u> (以下「指示要員」という。) <u>に</u>			
	が著しく低下しないよう, 当該要員が緊急時対策所内	及ぼす影響により、 p(3)(i)a.(ac)-①指示要員の対処能			
	にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行	力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれること			
	うことができる設計とする。	がないよう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要			
		な指示及び操作を行うことができる設計とする。			
		<中略>			
	10.9.1.4 主要設備				
	(1) 緊急時対策所				
	<中略>	d. 有毒ガスに対する防護措置			
	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため	緊急時対策所は,有毒ガスが重大事故等に対処するため			
		  に必要な指示を行う要員(以下「指示要員」という。)に			
	対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれ	及ぼす影響により, p(3)(i)a.(ac)-①指示要員の対処能			
	ることがない設計とする。	力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれること			
		がないよう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要			
そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。	そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防	敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガス			
	護に係る影響評価を実施する。	を発生させるおそれのある有毒化学物質(以下「固定源」			
		という。)及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管			
		されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学			
		物質(以下「可動源」という。) それぞれに対して有毒ガ			
		スが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス防護に係る			
		影響評価 という。) を実施する。			

乳墨水面が可由独身 /ナヤ /アロ\\	机累水面计可由注电 (泛八事來 11 ) 类小市村	机头及水上单位 谷田 新田	整合性	/;±±=	去
設置変更許可申請書(本文(五号)) 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが	設計及び工事の計画 該当事項 有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、「有毒ガス	整 合 性	備	考
大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の	大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の	<u>有毎月への優に係る影響計画に当たりでは、</u> 「有毎月へ 防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、有			
性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。		毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化			
生化, 灯機化化寺を暗まん回足像及い刊動像を特定する。	揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況	学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特			
	等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内				
	にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特	<u>定する。</u>			
	定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断				
	基準値を設定する。				
また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価	また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価	固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用			
に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定	に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定	いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定す			
<u>†3.</u>	<u>†3.</u>	<u>3.</u>			
固定源及び可動源に対しては, p(3)(i)a.(ac)-②当該	固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対	固定源及び可動源に対しては、 p(3)(i)a.(ac)-②指示			
要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護	しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化	要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護			
のための判断基準値を下回ることにより, 当該要員を防護	学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に	のための判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護			
できる設計とする。	放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃	できる設計とする。	文 (五号) ) の p(3)(i)		
	度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回		a. (ac)-②と同義であ		
	ることにより、当該要員を防護できる設計とする。		り, 整合している。		
可動源の輸送ルートは、 □(3)(i)a.(ac)-③当該要員の	可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃	可動源の輸送ルートは, p(3)(i)a.(ac)-③指示要員の			
吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のため	度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回	吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のため	設計及び工事の計画の		
の判断基準値を下回るよう (3) (i)a. (ac) - (4) 運用管理を	るよう運用管理を実施する。	<u>の判断基準値を下回るよう</u> p(3)(i)a.(ac)-④運用につい	p(3)(i)a.(ac)-③は,		
実施する。		て保安規定に定めて管理する。	設置変更許可申請書(本		
<中略>			文 (五号) ) のp(3)(i)		
			a. (ac)-③と同義であ		
			り, 整合している。		
			設計及び工事の計画の		
			p(3)(i)a.(ac)-4kt,		
			設置変更許可申請書(本		
			文 (五号) ) の p(3)(i)		
			a. (ac)-④を具体的に		
			記載しており、整合して		
			いる。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	老
<ul><li>計測制御系統施設の構造及び設備</li></ul>	6.10 制御室	【計測制御系統施設】(要目表)	設置変更許可申請書(本		
5) その他の主要な事項	6.10.1 通常運転時等	4.12.2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	文(五号))へ項におい		
vi) 中央制御室	6. 10. 1. 1 概要	(1) 中央制御室機能	て,設計及び工事の計画		
<中略>	6. 10. 1. 4. 1 中央制御室	d. 居住性の確保	の内容は,以下のとおり		
気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼	中央制御室は、制御建屋内に設置し、原子炉冷却系統に	中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その	整合している。		
ガス,ばい煙,有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備	係る発電用原子炉施設の損壊又は故障が発生した場合に、	他の従事者が中央制御室に出入りするための区域は、原子			
D隔離 <mark>へ(5)(vi)-①</mark> その他の適切に防護するための設備を	従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう,こ	炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その	設計及び工事の計画の		
<b>没ける設計とする。</b>	れに連絡する通路及び出入りするための区域を多重化す	他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽そ	^(5)(vi)-①は,設置変		
	<b>వ</b> .	の他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火	更許可申請書(本文(五		
<中略>	<中略>	災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下	号) ) の(5)(vi)-①と		
原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故	中央制御室は、当該操作が必要となる理由となった事象	火砕物に対する換気設備の隔離へ(5)(vi)-①その他の適切	文章表現は異なるが,内		
章その他の異常が発生した場合に,発電用原子炉の運転停	が有意な可能性をもって同時にもたらされる環境条件及	な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転の停	容に相違はないため整		
上その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための	び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にもた	止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための	合している。		
#置をとるため,従事者が支障なく中央制御室に入ること	らされる環境条件(地震, 内部火災, 内部溢水, 外部電源	<u>措置をとるため</u> の機能を有するとともに連絡する通路及			
ゞできるようにへ(5) (vi)-②するとともに	喪失並びにばい煙、有毒ガス、降下火砕物による操作雰囲	び出入りするための区域は <u>従事者が支障なく中央制御室</u>			
	気の悪化及び凍結)を想定しても、適切な措置を講じるこ	に入ることができるよう, ^(5)(vi)-②多重性を有する設	設計及び工事の計画の		
	とにより運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準	計とする。	^(5)(vi)-②は,設置変		
	事故に対応するための設備を容易に操作ができるものと	<中略>	更許可申請書(本文(五		
	する。		号) ) の (5) (vi)-②を		
	<中略>		具体的に記載しており		
			整合している。		
	6.10.1.2 設計方針				
	<中略>	c. 有毒ガスに対する防護措置			
中央制御室内にとどまり、運転員が必要な操作、措置を	(2) 設計基準事故時においても、有毒ガスが運転員に及	中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、			
「うことができる設計とする <u>。</u>	ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しな	運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が			
	いようにするとともに、運転員の過度の放射線被ばく	  損なわれることがないよう、 <u>運転員が中央制御室内にとど</u>			
	も考慮することで、運転員が中央制御室内にとどまっ	まり、必要な操作及び措置を行うことができる設計とす			
	て、必要な操作、措置がとれるようにする。	S			
		<中略>			
	6. 10. 1. 4. 1 中央制御室				
	<中略>	c. 有毒ガスに対する防護措置			
中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、	中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、	中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、			
E転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が		運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が			
員なわれることがない設計とする。	損なわれることがない設計とする。	損なわれることがないよう、運転員が中央制御室内にとど			
		まり、必要な操作及び措置を行うことができる設計とす			

設置変更許可申請書 (本文 (五号) )	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		<u>3.</u>			
^(5)(vi)-③そのために,有毒ガス防護に係る影響評価	そのために、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」(平	^(5)(vi)-③敷地内外において貯蔵施設に保管されてい	設計及び工事の計画の		
を実施する。	成 29 年 4 月 5 日原規技発第 1704052 号原子力規制委員会	る有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下	^(5)(vi)-③は、設置変		
	決定) (以下「有毒ガス評価ガイド」という。) を参照し、	「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送	更許可申請書(本文(五		
	有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。	容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのあ	号) ) の^(5)(vi)-③を		
		る有毒化学物質(以下「可動源」という。)それぞれに対	具体的に記載しており,		
		して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス	整合している。		
		防護に係る影響評価」という。) を実施する。			
有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては, 「有毒ガス			
大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の	大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の	   防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、 <u>有</u>			
性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。	揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況	毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化			
	等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内	学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特			
	にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特	<u>定する。</u>			
	定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断				
	基準値を設定する。				
また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価	また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価	固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用			
に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定	に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定	いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定す			
<u>する。</u>	<u>する。</u>	<u>5.</u>			
固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガ	固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対	固定源及び可動源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガ			
ス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を	しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化	ス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を			
下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。	学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に	下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。			
	放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度				
	の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る				
	ことにより、運転員を防護できる設計とする。				
可動源の輸送ルートは,運転員の吸気中の有毒ガス濃度	可動源の輸送ルートは、運転員の吸気中の有毒ガス濃度	可動源の輸送ルートは,運転員の吸気中の有毒ガス濃度	設計及び工事の計画の		
の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る		の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回る			
ようへ(5) (vi)-④運用管理を実施する。	よう運用管理を実施する。	ようへ(5)(vi)-④運用について保安規定に定めて管理す			
		<u>5</u>	号) ) の^(5)(vi)-④を		
			具体的に記載しており、		
			整合している。		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備	10. その他発電用原子炉の附属施設	【緊急時対策所】(基本設計方針)	設置変更許可申請書(本	VIII	
(3) その他の主要な事項	10.9 緊急時対策所	1. 緊急時対策所	文(五号))ヌ項におい		
(vi) 緊急時対策所	10.9.1 通常運転時等	1.1 緊急時対策所の設置等	て,設計及び工事の計画		
	10. 9. 1. 1 概要	   1.1.2   設計方針	の内容は, 以下のとおり		
		(4) 緊急時対策所機能の確保	整合している。		
<中略>	<中略>	d. 有毒ガスに対する防護措置			
緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため	緊急時対策所は有毒ガスが重大事故等に対処するため	緊急時対策所は,有毒ガスが重大事故等に対処するため	設計及び工事の計画の		
に必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、 図(3)(vi)-	に必要な指示を行う要員に及ぼす影響により, 当該要員の	<u>に必要な指示を行う要員</u> (以下「指示要員」という。) <u>に</u>	ヌ(3)(vi)-①は、設置変		
①当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機	対処能力が著しく低下しないよう, 当該要員が緊急時対策	及ぼす影響により、ヌ(3)(vi)-①指示要員の対処能力が著	更許可申請書(本文(五		
能が損なわれることがない設計とする。	所内にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行	しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない	号) ) の(3) (vi)-①と		
	うことができる設計とする。	よう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要な指示	同義であり,整合してい		
		及び操作を行うことができる設計とする。	る。		
		<中略>			
	10.9.1.2 設計方針				
	<中略>	d. 有毒ガスに対する防護措置			
	(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため			
	を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力	   <u>に必要な指示を行う要員</u> (以下「指示要員」という。) <u>に</u>			
	が著しく低下しないよう, 当該要員が緊急時対策所内	及ぼす影響により、ヌ(3)(vi)-①指示要員の対処能力が著			
	にとどまり、事故対策に必要な各種の指示・操作を行	しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない			
	うことができる設計とする。	よう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要な指示			
		及び操作を行うことができる設計とする。			
		<中略>			
	10.9.1.4 主要設備				
	(1) 緊急時対策所				
	<中略>	d. 有毒ガスに対する防護措置			
	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため	緊急時対策所は、有毒ガスが重大事故等に対処するため			
	<u>に必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の</u>	<u>に必要な指示を行う要員</u> (以下「指示要員」という。) <u>に</u>			
	対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれ	及ぼす影響により、 x(3)(vi)-①指示要員の対処能力が著			
	ることがない設計とする。	しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない			
		よう、指示要員が緊急時対策所内にとどまり、必要な指示			
		及び操作を行うことができる設計とする。			
ス(3)(vi)-② そのために、有毒ガス防護に係る影響評価	そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防	ヌ(3)(vi)-②敷地内外において貯蔵施設に保管されてい	設計及び工事の計画の		
を実施する。	護に係る影響評価を実施する。	る有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質(以下	ヌ(3)(vi)-②は,設置変		
		「固定源」という。)及び敷地内において輸送手段の輸送	更許可申請書(本文(五		
		容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのあ	号) ) の (3) (vi)-②を		

設置変更許可申請書(本文(五号))	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備	考
		る有毒化学物質(以下「可動源」という。) それぞれに対	具体的に記載しており,		
		して有毒ガスが発生した場合の影響評価(以下「有毒ガス	整合している。		
		防護に係る影響評価」という。)を実施する。			
有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが	有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては, 「有毒ガス			
大気中に多量に放出されるかの観点から,有毒化学物質の	大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の	防護に係る影響評価ガイド」を参照して評価を実施し、 <u>有</u>			
性状,貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。	揮発性等の性状, 貯蔵量, 建屋内保管, 換気等の貯蔵状況	毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から, 有毒化			
	等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内	学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特			
	にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特	定する。			
	定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断				
	基準値を設定する。				
また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価	また, 固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価	固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用			
に用いる貯蔵量等は,現場の状況を踏まえ評価条件を設定	に用いる貯蔵量等は,現場の状況を踏まえ評価条件を設定	いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定す			
<u>する。</u>	<u>する。</u>	<u>5.</u>			
固定源及び可動源に対しては、対(3)(vi)-③当該要員の	固定源に対しては、貯蔵容器全てが損傷し、可動源に対	固定源及び可動源に対しては、ヌ(3)(vi)-③指示要員の	設計及び工事の計画の		
吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のため	しては、影響の最も大きい輸送容器が一基損傷し、有毒化	吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のため	ヌ(3)(vi)-③は、設置変		
の判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる	学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に	の判断基準値を下回ることにより、指示要員を防護できる	更許可申請書(本文(五		
<u>設計とする。</u>	放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃	設計とする。	号) ) の取(3)(vi)-③と		
	度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回		同義であり,整合してい		
	ることにより、当該要員を防護できる設計とする。		る。		
可動源の輸送ルートは、ヌ(3)(vi)-④当該要員の吸気中	可動源の輸送ルートは、当該要員の吸気中の有毒ガス濃	可動源の輸送ルートは、ヌ(3)(vi)-④指示要員の吸気中			
の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断	度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回	の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断	設計及び工事の計画の		
基準値を下回るよう ヌ(3)(vi)-⑤運用管理を実施する。	<u>るよう運用管理を実施する。</u>	基準値を下回るよう  ヌ(3)(vi)-⑤  運用について保安規定に	ヌ(3)(vi)-④は,設置変		
<中略>		定めて管理する。	更許可申請書(本文(五		
			号) ) の (3) (vi)- ④と		
			同義であり,整合してい		
			る。		
			設計及び工事の計画の		
			ヌ(3)(vi)-⑤は,設置変		
			更許可申請書(本文(五		
			号))のx(3)(vi)-⑤を		
			具体的に記載しており,		
			整合している。		

VI-1-1-2-1-1 発電用原子炉施設に対する自然現象等による 損傷の防止に関する基本方針 1. 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針 発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針は、令和3 年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更は ない。

# VI-1-1-2-2-1 耐津波設計の基本方針

### 1. 耐津波設計の基本方針

耐津波設計の基本方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

### VI-1-1-2-2-3 入力津波の設定

### 1. 入力津波の設定

入力津波の設定は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設 計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

### 1. 入力津波による津波防護対象設備への影響評価

入力津波による津波防護対象設備への影響評価は、令和3年12月23日付け原規規発 第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-2-5 津波防護に関する施設の設計方針

### 1. 津波防護に関する施設の設計方針

津波防護に関する施設の設計方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号 にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-2-3-1 竜巻への配慮に関する基本方針

### 1. 竜巻への配慮に関する基本方針

竜巻への配慮に関する基本方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号に て認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-3-2 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定

1. 竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定

竜巻の影響を考慮する施設及び固縛対象物の選定は、令和3年12月23日付け原規規 発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-3-3 竜巻防護に関する施設の設計方針

### 1. 竜巻防護に関する施設の設計方針

竜巻防護に関する施設の設計方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号 にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-2-4-1 火山への配慮に関する基本方針

### 1. 火山への配慮に関する基本方針

火山への配慮に関する基本方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号に て認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-4-2 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定

### 1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の選定

降下火砕物の影響を考慮する施設の選定は、令和3年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-4-3 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針

1. 降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針

降下火砕物の影響を考慮する施設の設計方針は、令和3年12月23日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-2-5-1 外部火災への配慮に関する基本方針

### 1. 外部火災への配慮に関する基本方針

外部火災への配慮に関する基本方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-5-2 外部火災の影響を考慮する施設の選定

### 1. 外部火災の影響を考慮する施設の選定

外部火災の影響を考慮する施設の選定は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-2-別添1 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出

1. 屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出

屋外に設置されている重大事故等対処設備の抽出は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-3 取水口及び放水口に関する説明書

### 1. 取水口及び放水口に関する説明書

取水口及び放水口に関する説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号 にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-4-1-2-1 設定根拠に関する説明書 (原子炉圧力容器)

1. 設定根拠に関する説明書(原子炉圧力容器)

設定根拠に関する説明書(原子炉圧力容器)は、令和3年12月23日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-4-2-1-1 設定根拠に関する説明書 (使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用)) 1. 設定根拠に関する説明書(使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第 1,2 号機共用))

設定根拠に関する説明書(使用済燃料プール(設計基準対象施設としてのみ第1,2号機共用))は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-4-2-2-2-1 設定根拠に関する説明書 (燃料プール代替注水系 大容量送水ポンプ(タイプ I )) 1. 設定根拠に関する説明書(燃料プール代替注水系 大容量送水ポンプ(タイプ I)) 設定根拠に関する説明書(燃料プール代替注水系 大容量送水ポンプ(タイプ I))は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-4-2-2-3-2 設定根拠に関する説明書 (燃料プールスプレイ系 主配管 (スプレイヘッダを含む。) (可搬型)) 設定根拠に関する説明書(燃料プールスプレイ系 主配管(スプレイヘッダを含む。)
 (可搬型))

設定根拠に関する説明書(燃料プールスプレイ系 主配管(スプレイヘッダを含む。) (可搬型))は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び 工事の計画から変更はない。

## VI-1-1-4-2-2-3-3 設定根拠に関する説明書 (可搬型ストレーナ)

1. 設定根拠に関する説明書(可搬型ストレーナ)

設定根拠に関する説明書(可搬型ストレーナ)は、令和3年12月23日付け原規規発 第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

## VI-1-1-4-3-5-2-2 設定根拠に関する説明書 (復水貯蔵タンク)

1. 設定根拠に関する説明書(復水貯蔵タンク)

設定根拠に関する説明書(復水貯蔵タンク)は、令和3年12月23日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

### VI-1-1-4-3-6-3-1 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(熱交換器))

1. 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(熱交換器)) 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(熱交換器))は、 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から 変更はない。 VI-1-1-4-3-6-3-2 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ポンプ)) 1. 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)) 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ))は、 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から 変更はない。 VI-1-1-4-3-6-3-3 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ストレーナ)) 1. 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ストレーナ)) 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ストレーナ)) は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-4-3-6-3-5 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系 主配管 (可搬型)) 1. 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系 主配管(可搬型))

設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系 主配管(可搬型))は、令和3年 12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-4-7-1-1 設定根拠に関する説明書 (原子炉格納容器)

1. 設定根拠に関する説明書(原子炉格納容器)

設定根拠に関する説明書(原子炉格納容器)は、令和3年12月23日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-4-7-5-4-1 設定根拠に関する説明書 (放射性物質拡散抑制系 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)) 1. 設定根拠に関する説明書(放射性物質拡散抑制系 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)) 設定根拠に関する説明書(放射性物質拡散抑制系 大容量送水ポンプ(タイプⅡ))は, 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

### VI-1-1-4-7-5-4-2 設定根拠に関する説明書 (放射性物質拡散抑制系 主配管(可搬型))

1. 設定根拠に関する説明書(放射性物質拡散抑制系 主配管(可搬型)) 設定根拠に関する説明書(放射性物質拡散抑制系 主配管(可搬型))は,令和3年12 VI-1-1-4-7-7-1-5 設定根拠に関する説明書 (原子炉格納容器フィルタベント系 主配管 (可搬型)) 1. 設定根拠に関する説明書(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管(可搬型)) 設定根拠に関する説明書(原子炉格納容器フィルタベント系 主配管(可搬型))は、 令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から 変更はない。 VI-1-1-4-8-4-1-1 設定根拠に関する説明書 (大容量送水ポンプ (タイプ I ) (燃料タンク)) 1. 設定根拠に関する説明書(大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク)) 設定根拠に関する説明書(大容量送水ポンプ(タイプI)(燃料タンク))は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-4-8-4-1-2 設定根拠に関する説明書 (大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)) 1. 設定根拠に関する説明書(大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク))

設定根拠に関する説明書(大容量送水ポンプ(タイプ $\Pi$ )(燃料タンク))は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-4-8-4-1-3 設定根拠に関する説明書 (原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)) 1. 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)) 設定根拠に関する説明書(原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)) は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画 から変更はない。

# VI-1-1-4-8-4-1-4 設定根拠に関する説明書 (タンクローリ)

1. 設定根拠に関する説明書(タンクローリ)

設定根拠に関する説明書 (タンクローリ) は、令和3年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

### VI-1-1-4-8-4-1-6 設定根拠に関する説明書 (補機駆動用燃料設備 主配管(可搬型))

1. 設定根拠に関する説明書(補機駆動用燃料設備 主配管(可搬型)) 設定根拠に関する説明書(補機駆動用燃料設備 主配管(可搬型))は,令和3年12 月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-4-別添1 技術基準要求機器リスト

#### 1. 技術基準要求機器リスト

技術基準要求機器リストは、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可 された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-1-4-別添 2 設定根拠に関する説明書(別添)

 $\Box$ 

#### 1. 設定根拠に関する説明書(別添)

設定根拠に関する説明書(別添)は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号に て認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下 における健全性に関する説明書

1. 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書は、令 和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-6-別添 1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセス ルート 1. 可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルート

安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書における別添1可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートは、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-1-6-別添 2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針

### 1. 可搬型重大事故等対処設備の設計方針

安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書における別添2可搬型重大事故等対処設備の設計方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-3-2 燃料取扱設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の 核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 1. 燃料取扱設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書

燃料取扱設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-1-3-4 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書

1. 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書

使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第 2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-1-3-5 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書

1. 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書

使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書は、令和3年12月23日付け原 規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

### VI-1-4-3 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの 有効吸込水頭に関する説明書

1. 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計 画から変更はない。 (3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への放出率及び大気拡散を計算し、中央制御室換気空調系の給気口における有毒ガス濃度を計算する。

#### 4.1.2 評価事象の選定

固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に貯蔵された有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。

#### 4.1.3 有毒ガス到達経路の選定

固定源から発生した有毒ガスについては,中央制御室換気空調系の給気口に到達する経路を選定する。

有毒ガス到達経路を図4-1に示す。

### 4.1.4 有毒ガス放出率の計算

固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。

この際,運転員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して,固定源の物性,保管状態,放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。

具体的には、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされていることから、同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。

高圧ガス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時において も、配管破損の事例はあるものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないこ とを考慮すると、内容量が瞬時に全量放出される漏えい形態は考え難く、接続配管 や接続機器からの継続的な漏えいによる放出を想定するのが現実的と考えられる。

これを踏まえ、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に 設定した上で、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された実効 放出継続時間のうち最も短い1時間での放出を想定する。

本評価において使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上限値がある場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定される冷凍冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。

固定源の評価条件を表4-1に示す。

#### (1) 事象発生直前の状態

事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。

### (2) 評価の対象とする固定源

有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。

### 4.1.5 大気拡散の評価

発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。

### (1) 大気拡散評価モデル

固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示されたガウスプルームモデルを適用して評価しており、地表面粗度や建屋巻き込みの影響を考慮しない保守的な想定をしている。

相対濃度は,毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに,評価点ごとに次式のとおり計算する。

$$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot {}_{d} \delta_i$$

(建屋影響を考慮しない場合)

$$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}})$$

(建屋影響を考慮する場合)

$$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot \exp(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}})$$

χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度(s/m³)

T : 実効放出継続時間(h)

 $(\chi/Q)_i$ : 時刻iにおける相対濃度 $(s/m^3)$ 

 $_{d}\delta_{i}$  :時刻iにおいて風向が当該方位 d にあるとき  $_{d}\delta_{i}$ =1

時刻iにおいて風向が当該方位 d にないとき  $d\delta_i=0$ 

 $\sigma_{vi}$  : 時刻iにおける濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ(m)

 $\sigma_{zi}$ : 時刻iにおける濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ(m)

 $U_i$ : 時刻iにおける風速(m/s)

H: 放出源の有効高さ(m)

$$\Sigma_{yi}$$
 :  $\left(\sigma_{yi}^2 + \frac{cA}{\pi}\right)^{1/2}$ 

VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書

1. 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書

原子炉格納施設の設計条件に関する説明書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

### VI-1-8-4 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの 有効吸込水頭に関する説明書

1. 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書 圧力低減設備その他の安全設備のポンプの有効吸込水頭に関する説明書は、令和3 年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更 はない。 (3) 発電所敷地内の気象データを用いて、有毒ガスの放出源から大気中への放出率及び大気拡散を計算し、緊急時対策所の外気取入口における有毒ガス濃度を計算する。

#### 4.1.2 評価事象の選定

固定源では、評価対象とする貯蔵容器が同時に全て損傷し、当該全ての容器に 貯蔵された有毒化学物質の全量流出により発生する有毒ガスの放出を想定する。

#### 4.1.3 有毒ガス到達経路の選定

固定源から発生した有毒ガスについては、緊急時対策所の外気取入口に到達する経路を選定する。

有毒ガス到達経路を図4-1に示す。

### 4.1.4 有毒ガス放出率の計算

固定源は、評価対象とする貯蔵容器全てが損傷し、貯蔵されている有毒化学物質が全量流出することによって発生した有毒ガスが大気中に放出されることを想定し、大気中への有毒ガスの放出率を評価する。

この際,指示要員の吸気中の有毒ガス濃度への影響を考慮して,固定源の物性,保管状態,放出形態及び気象データ等の評価条件を適切に設定する。

具体的には、敷地外固定源であるアンモニアは、高圧ガス保安法に基づく届出がなされていることから、同法に基づく設計の容器に保管されていることを確認している。

高圧ガス容器に係る過去の事故事例からは、東日本大震災等の災害時においても、配管破損の事例はあるものの、高圧ガス容器の破損事例は認められていないことを考慮すると、内容量が瞬時に全量放出される漏えい形態は考え難く、接続配管や接続機器からの継続的な漏えいによる放出を想定するのが現実的と考えられる。

これを踏まえ、本評価においては、敷地外固定源の貯蔵量を想定される上限値に設定した上で、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示された 実効放出継続時間のうち最も短い1時間での放出を想定する。

本評価において使用するアンモニアの貯蔵量は、届出情報から得られた届出種類に内容量の上限値がある場合は当該の数値を、上限値がない場合は、業種や冷媒種類を考慮して使用が想定される冷凍冷蔵機器の冷媒充填量の上限値を設定している。

固定源の評価条件を表4-1に示す。

(1) 事象発生直前の状態

事象発生直前まで貯蔵容器に有毒化学物質が貯蔵されているものとする。

(2) 評価の対象とする固定源

有毒ガス評価ガイドに従って選定した敷地外の固定源を対象とする。 評価の対象とする敷地外の固定源を図4-2に示す。

### 4.1.5 大気拡散の評価

発電所敷地内の気象データを用い、大気拡散を計算して相対濃度を求める。 固定源の大気拡散計算の評価条件を表4-2に示す。

(1) 大気拡散評価モデル

固定源から放出された有毒ガスが、大気中を拡散して評価点に到達するまでの計算は、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に示されたガウスプルームモデルを適用して評価しており、地表面粗度や建屋巻き込みの影響を考慮しない保守的な想定をしている。

相対濃度は、毎時刻の気象項目と実効的な放出継続時間をもとに、評価点ごとに次式のとおり計算する。

$$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^{T} (\chi/Q)_i \cdot {}_{d}\delta_i$$

(建屋影響を考慮しない場合)

$$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2})$$

(建屋影響を考慮する場合)

$$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \Sigma_{yi} \cdot \Sigma_{zi} \cdot U_i} \cdot exp(-\frac{H^2}{2\Sigma_{zi}})$$

γ/0 : 実効放出継続時間中の相対濃度(s/m³)

T : 実効放出継続時間(h)

 $(\chi/Q)_i$ : 時刻iにおける相対濃度 $(s/m^3)$ 

 $_{d}\delta_{i}$  : 時刻iにおいて風向が当該方位 d にあるとき  $_{d}\delta_{i}$ =1

時刻iにおいて風向が当該方位 d にないとき  $d\delta_i=0$ 

 $\sigma_{vi}$  : 時刻iにおける濃度分布のy方向の拡がりのパラメータ(m)

 $\sigma_{zi}$  : 時刻iにおける濃度分布のz方向の拡がりのパラメータ(m)

 $U_i$  : 時刻iにおける風速(m/s)

H: 放出源の有効高さ(m)

別表2 解析業務を実施する供給者に対する確認の視点

別収4 牌別未務を 天肥り 3 供和日に刈り 3 推記の悦点		
No.	確認項目	供給者に対する確認の視点
1	解析業務の計画	・解析業務の作業手順、解析結果の検証、業務報告書 の確認等について、計画(どの段階で、何を目的 に、どのような内容で、誰が実施するのか)を明確 にしていること。
2	計算機プログラムの検証	<ul> <li>・計算機プログラムは、適正なものであることを事前に検証し、計算機プログラム名称及びバージョンをリストへ登録していること。また、バージョンアップがある場合は、その都度検証を行い、リストへ登録していること。</li> <li>・登録されていない計算機プログラムを使用する場合は、その都度検証を行うこと。</li> </ul>
3	入力根拠の明確化	・解析業務計画書に基づき解析ごとに入力根拠を明確 にしていること。
4	入力結果の確認	・計算機プログラムへの入力が正確に実施されたこと をエコーバック等により確認していること。
5	解析結果の検証	・解析結果が解析業務計画書で定めたチェックシート 等により検証されていること。
6	業務報告書の確認	・計算機プログラムを用いた解析結果,汎用表計算ソフトウェアを用いた計算,又は手計算による解析・計算結果を,当社の指定する書式に加工,編集して業務報告書としてまとめていること。 ・作成された業務報告書が,解析業務計画書の内容を満足していることを確認していること。
7	解析業務の変更管理	・解析業務に変更が生じた場合は、変更内容を文書化 し、解析業務の各段階においてその変更を反映して いること。

## VI-2-1-1 耐震設計の基本方針

### 1. 耐震設計の基本方針

耐震設計の基本方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

## VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針

### 1. 波及的影響に係る基本方針

波及的影響に係る基本方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて 認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-2-別添 3-1 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針

1. 可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針

可搬型重大事故等対処設備の耐震計算の方針は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-2-別添 3-2 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア等における 入力地震動 1. 可搬型重大事故等対処設備の保管エリア等における入力地震動

可搬型重大事故等対処設備の保管エリア等における入力地震動は、令和3年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-2-別添 3-3 可搬型重大事故等対処設備のうち 車両型設備の耐震計算書 1. 可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書

可搬型重大事故等対処設備のうち車両型設備の耐震計算書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-2-別添 3-6 可搬型重大事故等対処設備の水平2方向及び鉛直方向 地震力の組合せに関する影響評価結果 1. 可搬型重大事故等対処設備の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果

可搬型重大事故等対処設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

## VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要

### 1. 強度計算の基本方針の概要

強度計算の基本方針の概要は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて 認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-3-1-6 重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針

1. 重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針

重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針は、令和3年12月23日付け原規規 発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-3-2-14 重大事故等クラス3機器の強度評価方法

### 1. 重大事故等クラス3機器の強度評価方法

重大事故等クラス3機器の強度評価方法は、令和3年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-2-2-2-1 大容量送水ポンプ(タイプ I)の強度評価書

### 1. 大容量送水ポンプ(タイプ I)の強度評価書

大容量送水ポンプ(タイプ I)の強度評価書は、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-2-2-2-3 管(可搬型)の強度評価書(燃料プール代替注水系)

1. 管(可搬型)の強度評価書(燃料プール代替注水系)

管(可搬型)の強度評価書(燃料プール代替注水系)は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-2-2-3-1-3 管(可搬型)の強度評価書(燃料プールスプレイ系)

1. 管(可搬型)の強度評価書(燃料プールスプレイ系)

管(可搬型)の強度評価書(燃料プールスプレイ系)は、令和3年12月23日付け原規規 発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-3-3-2-2-3-1-4 可搬型ストレーナの強度評価書

### 1. 可搬型ストレーナの強度評価書

可搬型ストレーナの強度評価書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号に て認可された設計及び工事の計画から変更はない。 VI-3-3-3-6-3-1 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (熱交換器)の強度評価書 1. 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (熱交換器) の強度評価書原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (熱交換器) の強度評価書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-3-6-3-2 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ポンプ)の強度評価書 1. 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ポンプ) の強度評価書原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ポンプ) の強度評価書は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-3-6-3-3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ストレーナ)の強度評価書 1. 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ストレーナ) の強度評価書原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (ストレーナ) の強度評価書は,令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

## VI-3-3-3-6-3-4-3 管 (可搬型)の強度評価書 (原子炉補機代替冷却水系)

1. 管(可搬型)の強度評価書(原子炉補機代替冷却水系)

管(可搬型)の強度評価書(原子炉補機代替冷却水系)は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-6-2-8-2-1 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の強度評価書

### 1. 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の強度評価書

大容量送水ポンプ(タイプII)の強度評価書は、令和3年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-6-2-8-2-2 管 (可搬型) の強度評価書 (放射性物質拡散抑制系)

1. 管(可搬型)の強度評価書(放射性物質拡散抑制系)

管(可搬型)の強度評価書(放射性物質拡散抑制系)は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

## VI-3-3-6-2-10-1-3-3 管 (可搬型) の強度評価書 (原子炉格納容器フィルタベント系)

1. 管 (可搬型) の強度評価書 (原子炉格納容器フィルタベント系) 管 (可搬型) の強度評価書 (原子炉格納容器フィルタベント系) は, 令和3年12月

23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-3-3-7-3-1-1 大容量送水ポンプ (タイプ I ) (燃料タンク) の強度評価書

1. 大容量送水ポンプ (タイプ I) (燃料タンク) の強度評価書

大容量送水ポンプ (タイプ I) (燃料タンク) の強度評価書は、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-3-3-7-3-1-2 大容量送水ポンプ (タイプⅡ) (燃料タンク)の強度評価書

1. 大容量送水ポンプ (タイプⅡ) (燃料タンク) の強度評価書

大容量送水ポンプ (タイプ  $\Pi$ ) (燃料タンク) の強度評価書は、令和 3 年 12 月 23 日付け原規規発第 2112231 号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

# VI-3-3-7-3-1-3 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク)の強度評価書

1. 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) の強度評価書原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット (燃料タンク) の強度評価書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

VI-3-3-7-3-1-4 タンクローリの強度評価書

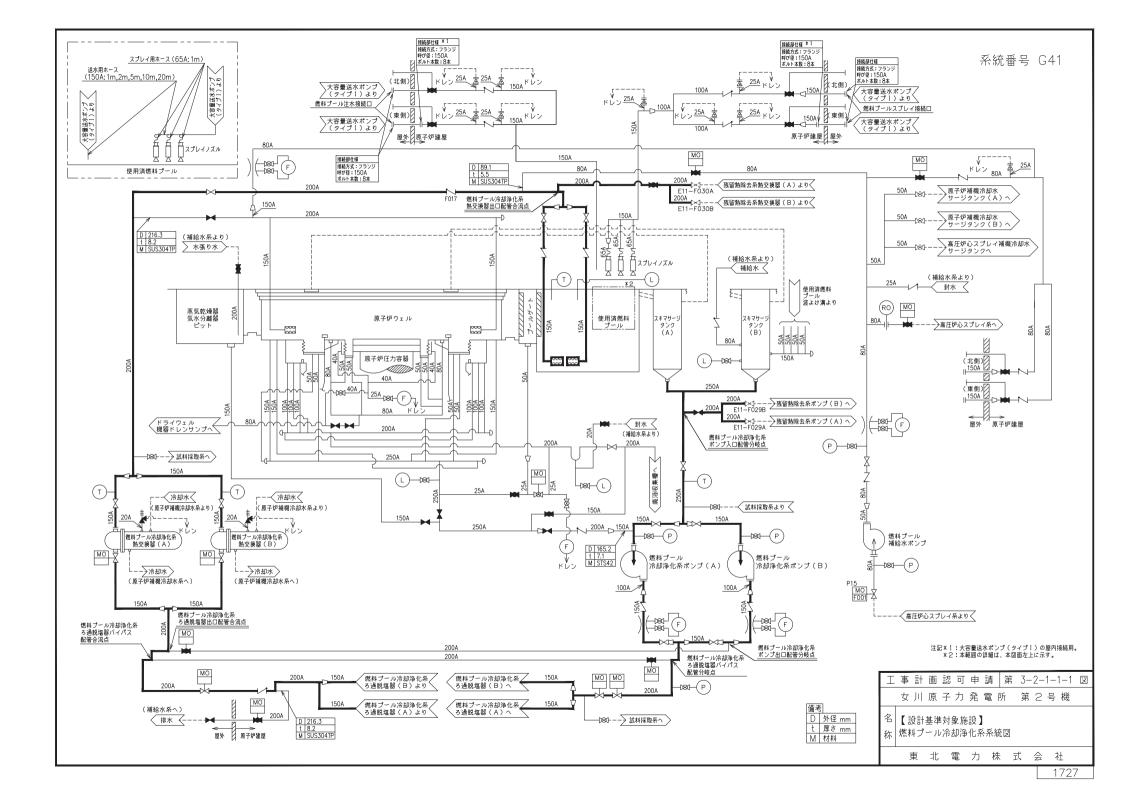
### 1. タンクローリの強度評価書

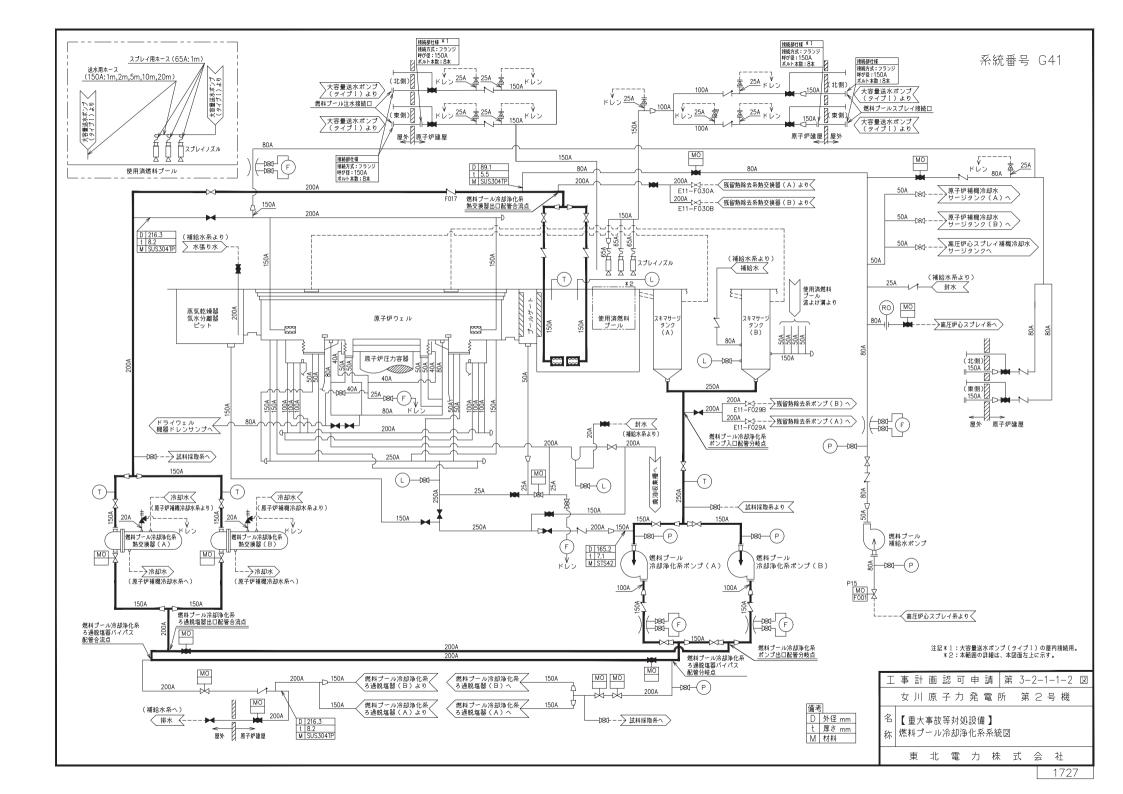
タンクローリの強度評価書は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

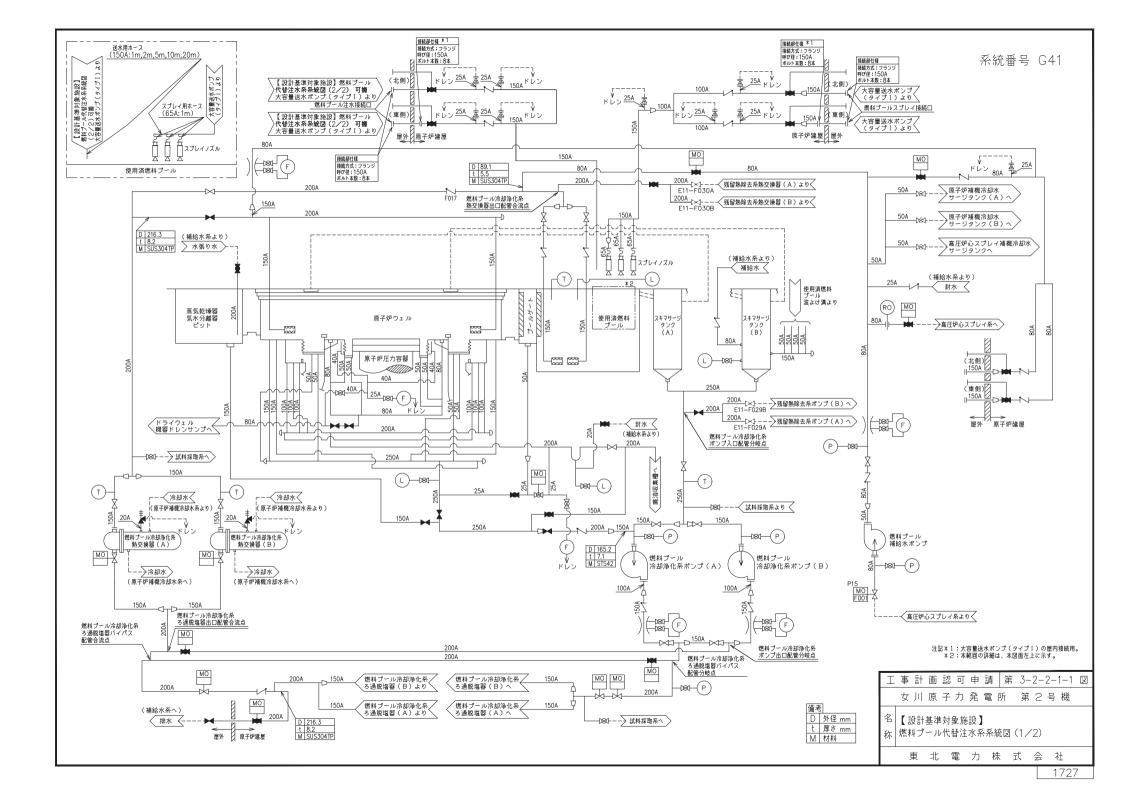
VI-3-3-7-3-1-5 管 (可搬型) の強度評価書 (燃料設備)

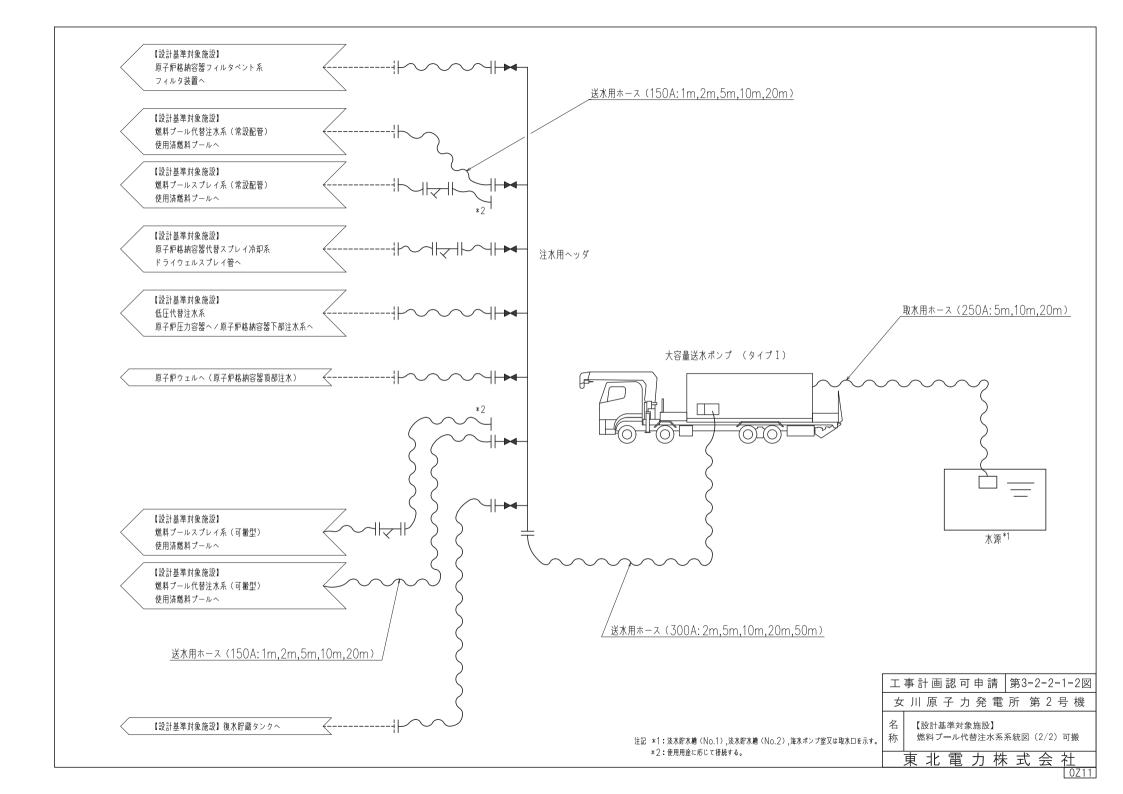
### 1. 管(可搬型)の強度評価書(燃料設備)

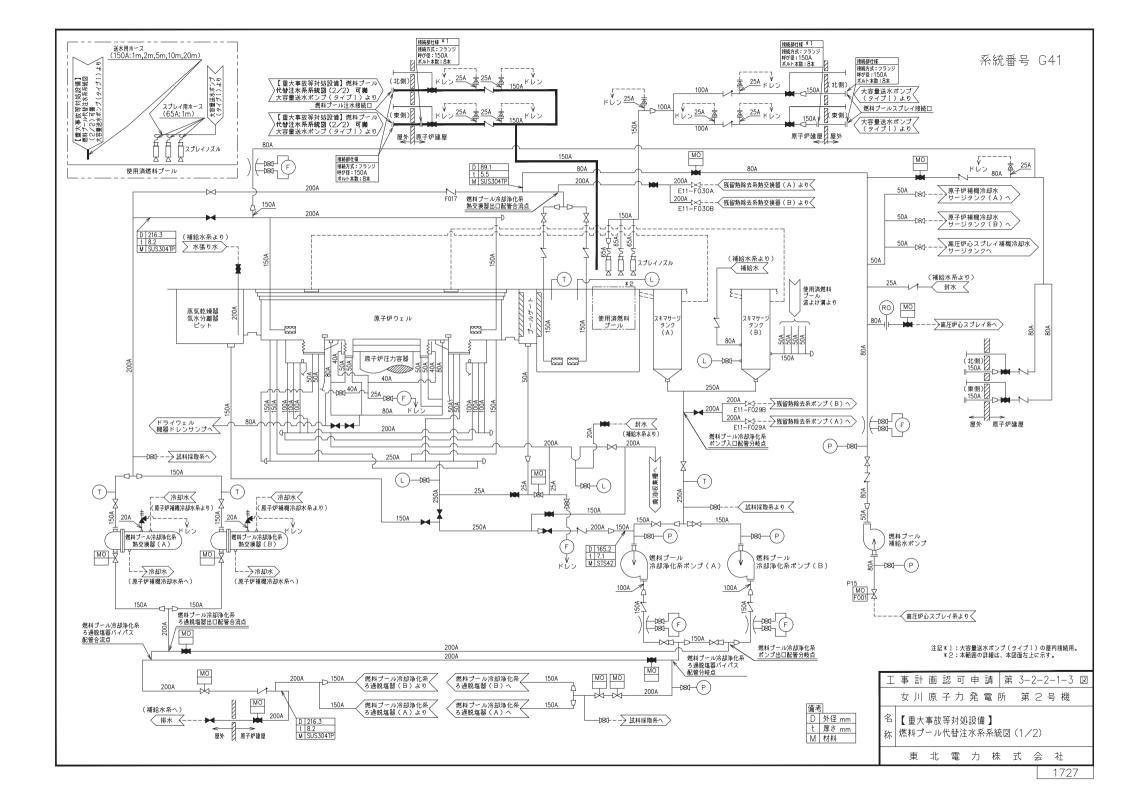
管(可搬型)の強度評価書(燃料設備)は、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画から変更はない。

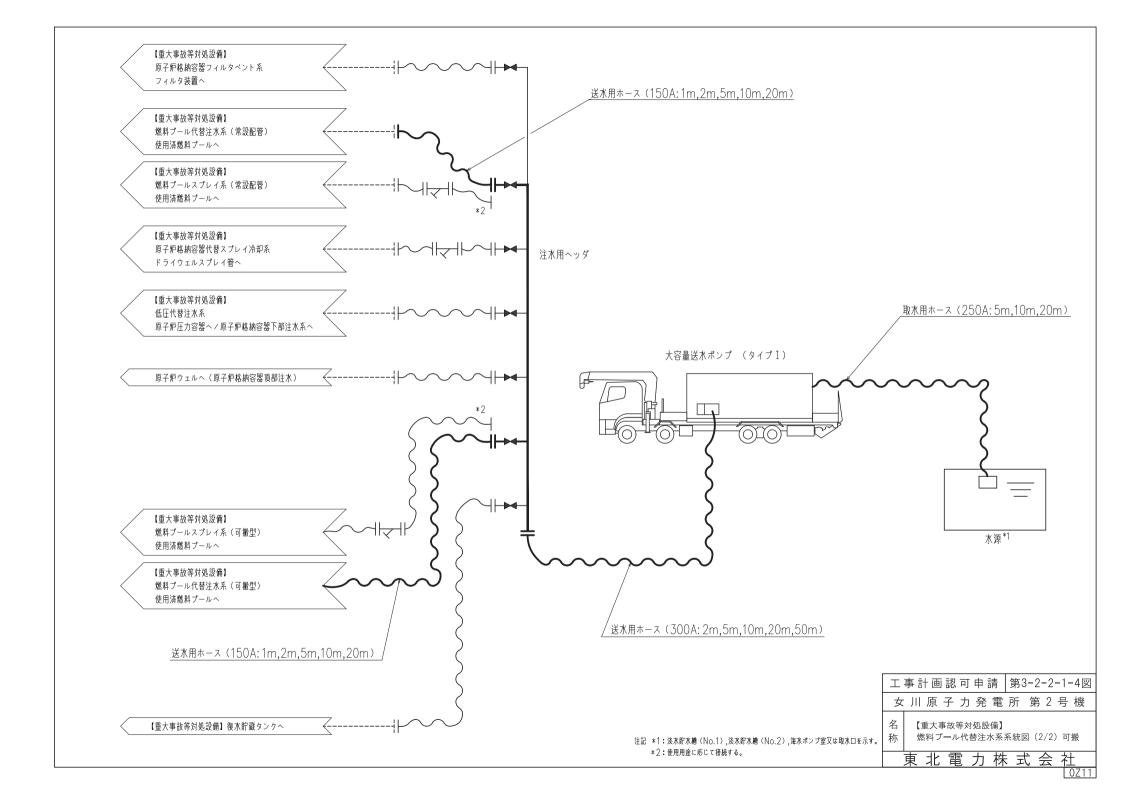












	- 6	
		,
	*	
	6. 8	
		-
* .		
	4 	
9		-
,		工事計画認可申請第3-2-2-2-1図
		女川原子力発電所 第2号機
		A

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

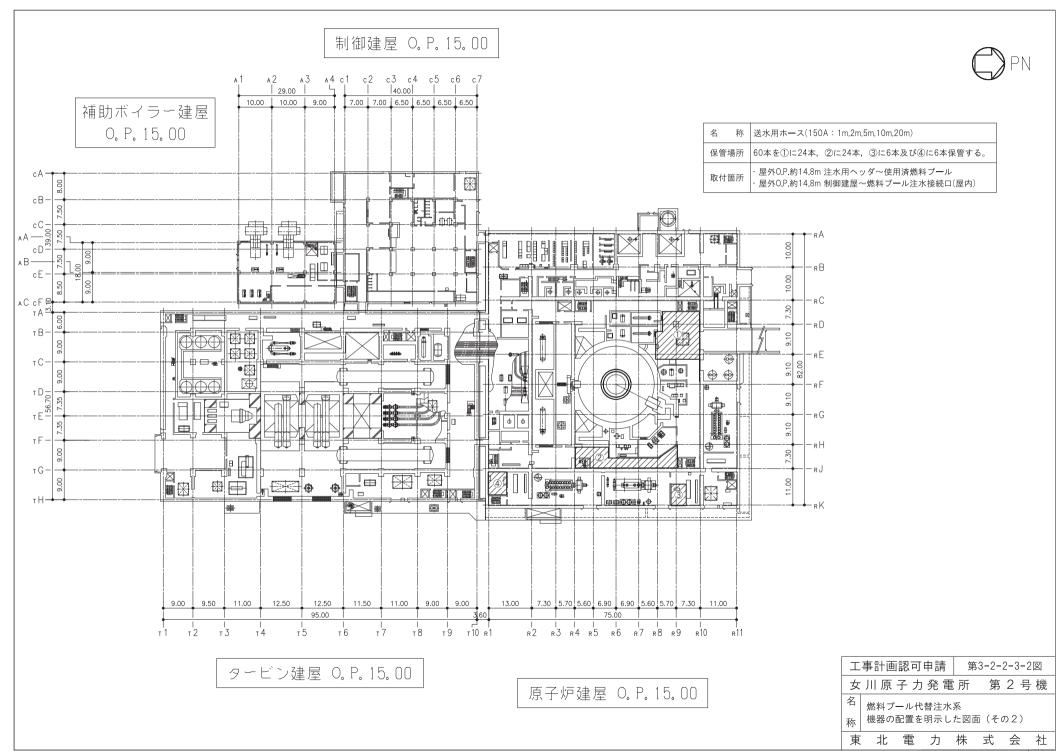
0323

### 第 3-2-2-2-1 図 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)構造図別紙

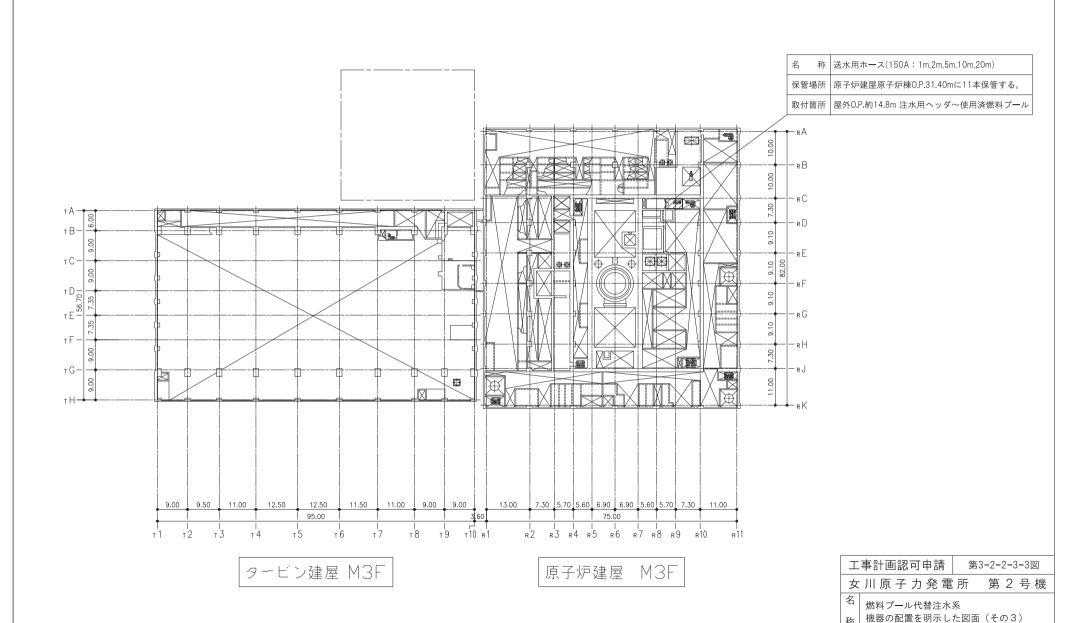
# 工事計画記載の公称値の許容範囲

### [大容量送水ポンプ(タイプ I)]

主要寸法 (mm)				許容範囲	根拠	
吸	込	П	径	300		製造能力,製造実績を考慮した メーカ基準
吐	出	П	径	250		同上
た			て	1050		同上
	桂	黄		1280		同上
高			さ	525		同上
車	両	全	長	12750		概略寸法のため規定しない
車	両	全	幅	2495	_	同上
車	両	高	さ	3510	_	同上

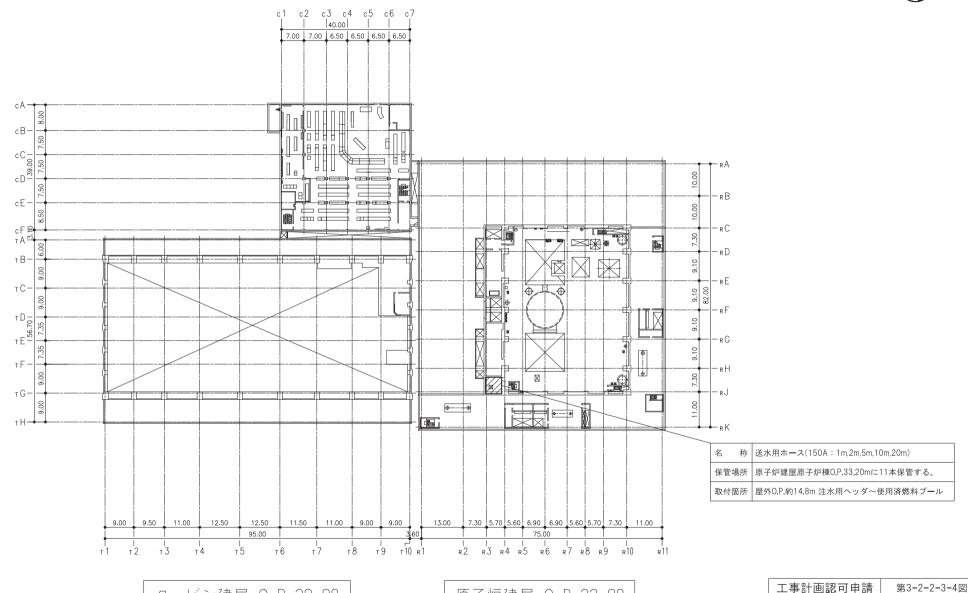






制御建屋 O.P.23.50





タービン建屋 O.P.32.80

原子炉建屋 O.P.33.20

名|燃料プール代替注水系

称 機器の配置を明示した図面(その4)

		****	***		
*					
		a.			*
			E.	8	,
			8		
					*
		á	e e		× er
					8
	v.				
				8	
	•				
					4
					i
		,			
	ÿ				
	,	2		*	*
			•		
					*
	,		*		
					1
				9	
	2				
				ì	
					工事計画認可申請 第3-2-2-4-12図
					女川原子力発電所 第2号機
	e y				名 燃料プール代替注水系
3					称 主配管の配置を明示した図面(その12)
<u> </u>					東北電力株式会社

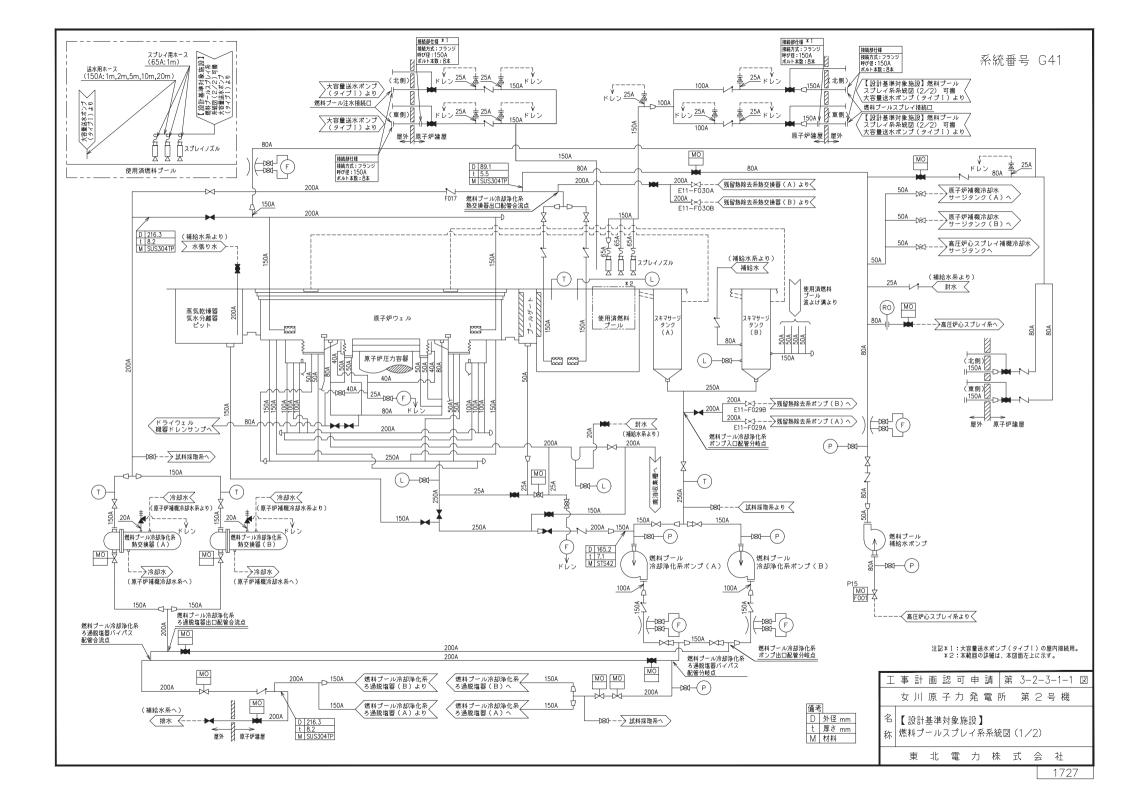
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

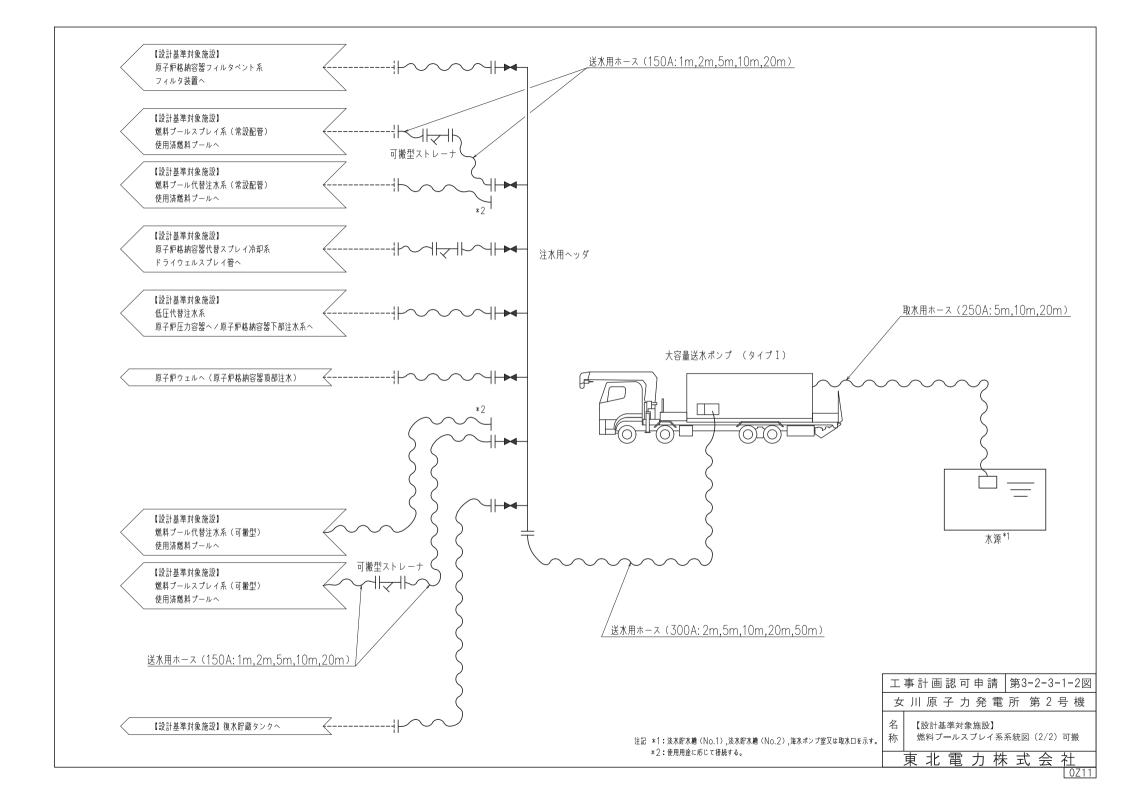
# 第 3-2-2-4-12 図 燃料プール代替注水系 主配管の配置を明示した図面(その12)別紙

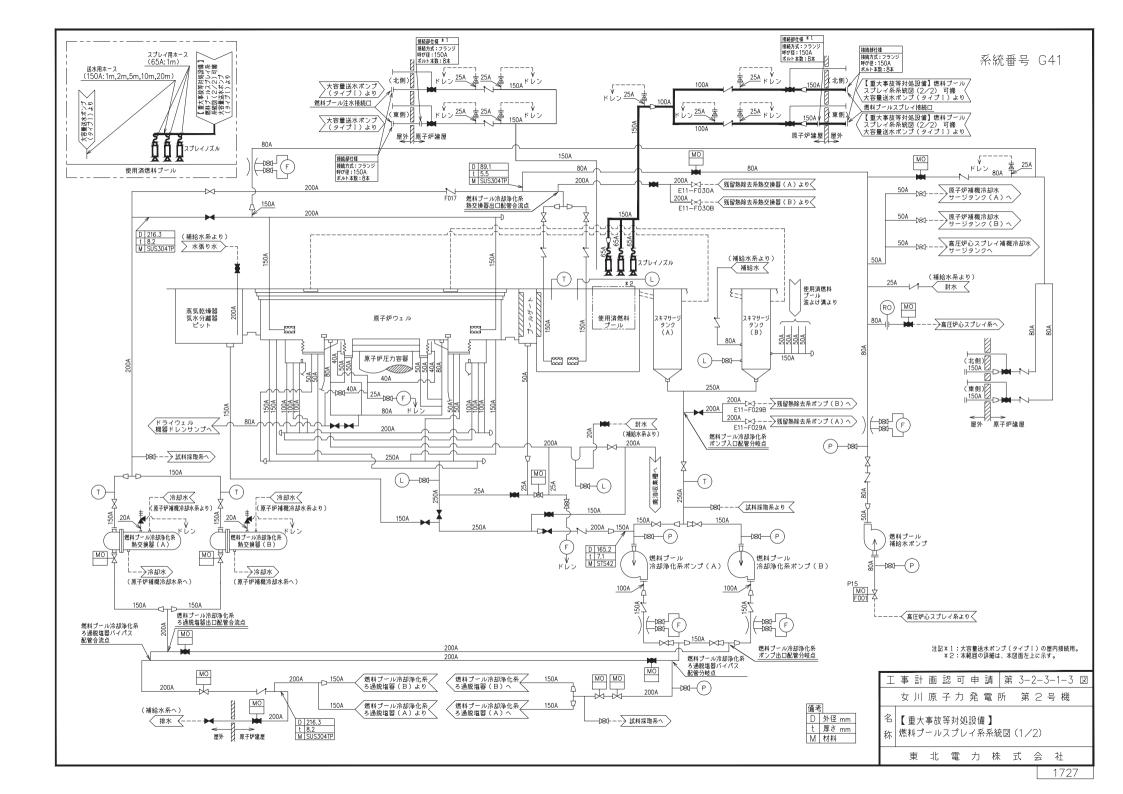
# 工事計画記載の公称値の許容範囲

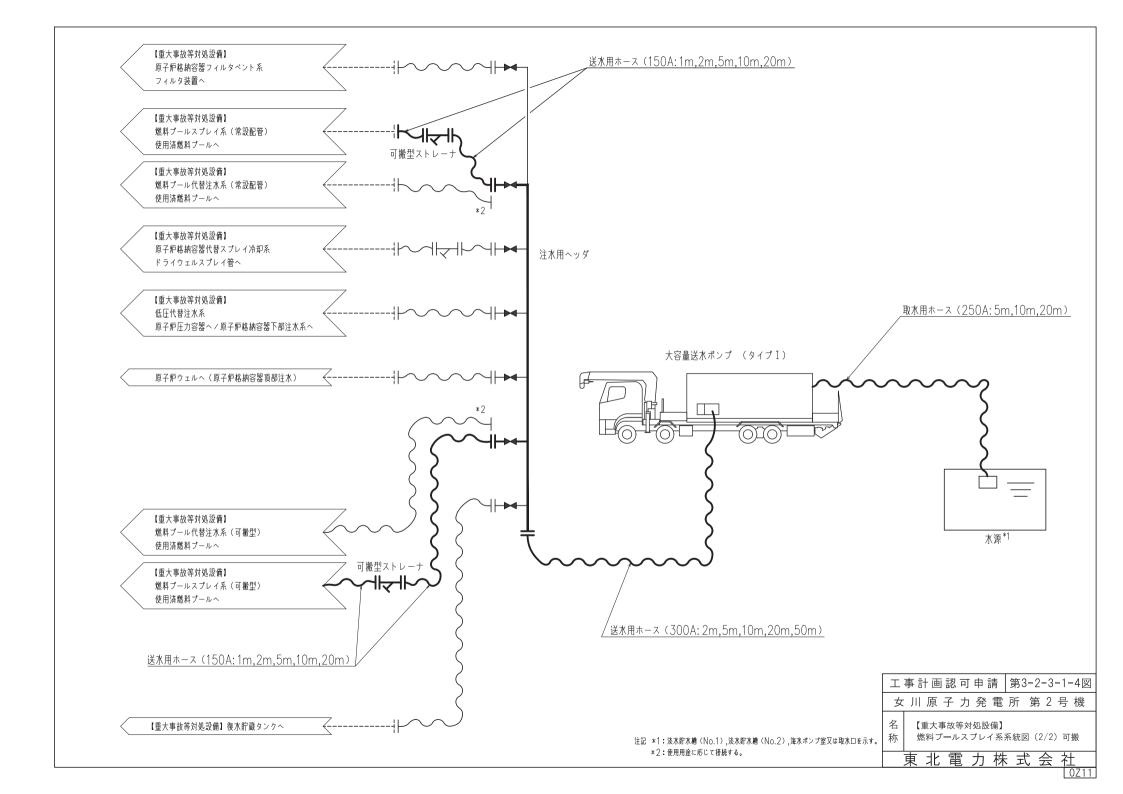
### [注水用ヘッダ]

主要寸法 (mm)			許容範囲	根 拠
		318.5	± 1.0 %	JIS G 3459による材料公差
外	径	165. 2	± 1.0 %	同上
		76. 3	± 1.0 %	同上
		10.3	± 10 %	同上
厚	さ	7. 1	± 10 %	同上
		5. 2	± 10 %	同上

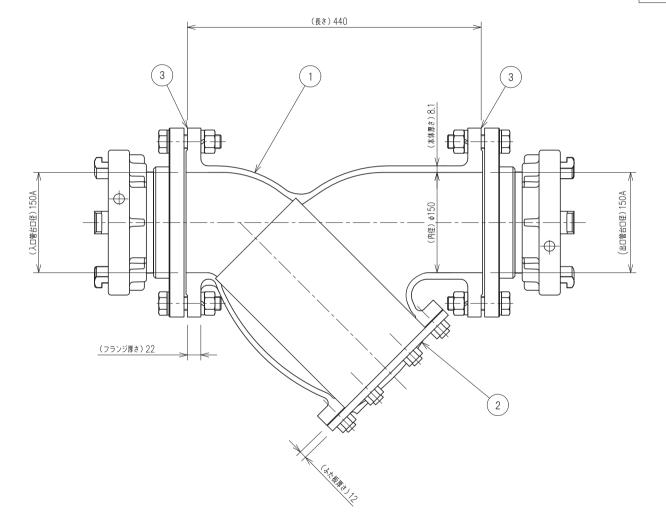


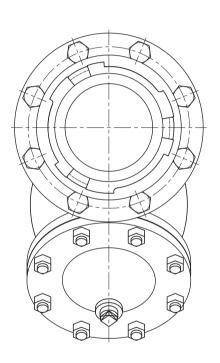






3	フランジ	2	SCS13A
2	ふた板	1	SCS13A
1	本 体	1	SCS13A
番号	品 名	個 数	材料
	部品	表	





女川原子力発電所第2号機

工事計画認可申請

可搬型ストレーナ構造図

注1:寸法はmmを示す。 注2:特記なき寸法は公称値を示す。 東北電力株式会社

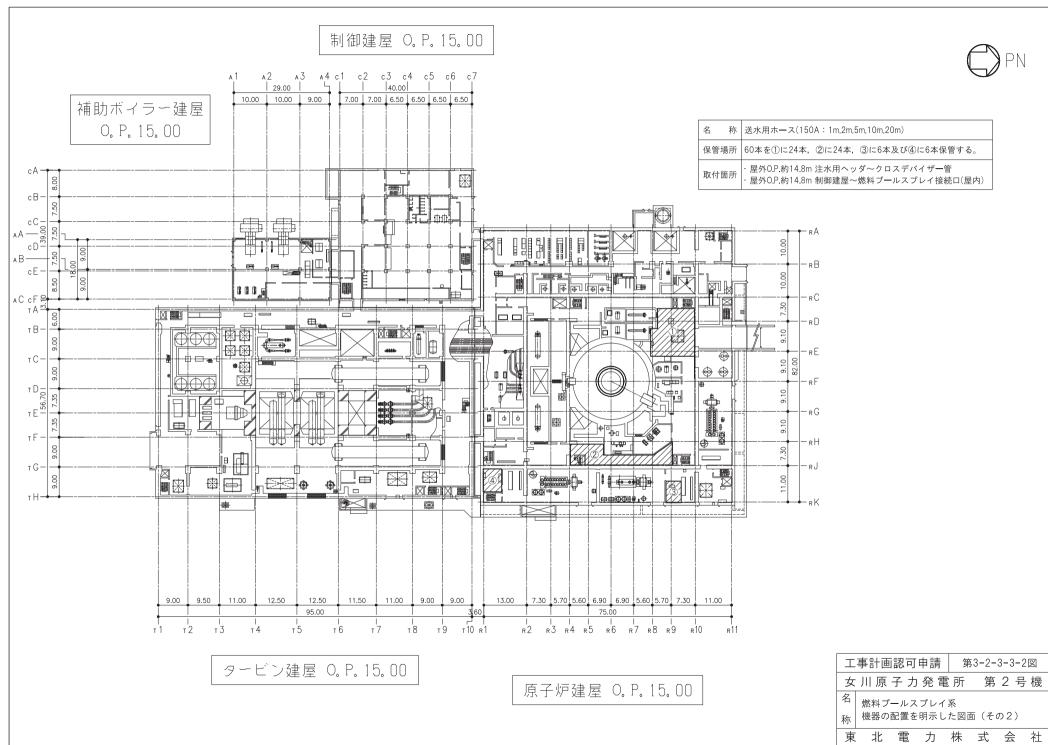
第3-2-3-2-1図

# 第 3-2-3-2-1 図 可搬型ストレーナ構造図別紙

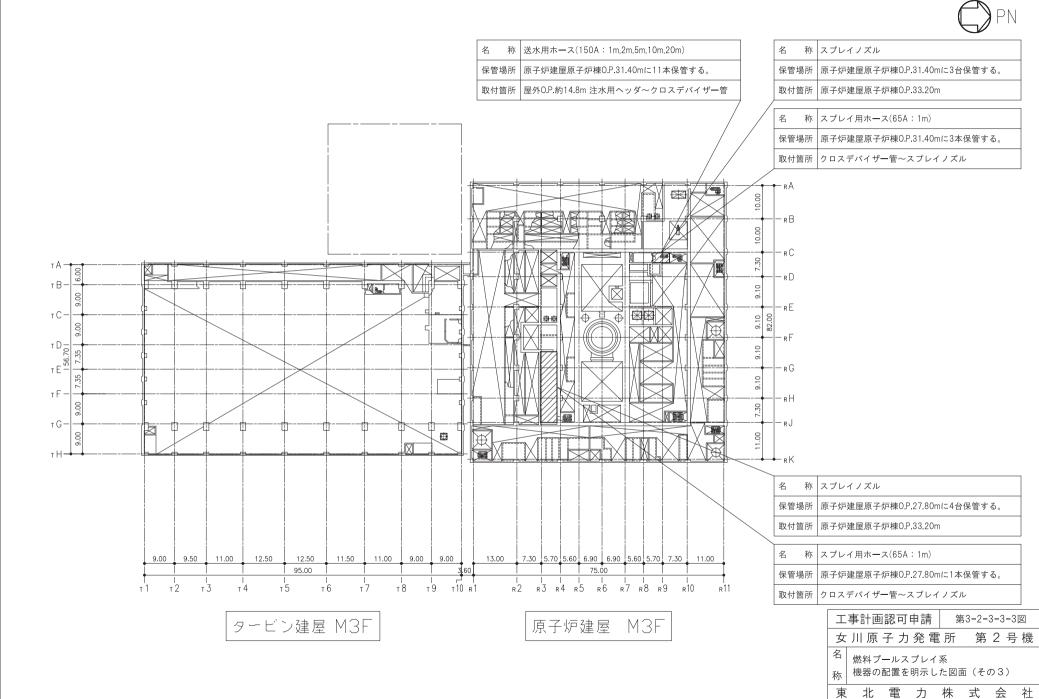
# 工事計画記載の公称値の許容範囲

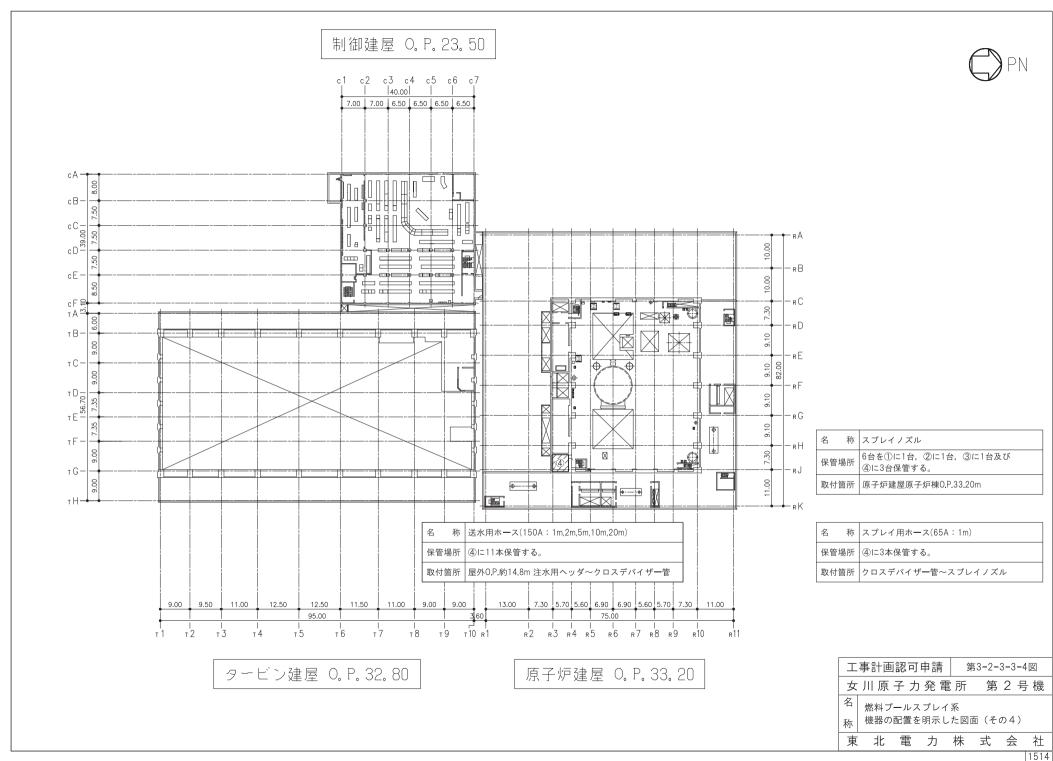
### [可搬型ストレーナ]

主要寸法 (mm)	;	許容範囲	根 拠
内 径	150	±7mm	JIS B 0403による鋳 放し鋳造品の基準寸法による公 差等級 CS12 に順ずる。
本体厚さ	8. 1	±2.1mm	同上
ふ た 板 厚 さ	12	+2mm Omm	JIS B 2220による製         造公差
長さ	440	±5%	製造能力,製造実績を考慮した, メーカ基準
入口管台口径	150A	_	メーカ仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用するため許容範囲を定めない。
出口管台口径	150A	_	同上
フランジ厚さ	22	+2mm Omm	JIS B 2220による製 造公差









工事計画認可申請 第3-2-3-4-10図 女川原子力発電所 第2号機 名 燃料プールスプレイ系 本 主配管の配置を明示した図面(その10)

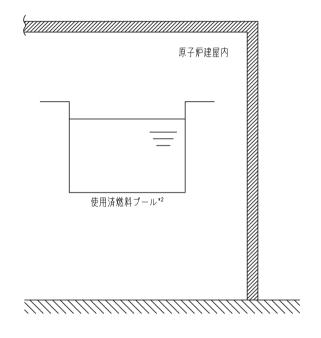
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

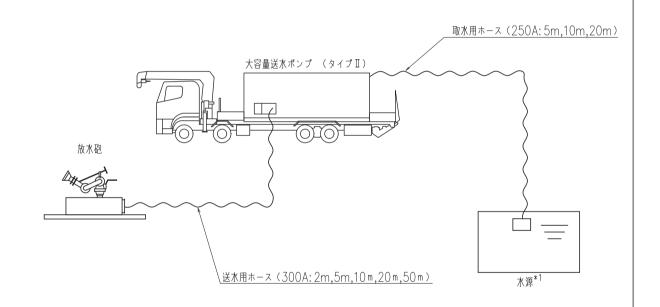
# 第3-2-3-4-10図 燃料プールスプレイ系主配管の配置を明示した図面(その10)別紙

# 工事計画記載の公称値の許容範囲

### [スプレイノズル]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外	65A	規定しない	完成品として一般産業品の規格及び基準 に適合するものであって、使用材料の特性 を踏まえた上で、重大事故等時における使 用圧力及び使用温度が負荷された状態に おいて強度が確保できるものを使用する ため許容範囲を定めない。





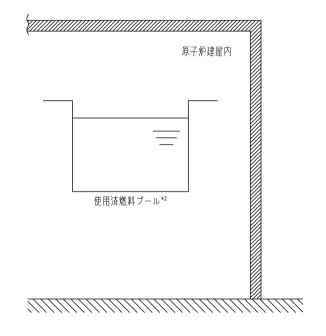
注記 \* 1:海水ポンプ室又は取水口を示す。 \* 2:使用済燃料貯蔵設備

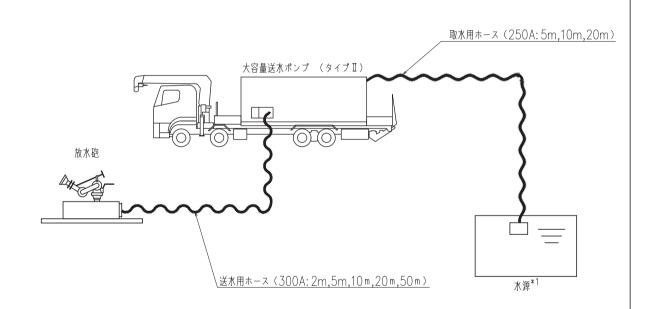
工事計画認可申請 第3-2-4-1-1図

女川原子力発電所 第2号機

名 【設計基準対象施設】

放射性物質拡散抑制系系統図





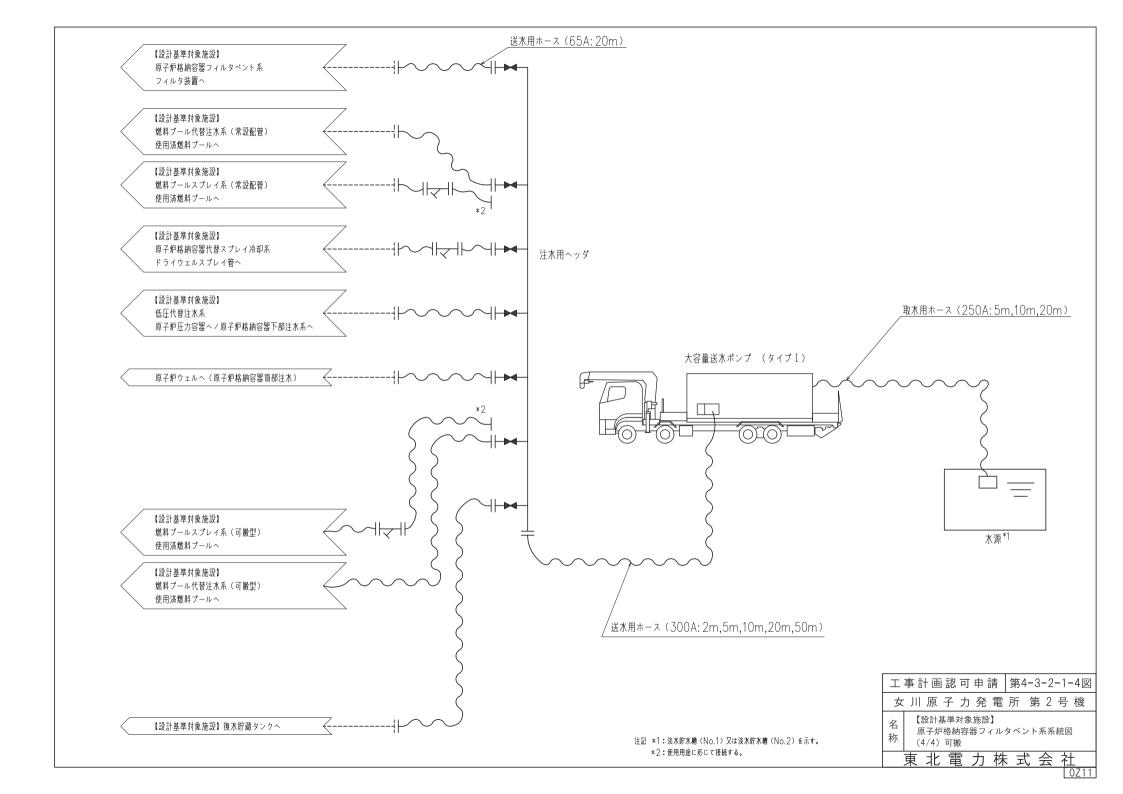
注記 \* 1:海水ポンプ室又は取水口を示す。 \* 2:使用済燃料貯蔵設備

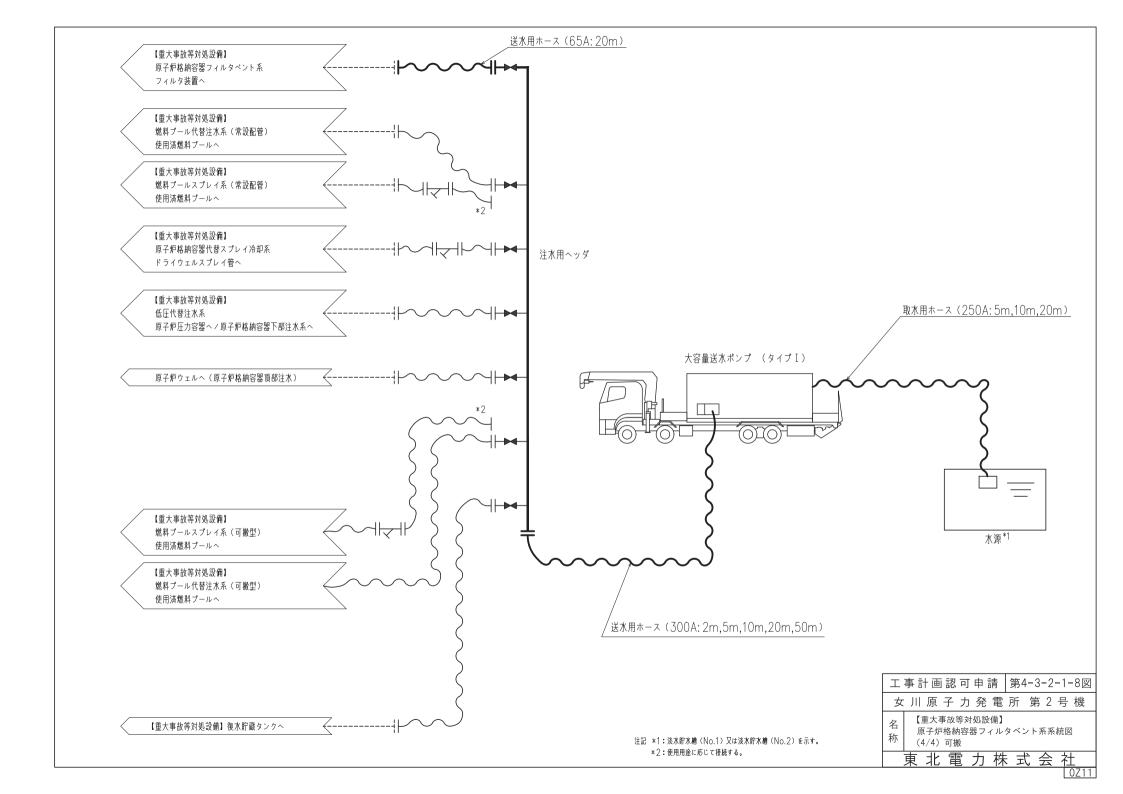
工事計画認可申請 第3-2-4-1-2図

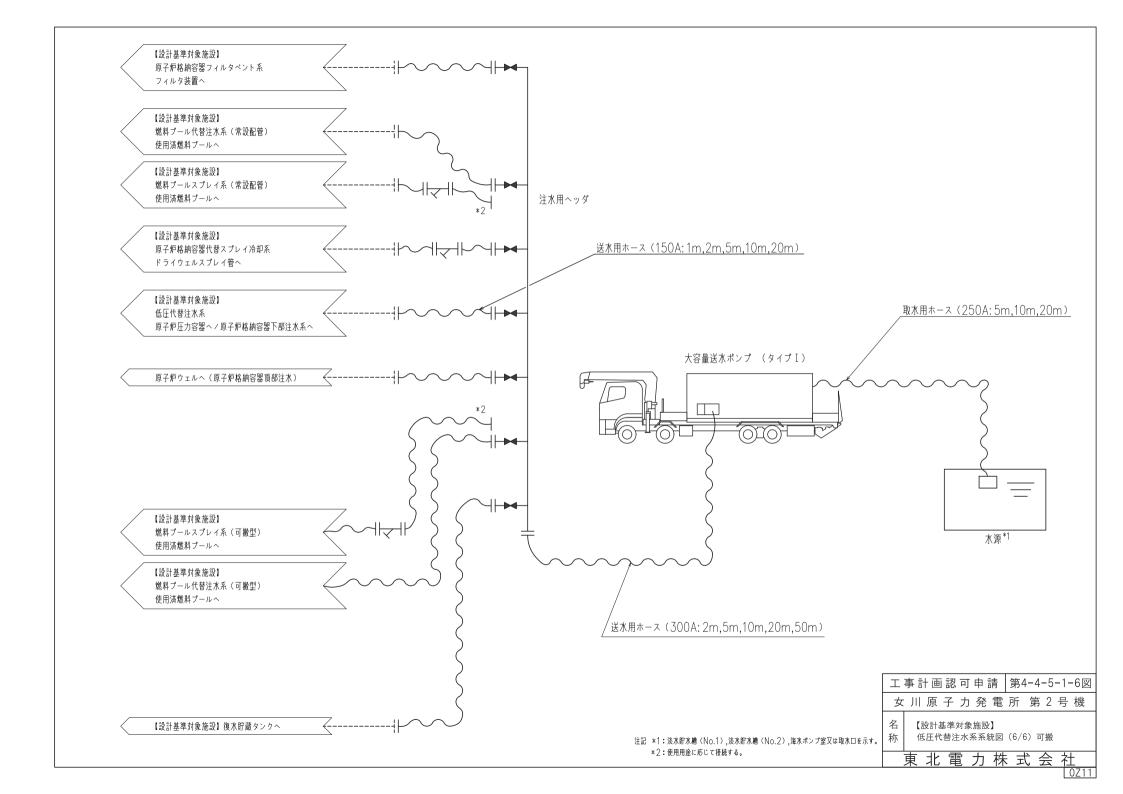
女川原子力発電所 第2号機

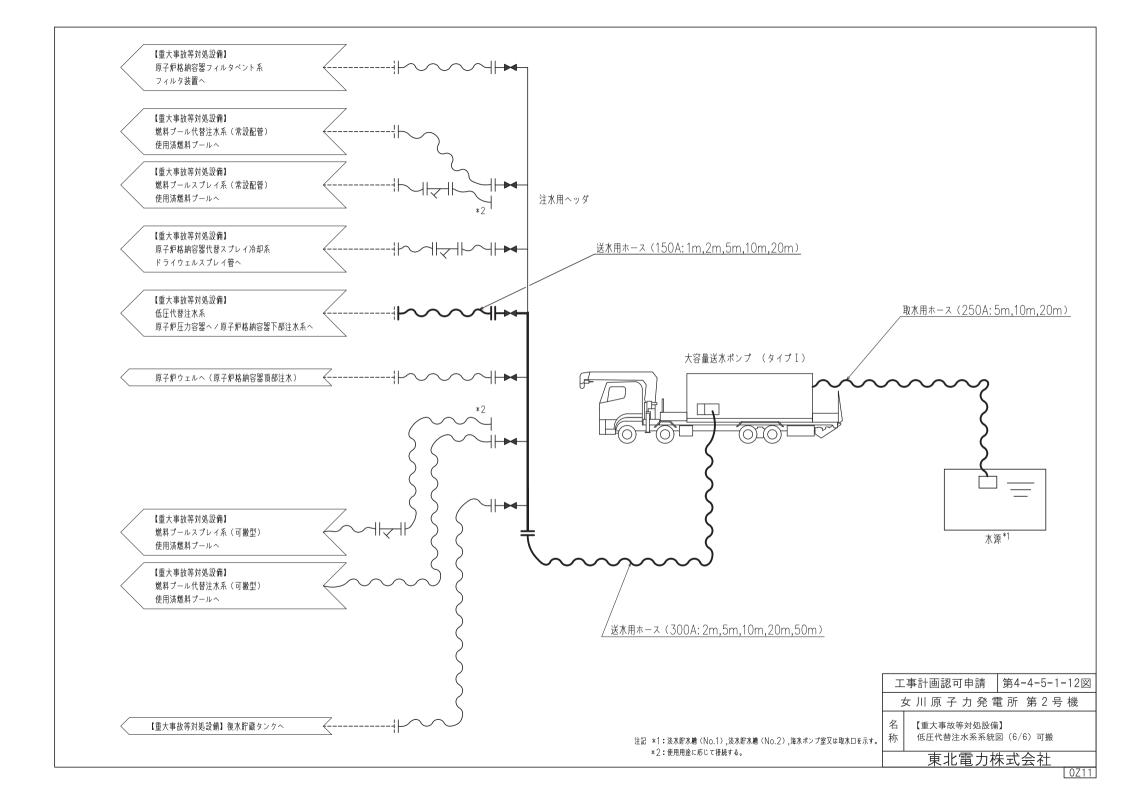
图 【重大事故等対処設備】

↑ 放射性物質拡散抑制系系統図







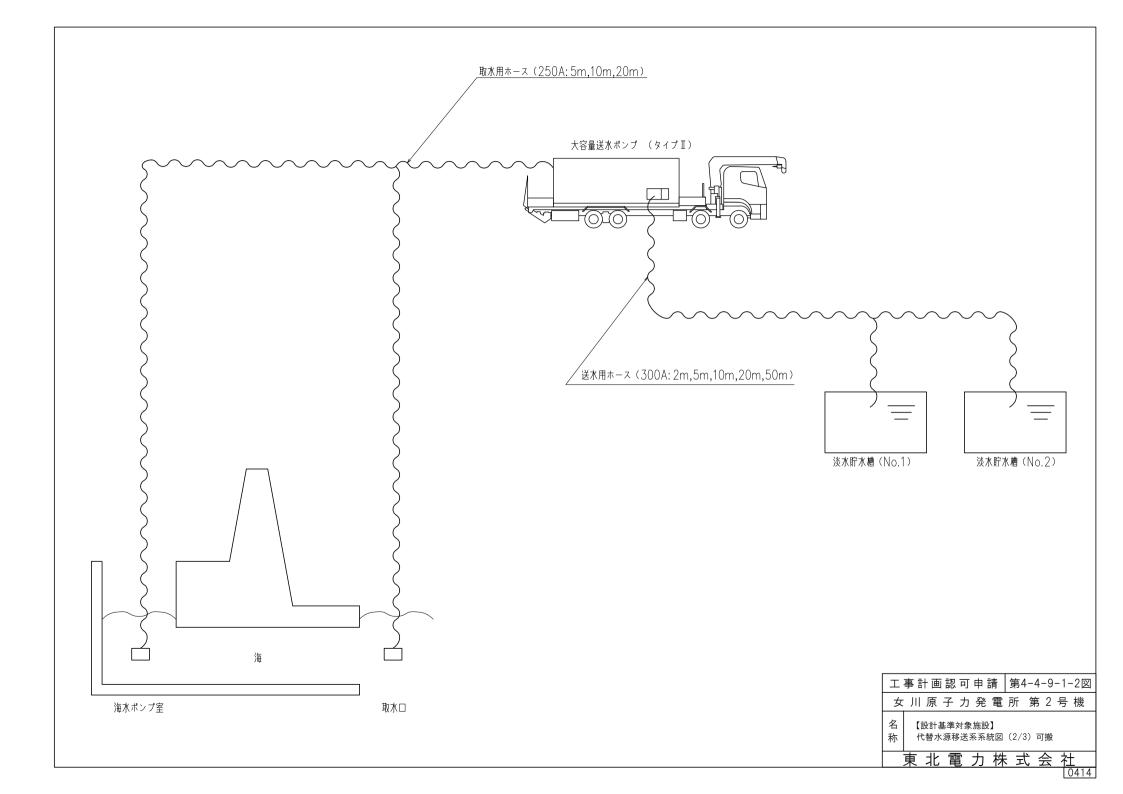


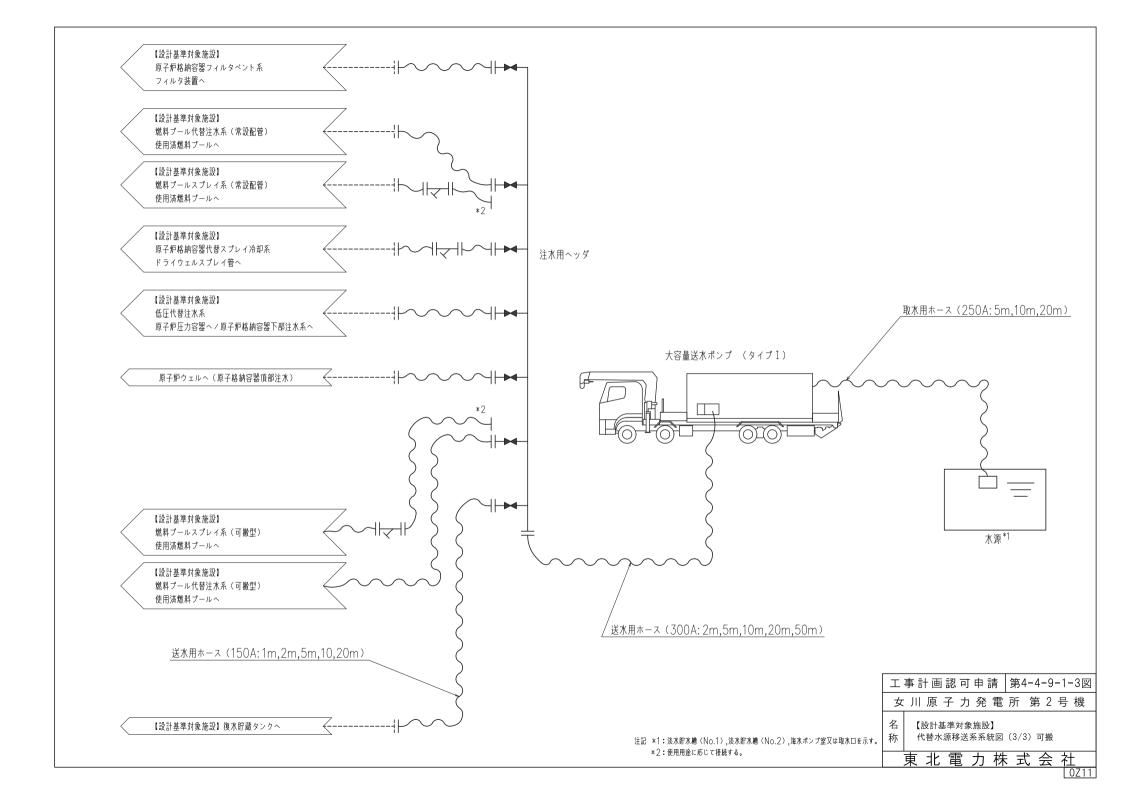
# 制御建屋 O.P.15.00 A2 A3 A4 c1 c2 c3 c4 c5 c6 c7 29.00 7.00 | 7.00 | 6.50 | 6.50 | 6.50 | 6.50 10.00 | 10.00 | 9.00 補助ボイラー建屋 O. P. 15.00 称 | 送水用ホース(150A:1m,2m,5m,10m,20m) 保管場所 60本を①に24本, ②に24本, ③に6本及び④に6本保管する。 屋外O.P.約14.8m 制御建屋~原子炉·格納容器下部注水接続口(屋内) cB: cE. aC cF € τΑ<sup>™</sup> тВ: 田田 田田 т С тE тG-₩ 🖶 囪 12.50 11.50 11.00 9.00 9.00 13.00 95.00 т'З т9 т10 к1 т6 工事計画認可申請 第4-4-5-4-7図 タービン建屋 O.P.15.00 女川原子力発電所 第2号機 原子炉建屋 O.P.15.00

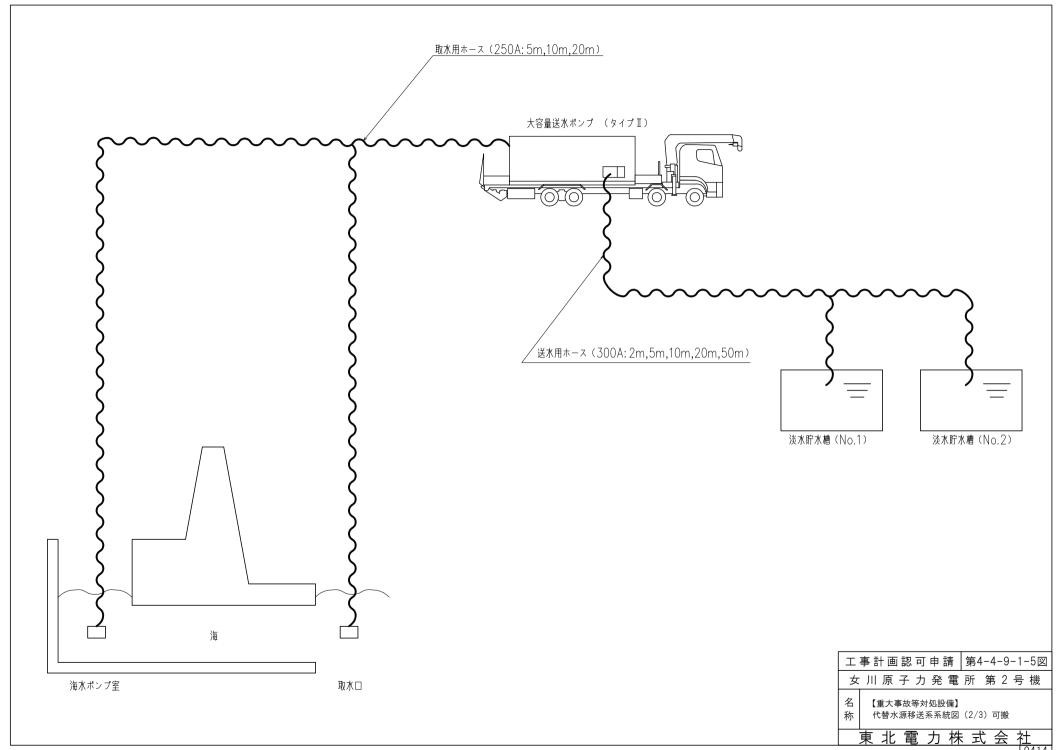
低圧代替注水系

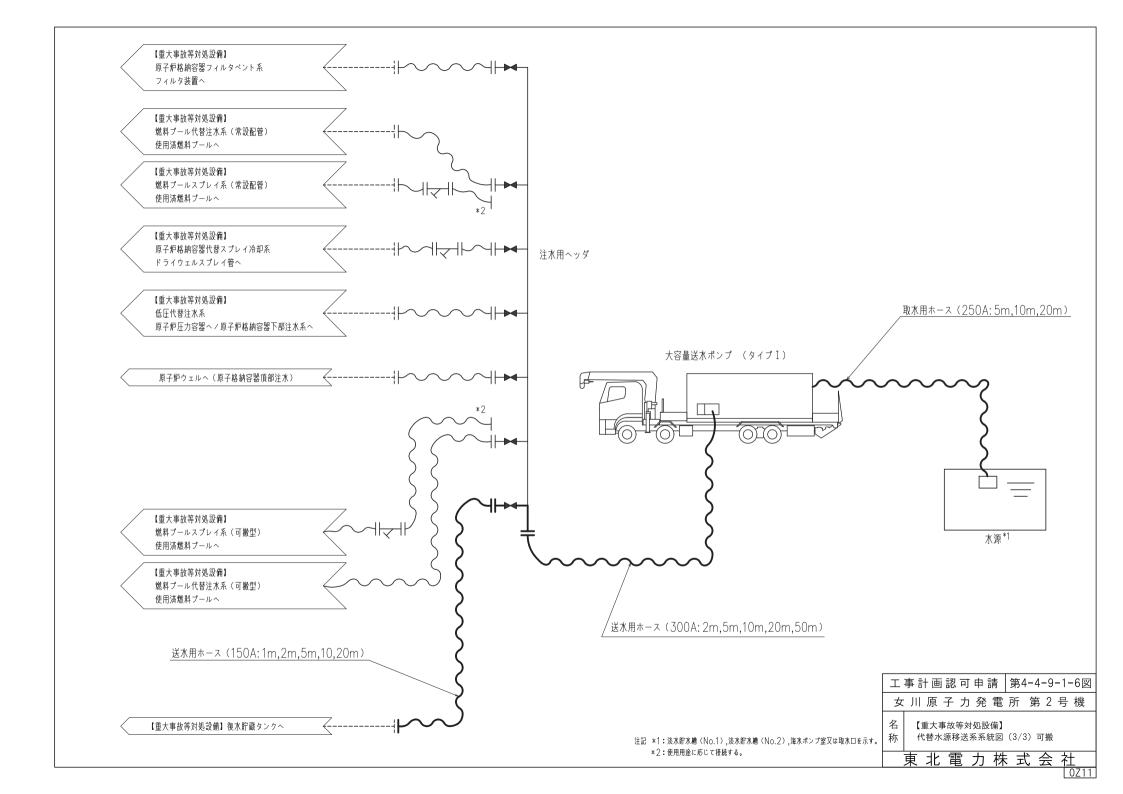
機器の配置を明示した図面(その7)

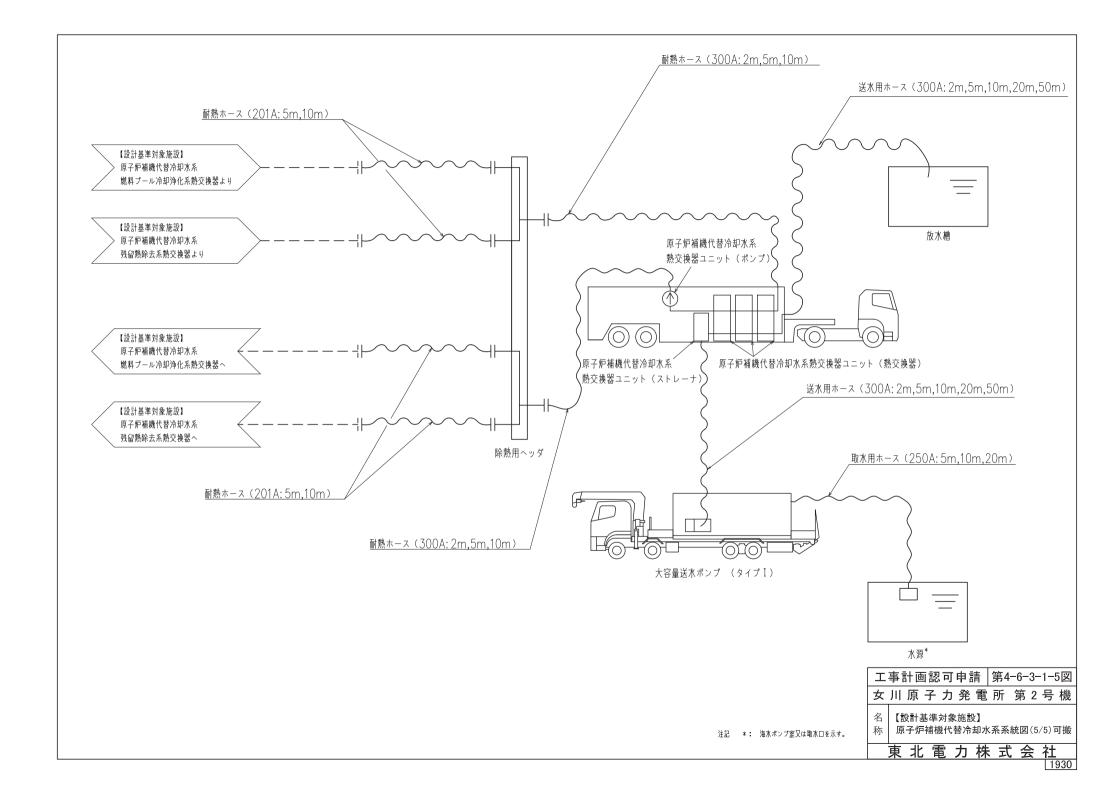
北電力株式会

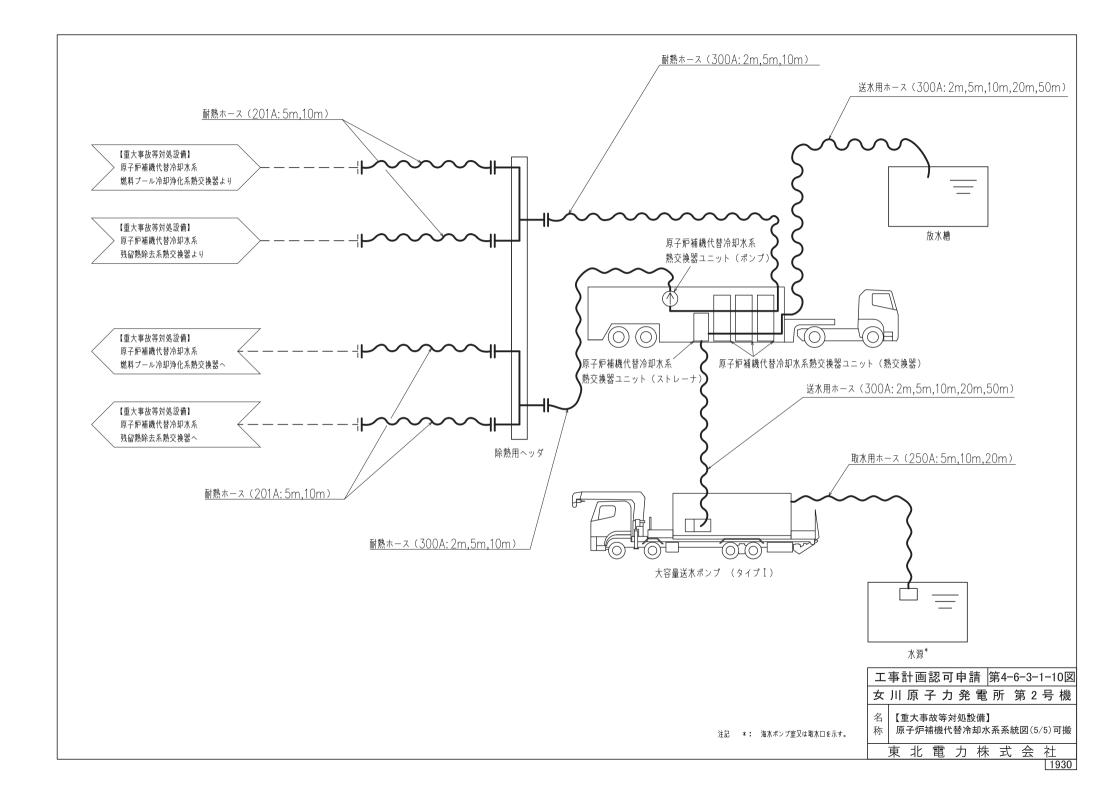


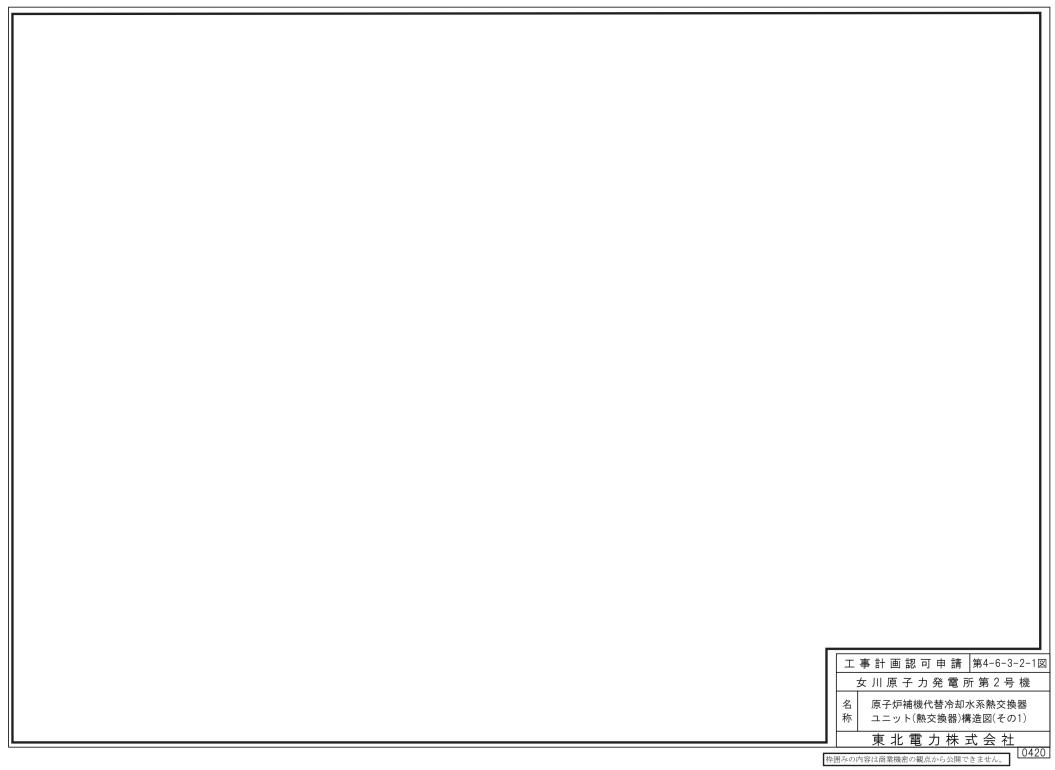








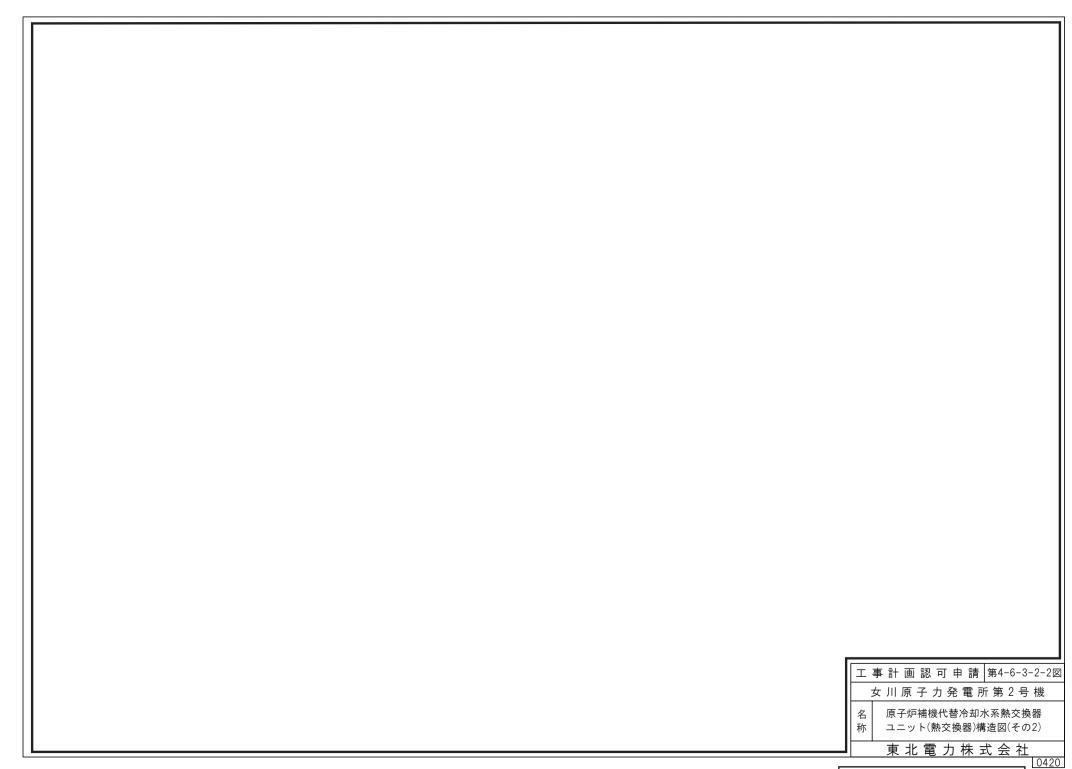




# 第 4-6-3-2-1 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(熱交換器)構造図(その1) 別紙

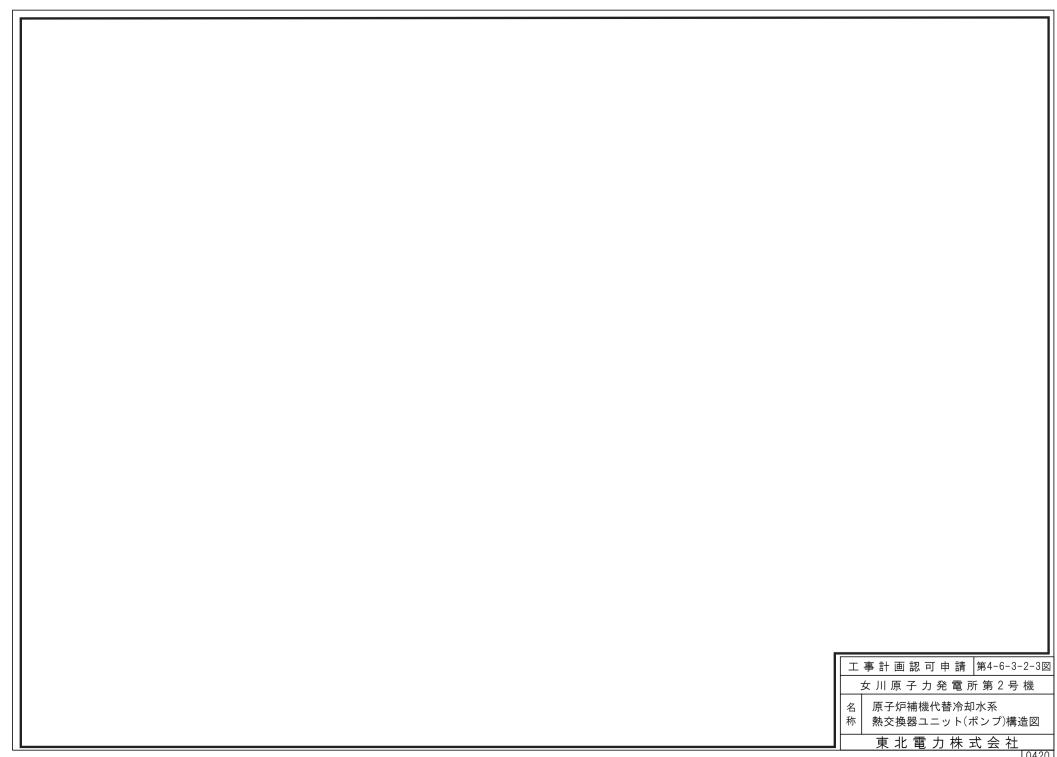
## 工事計画記載の公称値の許容範囲

主要寸法 (mm)	:	許容範囲	根拠
車両全長	15915		概略寸法のため規定しない
車両全幅	2490	_	同上
車両高さ	3475	_	同上



## 第 4-6-3-2-2 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(熱交換器)構造図 (その 2) 別紙 工事計画記載の公称値の許容範囲

主要寸法 (mm)	許容範囲	根拠
伝熱板幅	mm	製造能力,製造実績を考慮した メーカ基準
伝熱板高さ	mm	同上
伝熱板厚さ	mm	同上
側板間長さ	mm mm	同上
側板厚さ	mm	同上
全長	mm	同上



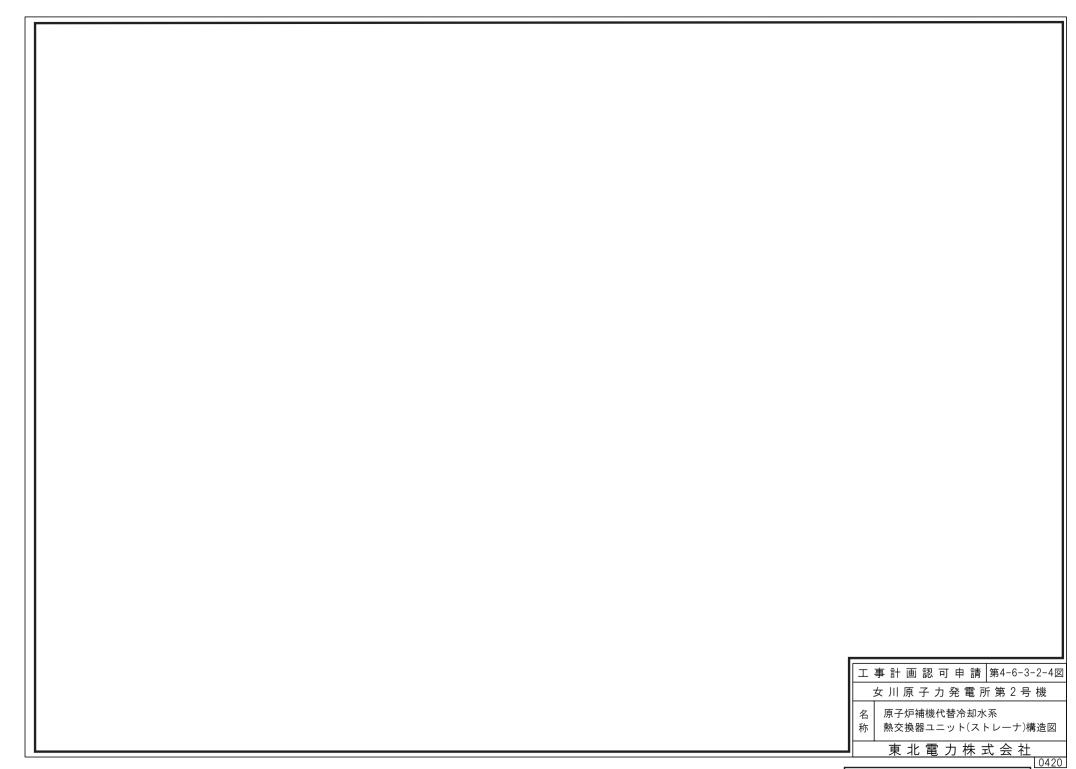
枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

0720

#### 第 4-6-3-2-3 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ポンプ)構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

主要寸法 (mm)			容範囲	根拠
吸込内径			mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
吐出内径			mm	同上
たて			mm	同上
横			mm	同上
高さ			mm	同上

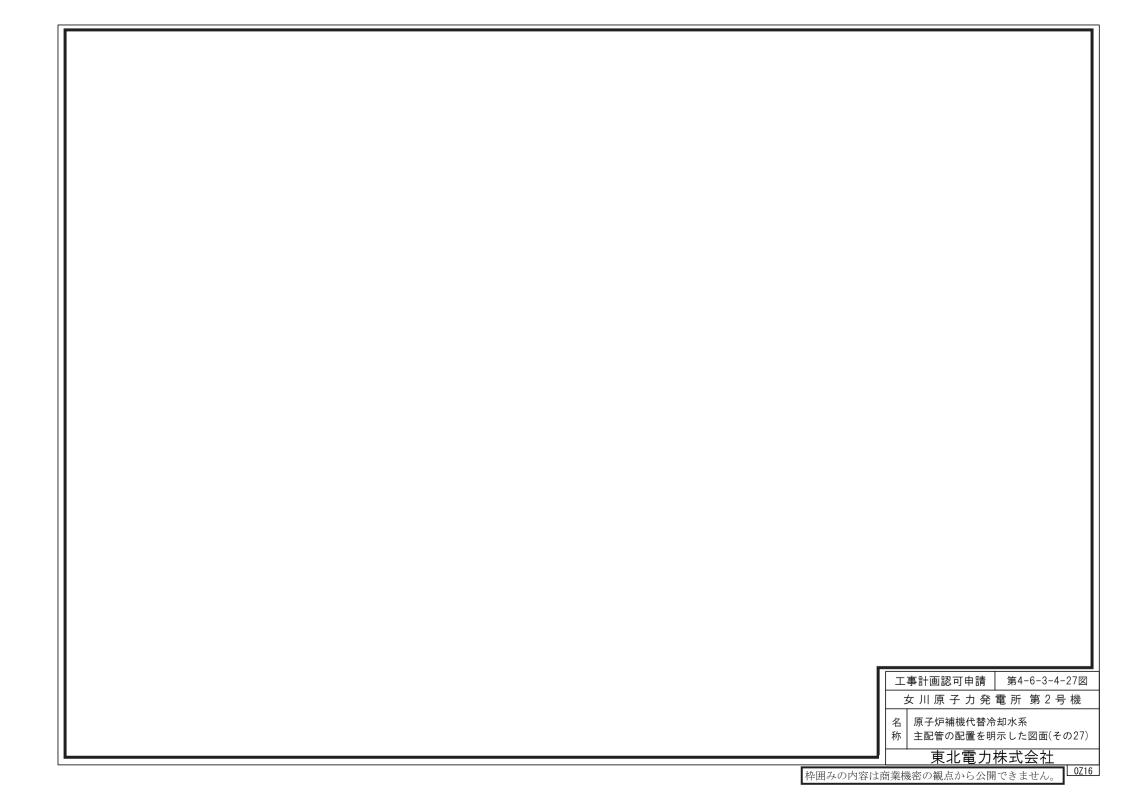


枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

#### 第 4-6-3-2-4 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(ストレーナ)構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

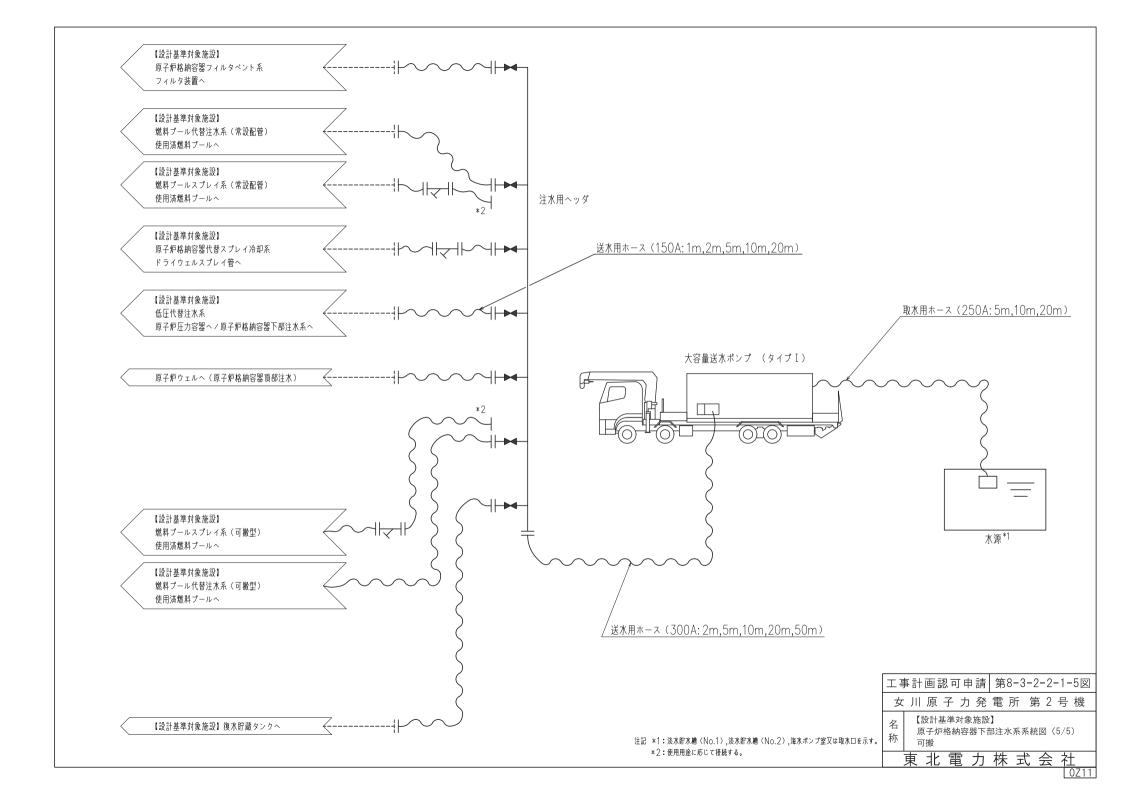
主要寸法 (mm)			字範囲	根拠
胴外径			mm	製造能力,製造実績を考慮した メーカ基準
胴板厚さ			mm mm	同上
底板厚さ			mm	同上
ふた板厚さ		m	mm m	同上
高さ			mm	同上
管台外径 (海水入口)			mm	同上
管台外径(海水出口)			mm	同上
胴フランジ厚さ			mm mm	同上

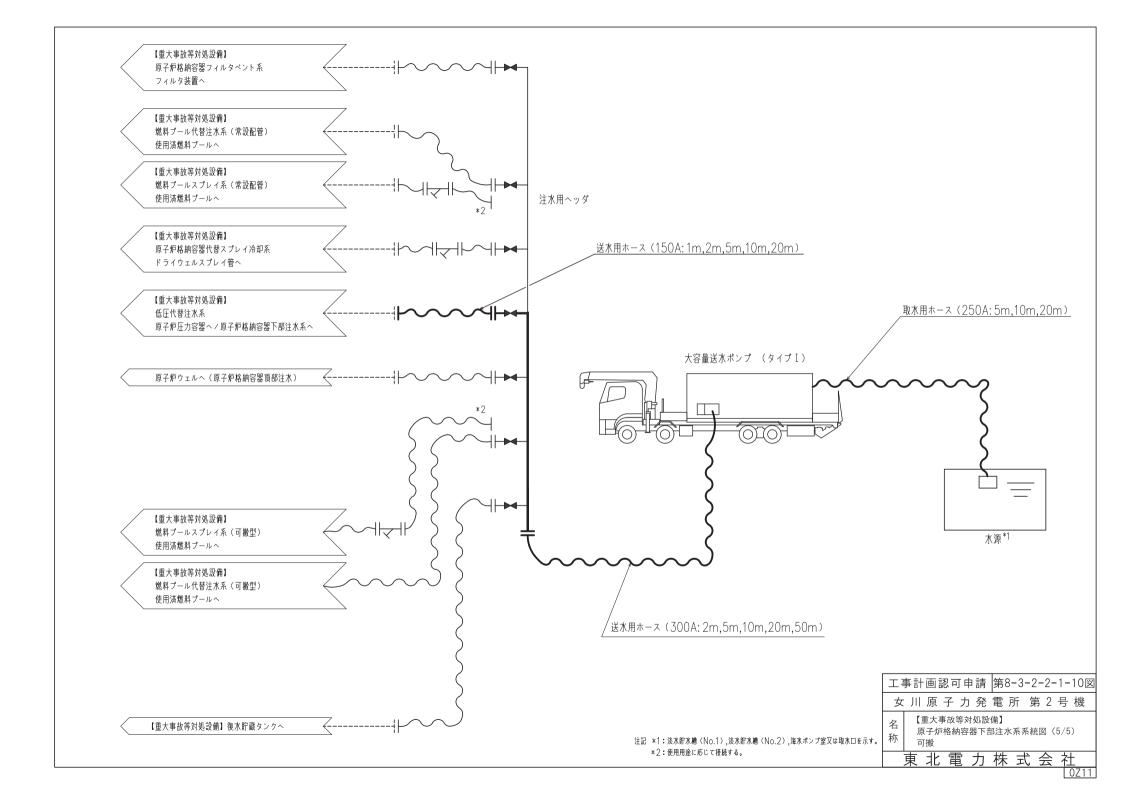


#### 第 4-6-3-4-27 図 原子炉補機代替冷却水系 主配管の配置を明示した図面別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
外径	300A	規定しない	完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって,使用材料の特性を踏まえた上で,重大事故等時における使用圧力及
7F1E	200A	· がたしない	び使用温度が負荷された状態において強度が 確保できるものを使用するため許容範囲を定 めない。
厚さ			製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準



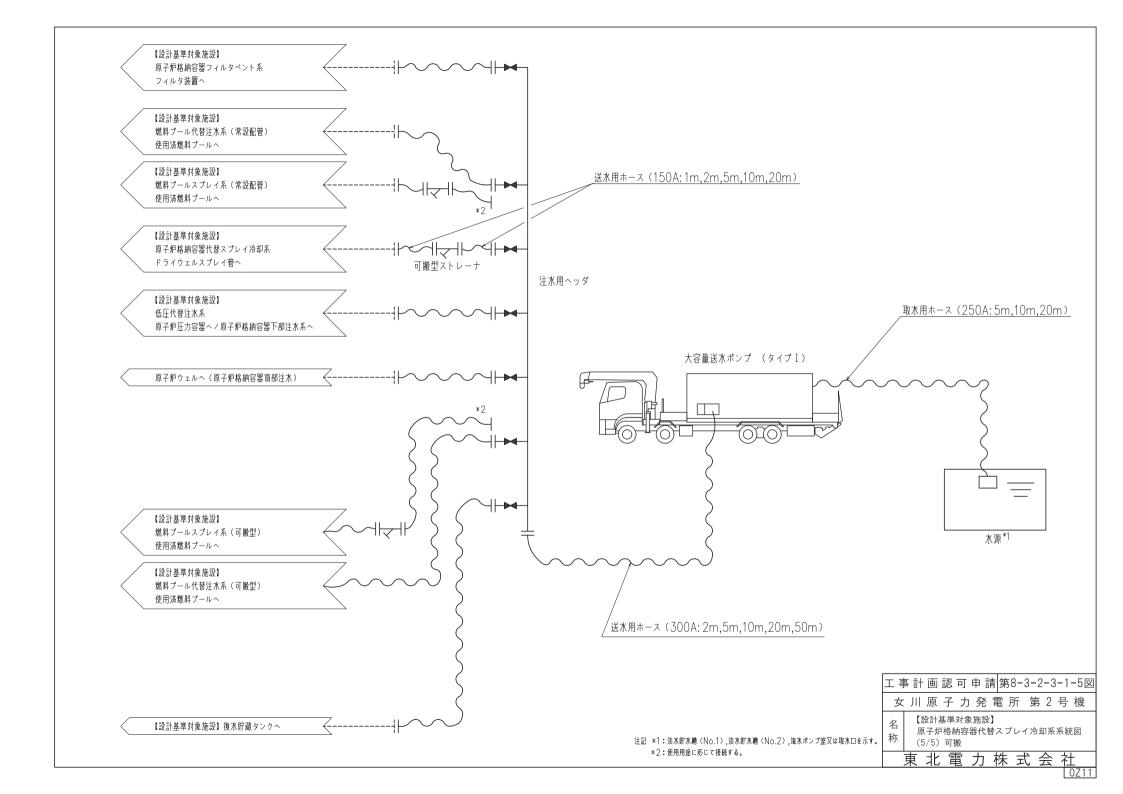


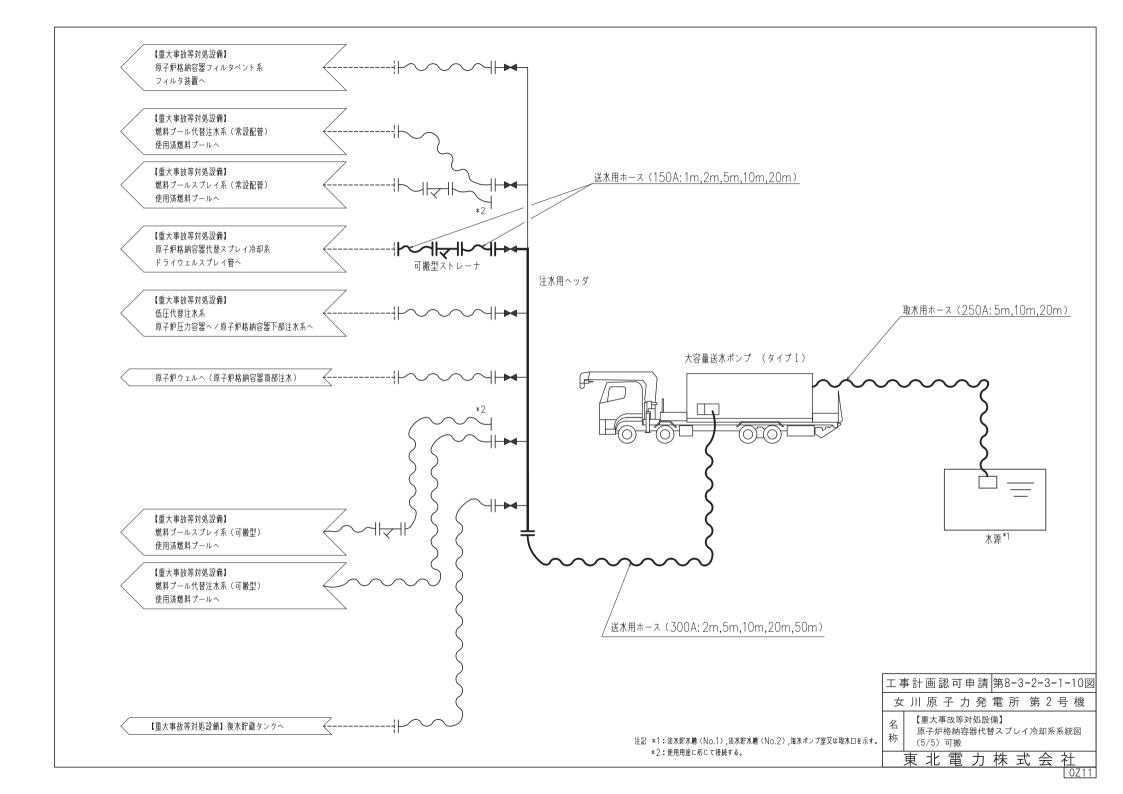
### 制御建屋 O.P.15.00 A2 A3 A4 c1 c2 c3 c4 c5 c6 c7 29.00 7.00 | 7.00 | 6.50 | 6.50 | 6.50 | 6.50 10.00 | 10.00 | 9.00 補助ボイラー建屋 O. P. 15.00 称 | 送水用ホース(150A:1m,2m,5m,10m,20m) 保管場所 60本を①に24本, ②に24本, ③に6本及び④に6本保管する。 ■屋外OP.約14.8m 制御建屋~原子炉·格納容器下部注水接続口(屋内) cB: cE. aC cF € τΑ<sup>™</sup> тВ: 田田 田田 т С тE тG-₩ 🖶 囪 12.50 11.50 11.00 9.00 9.00 13.00 95.00 т'З т9 т10 к1 工事計画認可申請 | 第8-3-2-2-2-8図 タービン建屋 O.P.15.00 女川原子力発電所 第2号機 原子炉建屋 O.P.15.00

名 原子炉格納容器下部注水系

赤 機器の配置を明示した図面(その8)

東北電力株式会社



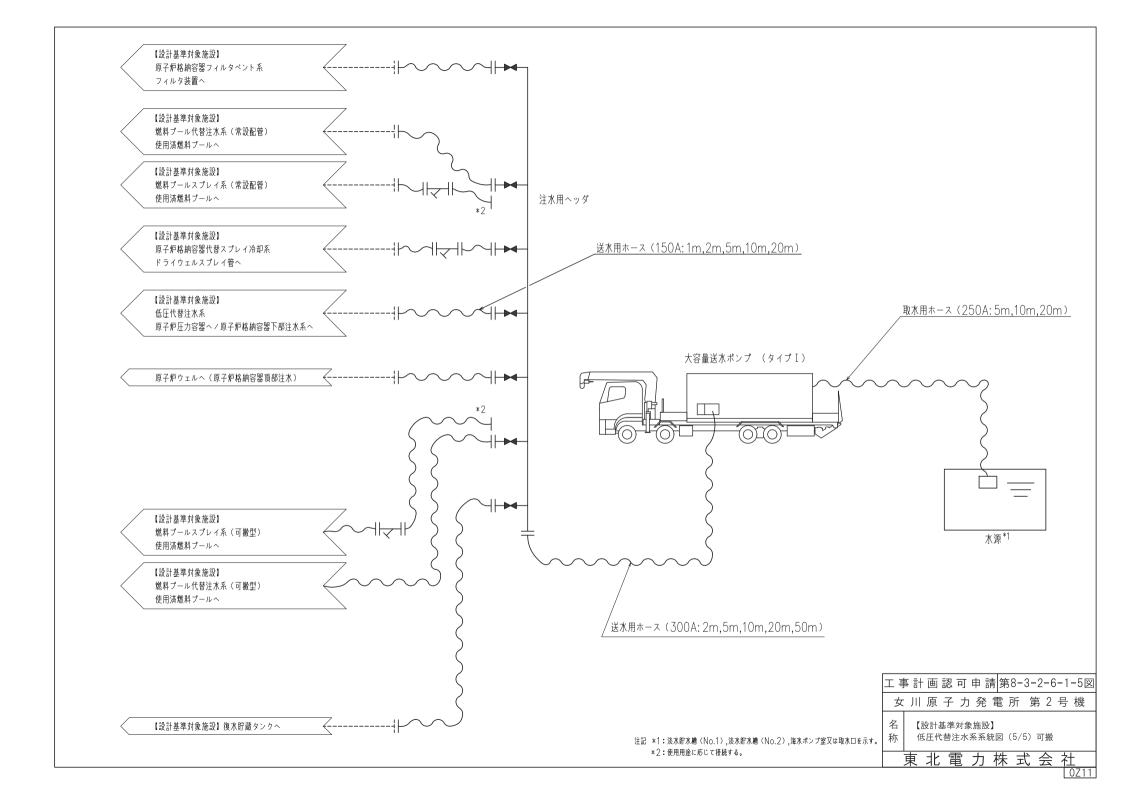


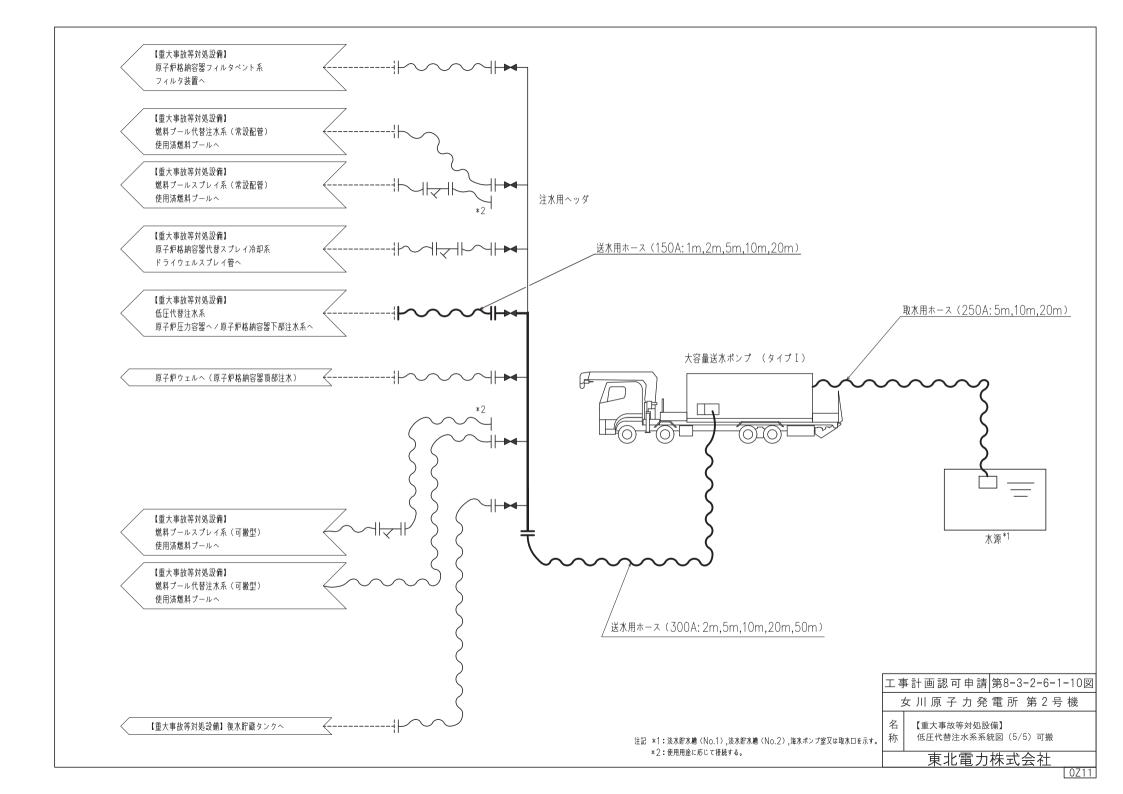
## 制御建屋 O.P.15.00 A2 A3 A4 c1 c2 c3 c4 c5 c6 c7 29.00 7.00 | 7.00 | 6.50 | 6.50 | 6.50 | 6.50 10.00 | 10.00 | 9.00 補助ボイラー建屋 O. P. 15.00 称 | 送水用ホース(150A:1m,2m,5m,10m,20m) 保管場所 60本を①に24本, ②に24本, ③に6本及び④に6本保管する。 屋外0.P.約14.8m 制御建屋~格納容器スプレイ接続口(屋内) cE. aC cF € τΑ<sup>™</sup> тВ: 田田 田田 тСтE тG-₩ 🖶 囪 12.50 11.50 11.00 9.00 9.00 13.00 95.00 т'З т9 т10 к1 工事計画認可申請 | 第8-3-2-3-2-6図 タービン建屋 O.P.15.00 女川原子力発電所 第2号機

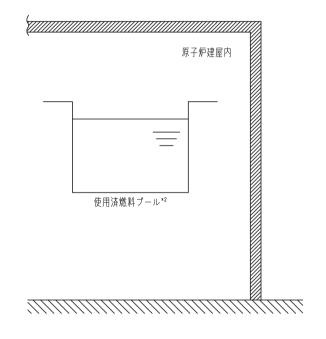
原子炉建屋 O.P.15.00

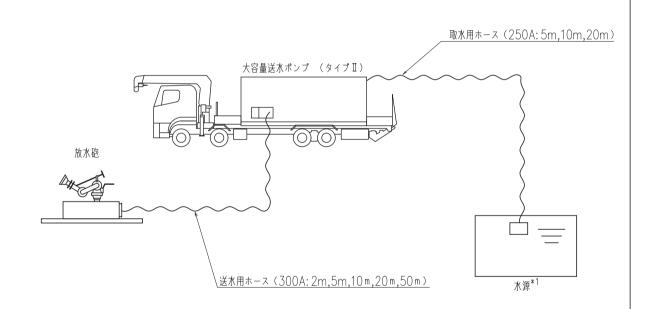
1514

原子炉格納容器代替スプレイ冷却系機器の配置を明示した図面(その6) 北 電 力 株 式 会









注記\*1:海水ポンプ室又は取水口を示す。 \*2:使用済燃料貯蔵設備

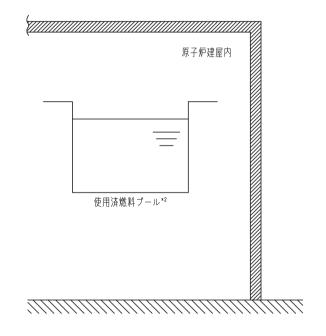
工事計画認可申請 第8-3-3-4-1-1図

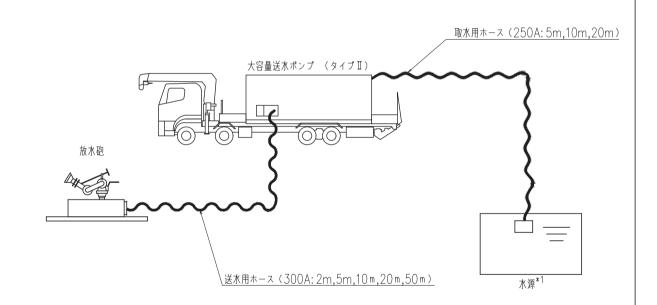
女川原子力発電所 第2号機

名 【設計基準対象施設】

放射性物質拡散抑制系系統図

東北電力株式会社





注記 \* 1:海水ポンプ室又は取水口を示す。 \* 2:使用済燃料貯蔵設備

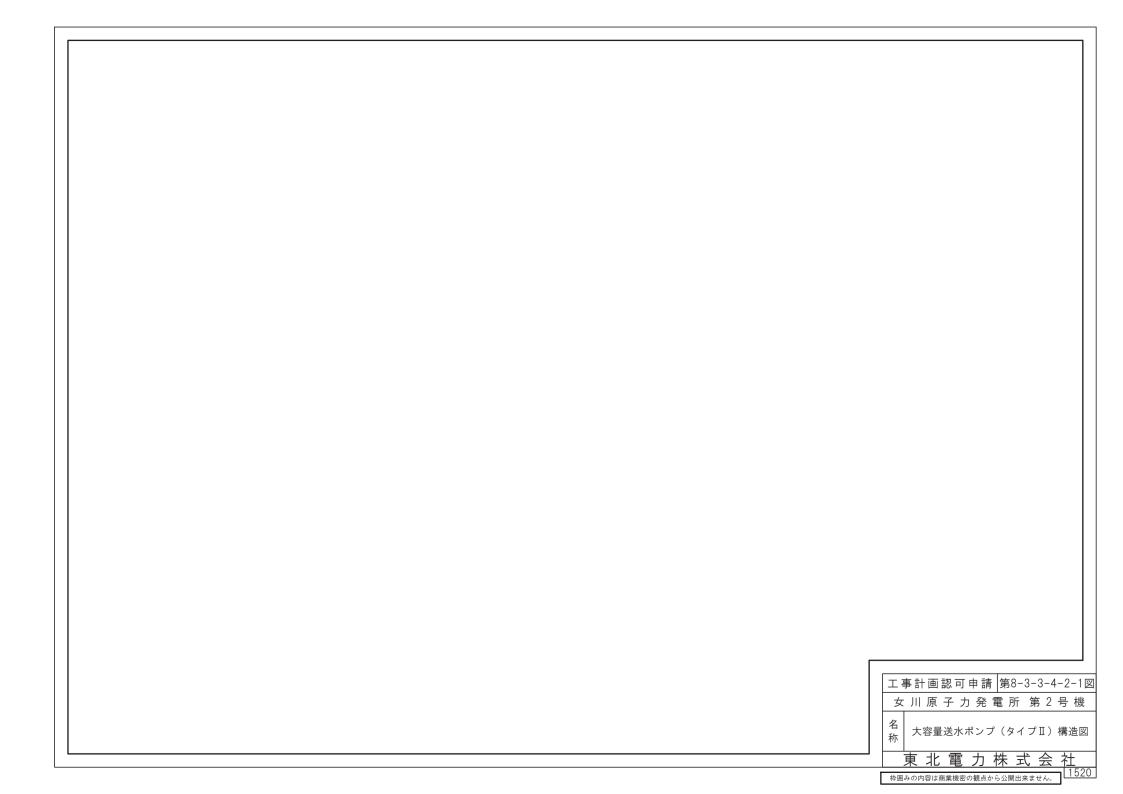
工事計画認可申請 第8-3-3-4-1-2図

女川原子力発電所 第2号機

名 【重大事故等対処設備】

↑ 放射性物質拡散抑制系系統図

東北電力株式会社

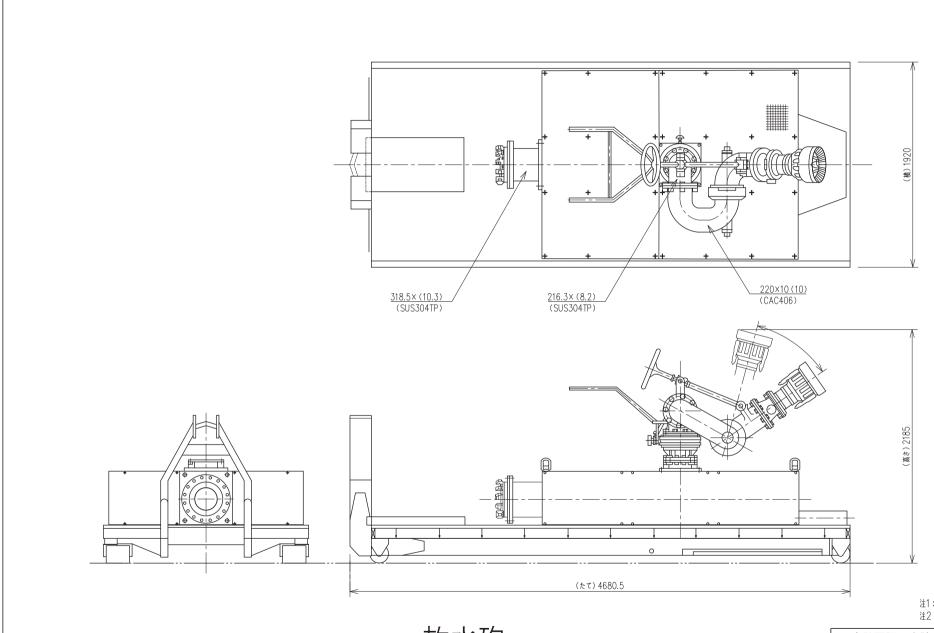


#### 第8-3-3-4-2-1図 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

#### [大容量送水ポンプ(タイプⅡ)]

			要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
吸	込	П	径	350		製造能力、製造実績を考慮した メーカ基準
吐	出	П	径	300		同上
た	たて		1125		同上	
横				1340		同上
高			さ	585		同上
車	両	全	長	12750		概略寸法のため規定しない
車	両	全	幅	2495	_	同上
車	両	高	さ	3570	_	同上



放水砲

注1:特記なき寸法はmmを示す。 注2:()内の寸法は公称値を示す。

工事計画認可申請 第8-3-3-4-4-1図

女川原子力発電所第2号機

- 名 放射性物質拡散抑制系
- 主記管の配置を明示した図面(その1)

東北電力株式会社

1518

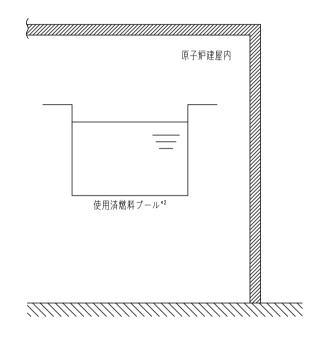
第 8-3-3-4-4-1 図 原子炉格納施設のうち放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備(放射性物質拡散抑制系)に係る主配管の配置を明示した図面 別紙

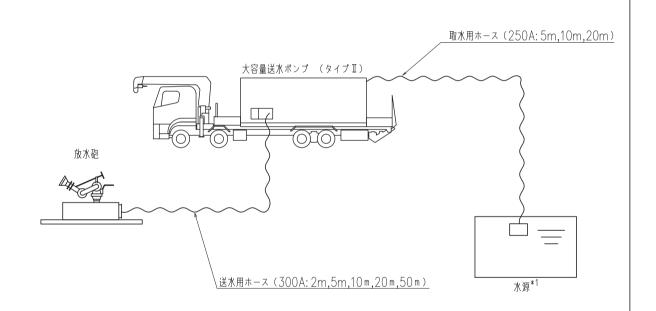
#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

#### [放水砲]

主要寸法 (mm)		許容範囲	根拠
	318. 5	$\pm 3.2$ mm	製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
外形	216. 3	$\pm 2.2$ mm	同上
	220		同上
	10.3	±1.03 mm	同上
厚さ 8.2		$\pm 0.82$ mm	同上
	10	$\pm 2.1$ mm	同上

注:主要寸法は,工事計画記載の公称値。





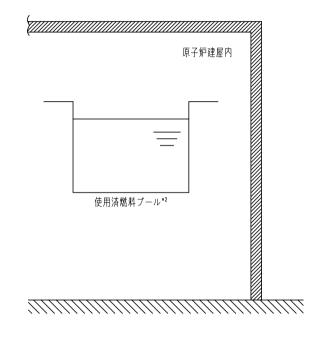
注記\*1:海水ポンプ室を示す。 \*2:使用済燃料貯蔵設備

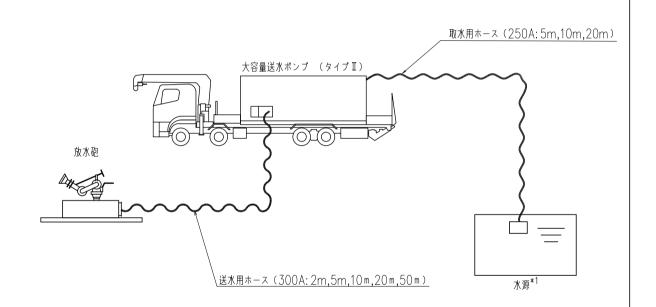
工事計画認可申請第8-3-3-5-1-1図

女川原子力発電所 第2号機

【設計基準対象施設】 放射性物質拡散抑制系 (航空機燃料火災への泡消火)系統図

力株式会





注記\*1:海水ポンプ室を示す。 \*2:使用済燃料貯蔵設備

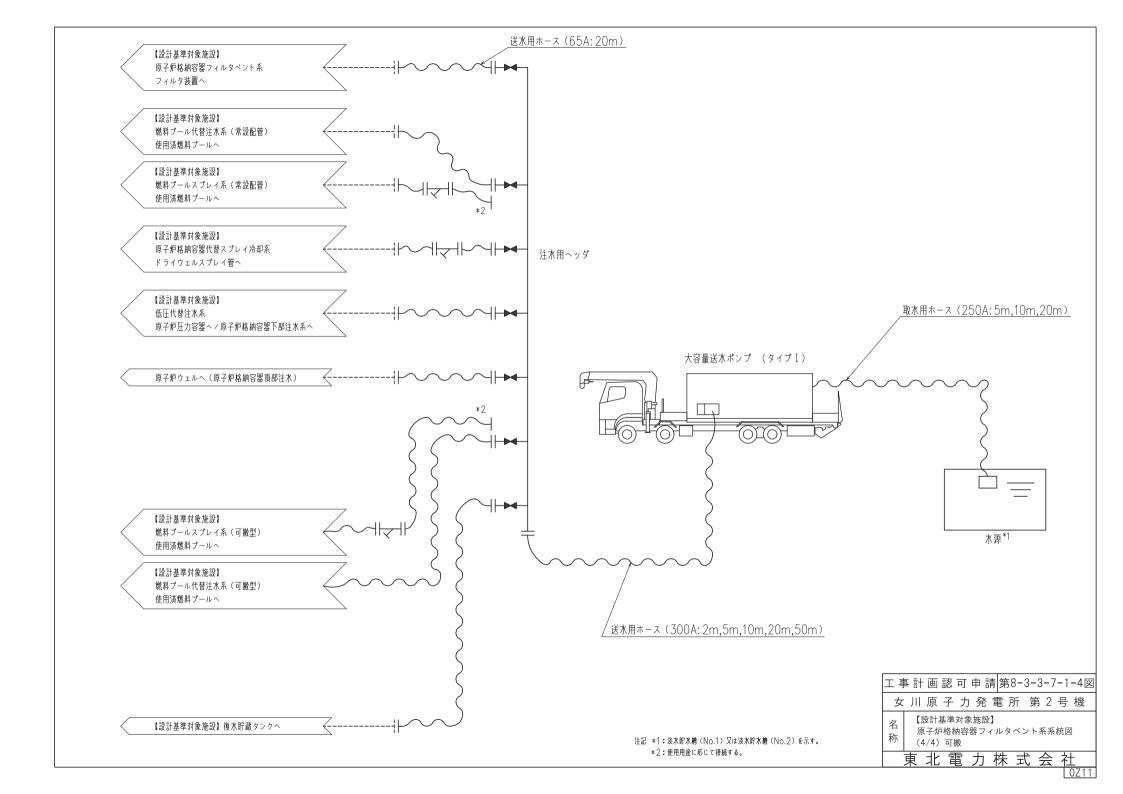
工事計画認可申請 第8-3-3-5-1-2図

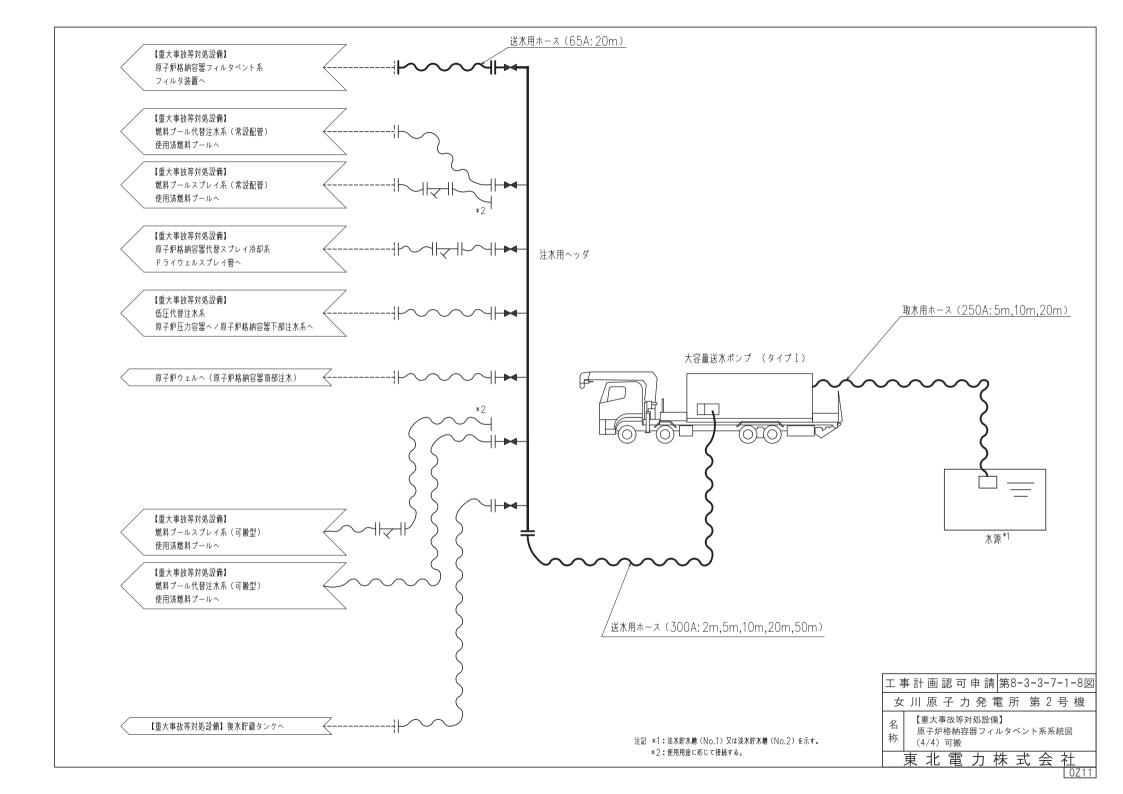
女川原子力発電所 第2号機

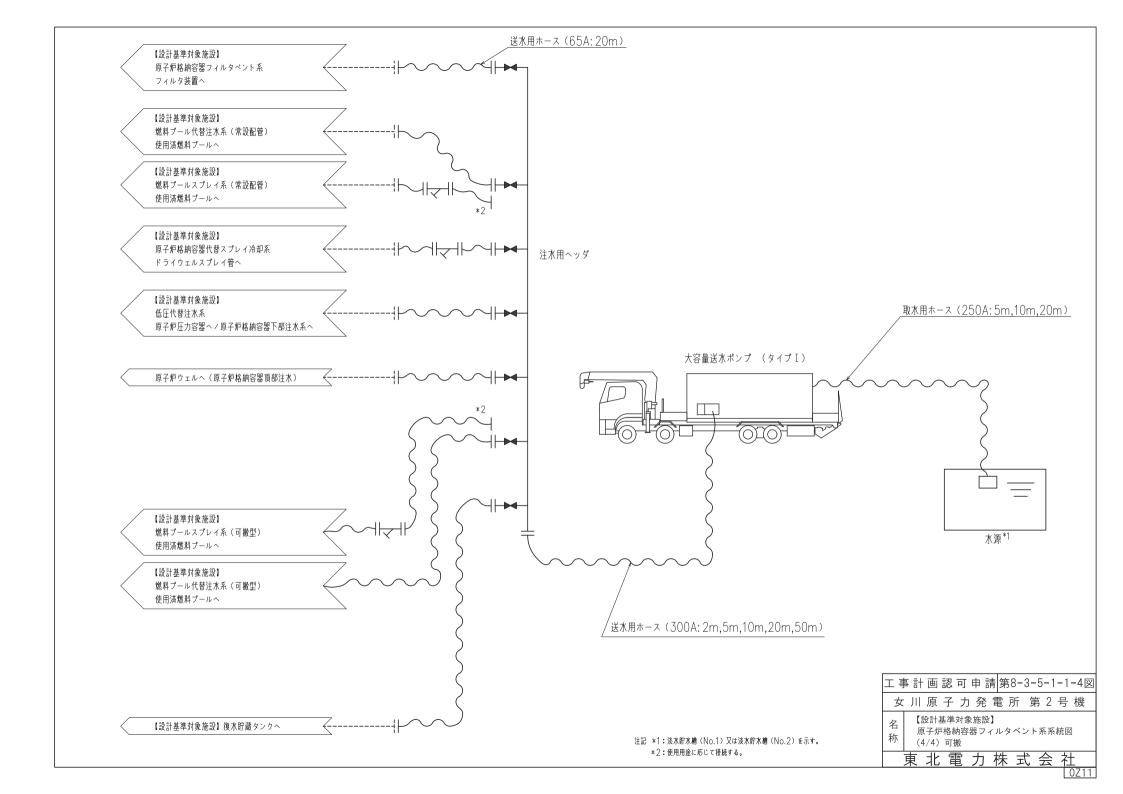
名 【重大事故等対処設備】 放射性物質拡散抑制系

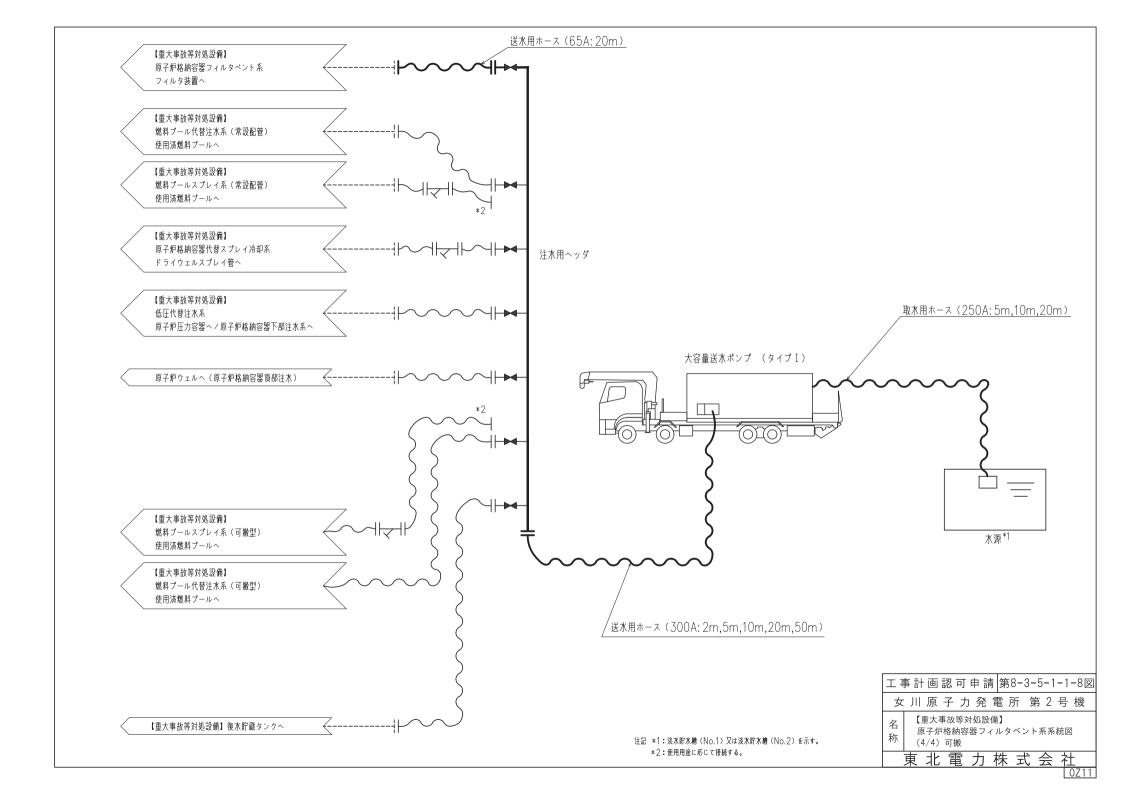
称 (航空機燃料火災への泡消火)系統図

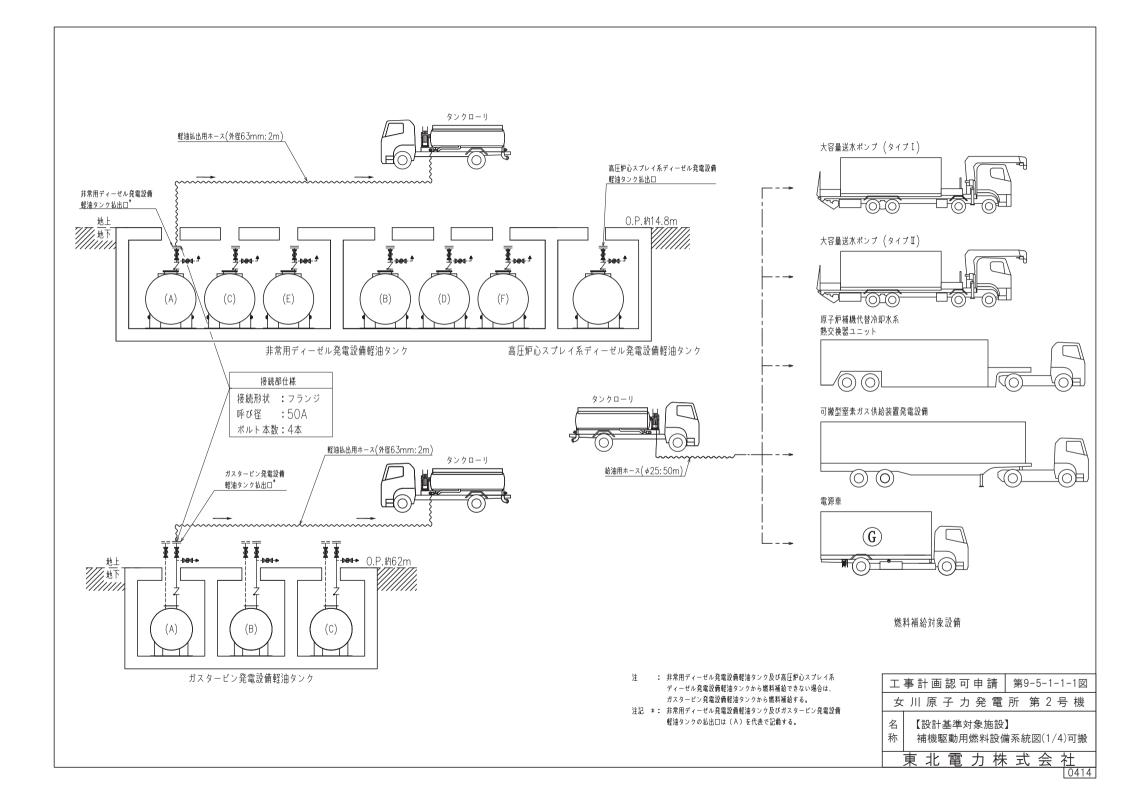
東北電力株式会社

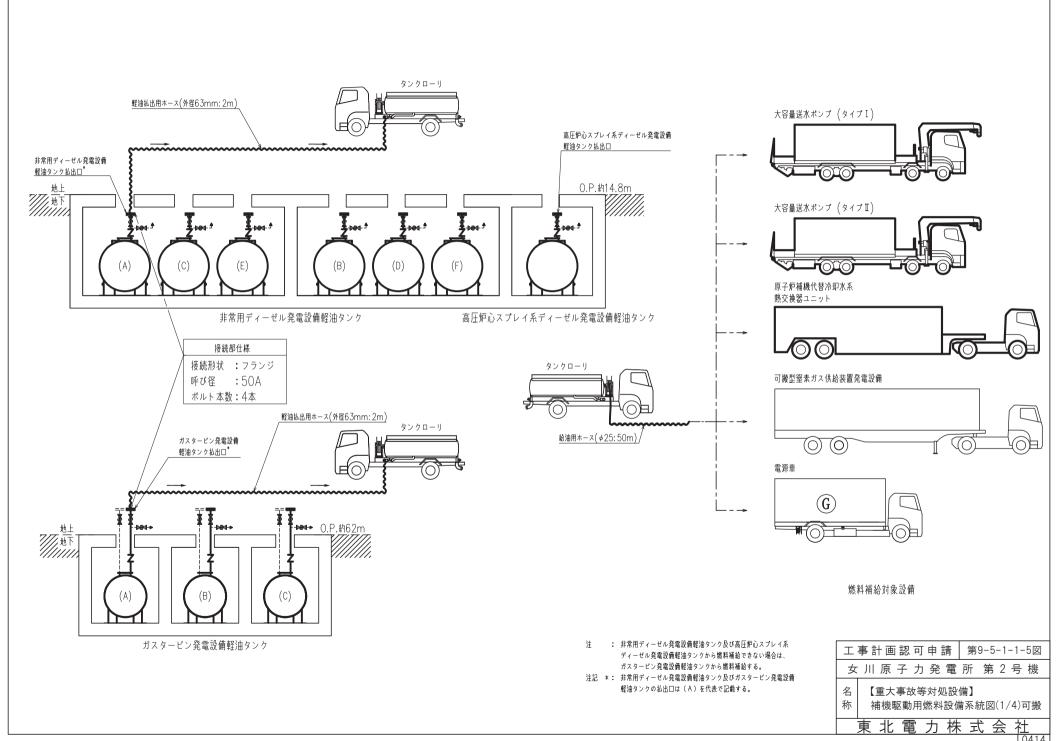












工事計画認可申請 第9-5-1-2-1図

女川原子力発電所第2号機

東北電力株式会社
株理みの内容は商業機密の観点から公開できません。 0220

#### 第 9-5-1-2-1 図 大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

#### 「大容量送水ポンプ(タイプ I)(燃料タンク)]

L/ \ H =							
主	要 (mm	寸 法	許容範囲	根 拠			
た	τ	1480		製造能力、製造実績を考慮した メーカ基準			
	横	540		製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準			
高	0.k	640		製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準			

工事計画認可申請 第9-5-1-2-2図 女川原子力発電所第2号機 東北電力株式会社 | 押囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 | 0220

#### 第 9-5-1-2-2 図 大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

#### 「大容量送水ポンプ(タイプⅡ)(燃料タンク)〕

L/ \ H	[AT ELANOV A (A T A ET (MATI A V A A)]					
主	要 (mm	寸 法	許容範囲	根 拠		
た	7	1480		製造能力,製造実績を考慮した メーカ基準		
	横	540		製造能力,製造実績を考慮した メーカ基準		
高	OF	640		製造能力,製造実績を考慮した メーカ基準		

工 事 計 画 認 可 申 請 第9-5-1-2-3図

女川原子力発電所 第2号機

名 原子炉補機代替冷却水系熱交換器コニット

称 (燃料タンク)構造図

東北電力株式会社 株理みの内容は商業機密の観点から公開できません。 0220

#### 第 9-5-1-2-3 図 原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

「原子炉補機代替冷却水系熱交換器ユニット(燃料タンク)]

F//11. 4	//	- 4/20 (2) (4)	////>C1//C11		()2(()1)	
主	要 (mm)	<del>寸</del>	法	許	容範囲	根拠
た	て					製造能力、製造実績を考慮した メーカ基準
	横					製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
高	さ					製造能力、製造実績を考慮した メーカ基準

工事計画認可申請 第9-5-1-2-4図 女川原子力発電所 第2号機 名 タンクローリ構造図

東北電力株式会社 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。 1625

#### 第 9-5-1-2-4 図 タンクローリ構造図別紙

#### 工事計画記載の公称値の許容範囲

#### 「タンクローリ〕

[タンクローリ]			
主 要	寸 法	許容範囲	根拠
胴 長 径	1800		製造能力、製造実績を考慮した メーカ基準
胴 短 径	930		同上
胴板厚さ(上板)	3. 2	+規定しない 0 mm	消防法で規定された最小板厚
胴板厚さ	3. 2	+規定しない -0.4mm	同上
鏡板厚さ	3. 2	+規定しない -0.4mm	同上
鏡板の形状	(鏡板長径) 1800		製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
に係る寸法	(鏡板短径の 2分の1) 65		同上
排出口管台外径	136. 4		同上
排出口管台厚さ	3. 2	+規定しない -0.4mm	消防法で規定された最小板厚
マンホール 管 台 外 径	406. 4		製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
マンホール管 台 厚 さ	3. 2	+規定しない -0.4mm	消防法で規定された最小板厚
マンホール ふた 厚 さ	3. 2	+規定しない -0.4mm	同上
全長	3350		製造能力、製造実績を考慮したメーカ基準
車 両 全 長	5920	_	概略寸法のため規定しない
車 両 全 幅	2200	_	同上
車両高さ	2420		同上

